

熊本県林地開発許可制度実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の2及び第10条の3の規定に基づく林地開発許可制度の適正な執行を図るため、法、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「政令」という。）及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 法第10条の2第1項に規定する開発行為をいう。
- (2) 開発行為地 開発行為の場所をいう。
- (3) 開発区域 開発行為に係る事業区域のうち、土地の形質変更を伴う区域の全てであつて、森林のほか、農地、宅地、道路等を含む当該区域の全体をいう。
- (4) 開発しようとする者 開発行為の許可を受けようとする者をいう。
- (5) 申請者 林地開発許可申請書又は林地開発変更許可申請書を提出した者をいう。
- (6) 開発行為者 開発行為の許可を受けた者をいう。
- (7) 防災施設 洪水調節池、えん堤、沈砂池、よう壁、排水施設の各施設をいう。
- (8) 防災工事 防災施設の設置に係る工事をいう。
- (9) 本体工事 防災工事以外の工事をいう。
- (10) 施工管理 開発区域内の工事の施工にあたり、許可した計画に適合するための管理（写真管理含む）をいう。
- (11) 開発行為の中止 開発行為完了前に防災措置及び緑化が適正に実施されたうえで、開発行為の実施を一時中断し、かつ、当該開発行為者が再開する意思のあるものをいう。
- (12) 開発行為の廃止 許可を受けた開発行為を行わず、又は開発行為の完了前に防災に係る措置及び緑化が適正に実施されたうえで開発行為の続行を取り止め、かつ、当該開発行為者が再開する意思のないものをいう。
- (13) 広域本部長等 広域本部長をいう。ただし、県央広域本部管内にあつては上益城地域振興局長、阿蘇及び球磨地域振興局管内にあつては、所管の地域振興局長とする。
- (14) 広域本部林務課長等 広域本部林務課長をいう。ただし、県央広域本部管内にあつては上益城地域振興局林務課長、阿蘇地域振興局管内にあつては同局林務課長、球磨地域振興局管内にあつては同局森林保全課長とする。
- (15) 是正指導 法第10条の3の規定に該当する違反事案に対する中止指導、復旧指導の総称をいう。

(遵守事項)

第3条 開発行為者は、開発行為の実施に当たっては法令及び許可条件を遵守しなければならない。

- 2 開発行為者は、当該開発行為地内において、工事に着手してから開発行為が完了し、第17条の知事の確認により適正であると認められるまでの間、開発行為地外への土砂崩壊、土砂流出、落石等を生じさせることがないように、万全の予防対策を講じなければならない。
- 3 開発行為者は、開発行為の実施に当たっては自らの責任において施行し、かつ、その管理責任を負うものとする。開発行為者の指示を受け又はその委託を受けて開発行為に従事する者が行う当該林地開発行為についても、同様に開発行為者がその責任を負うものとする。
- 4 知事は、開発行為の適正な履行を確保するとともに、法の趣旨に反する開発行為を未然に

防止するため、関係市町村等と連携し、林地開発許可制度の趣旨の徹底に努めるものとする。

(河川管理者等との協議)

第4条 開発しようとする者は、開発区域内に調節池等を設置し河川に放流する計画を有するときは、あらかじめ河川管理者等に協議するものとする。

2 河川管理者等と協議しようとする者は、河川管理者等協議依頼書（別記第1号様式）を次に掲げる担当課長に提出するものとする。

(1) 開発区域面積が5ヘクタール未満の場合、所管の広域本部林務課長等。

(2) 開発区域面積が5ヘクタール以上の場合、所管の広域本部林務課長等を経由して森林保全課長。

(地域住民等への説明)

第5条 開発しようとする者は、あらかじめ次の各号に掲げる事項について、地域住民等に説明を行い、当該地域住民等の意見及び要望等を収集するものとする。

(1) 林地開発行為の対象区域及び土地の利用計画その他基本的事項

(2) 林地開発行為に係る防災計画及び植栽計画

(3) 第3条第1項、第2項及び第3項に規定する遵守事項

2 地域住民等への説明の方法は、原則として住民説明会の開催によるものとする。ただし、開発しようとする者の責に帰すことのできない理由により、当該住民説明会を開催することができない場合は、地域住民等に対する前項各号に掲げる事項に関する説明資料の提供その他の方法により地域住民等への説明とすることができるものとする。

3 開発しようとする者は、住民説明会を開催するにあたって、適切な日時及び場所を設定し、当該住民に対して周知するものとする。なお、前項ただし書による場合には、地域住民等から意見及び要望等の聞き取りその他の方法により収集するものとする。

4 開発しようとする者は、第1項に基づく説明を実施した後に、地域住民等の意見及び要望等に対する見解や対応方針を明らかにした地域住民等への説明結果概要書（別記第2号様式）を遅滞なく広域本部林務課長等に提出するものとする。

(利害関係者等との協定の締結)

第6条 開発しようとする者は、当該開発区域に関係する地域住民を含む利害関係者等がいる場合においては、その者またはそれを代表する者と書面による協定を締結するものとする。

ただし、第7条に基づく申請に先立ち、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）に基づき環境影響評価を行った場合は、協定の締結を省略することができる。

(許可の申請)

第7条 開発しようとする者は、林地開発許可申請書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の林地開発許可申請書及び添付図書は、「林地開発関係書類作成基準（別記1）」（以下「関係書類作成基準」という。）に従って作成しなければならない。

3 開発しようとする者は、開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合を除き、第4条の協議を完了したうえで、本条第1項又は第16条第1項に定める申請書を提出するものとする。

4 申請者は、許可を受ける前に申請を取り下げるときには、遅滞なく、林地開発（変更）許可申請取下書（別記第17号様式）を知事に提出しなければならない。

5 複数の開発を実施するにあたり、個々の開発面積が政令第2条の3に規定する開発の規模（以下「開発規模」という。）を超えない場合、又は複数の開発の一部が既に許可を受けている若しくは開発行為が完了している場合であっても、実施主体、実施時期、実施箇所から

みて、開発行為として一体性があると認められ、その合計面積が開発規模を超えるときは、当該開発行為全体で許可を受けなければならない。

(設計・審査基準)

第8条 知事は、前条第1項及び第16条に定める申請があったときは、法第10条の2第2項及び第3項の規定によるほか、「林地開発許可設計・審査基準（別記2）」（以下「設計・審査基準」という。）に従って審査するものとする。

(標準処理期間)

第9条 林地開発許可申請書を受理してから許可するまでの標準処理期間は、80日とする。ただし、次の各号に掲げる期間を除く。

- (1) 熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項に規定する休日
- (2) 申請に不備等がある場合の補正に要する期間（関係市町村長からの意見への対応方法の報告に要する期間を含む。）
- (3) 関係他法令との許認可日の調整に要する期間

(標示板の掲示)

第10条 開発行為者は、当該開発行為地に林地開発行為標示板（別記第18号様式）を掲示しなければならない。

- 2 前項の標示板は、工事着手前に掲示し、開発行為が完了し、第17条の知事の確認により適正であると認められるまでの間、掲示しなければならない。

(工事着手の届出)

第11条 開発行為者は、当該許可に係る工事に着手したときは、速やかに、林地開発行為着手届出書（別記第19号様式）を知事に提出するものとする。

- 2 林地開発行為着手届出書には、次の資料を添付するものとする。
 - (1) 開発行為責任者、工事施工者、現場代理人、主任技術者及び連絡表を記載した現場組織表に施工体系図を添付したもの。
 - (2) 設計・審査基準に定める施工順序に沿った工程表。

(施工管理)

第12条 開発行為者は、許可を受けた開発行為について、設計・審査基準に基づき適切に施工することとし、工事の実施に当たり、「林地開発許可施工管理基準（別記3）」に基づき、出来形管理及び写真管理を行わなければならない。

(防災施設の先行設置及び段階確認の実施)

第13条 開発行為者は、防災施設を設置した後でなければ、本体工事（本体工事に係る立木伐採を含む。）に着手してはならない。なお、ここでいう「防災施設」とは、下流域への災害防止機能を有する洪水調節池、沈砂池、えん堤、暗渠排水施設等をいい、造成工事の完成期に設置する開渠排水施設等は除くものとする。

- 2 次の各号の開発の段階には、速やかに林地開発行為段階確認届出書（別記20号様式）を知事に提出し、段階確認を受けなければならない。
 - (1) 防災施設に係る立木の伐採完了のとき
 - (2) 防災施設の箇所ごとの設置完了のとき

(施行状況報告)

第14条 開発行為者は、工事に着手してから開発行為が完了し、第17条の知事の確認によ

り適正であると認められるまでの間、開発行為の施行状況を調査し、その結果を林地開発行為施行状況報告書（別記第21号様式）により知事に報告しなければならない。

- 2 前項の調査は、毎年3月末日現在で行い、報告書を4月20日までに提出するものとする。
- 3 太陽光発電施設その他の複数の尾根や谷の形質を変更する開発行為は、前項の報告に加え、毎年7月末日現在で調査を行い、8月10日までに報告書を提出するものとする。

（履行状況調査）

第15条 知事は、前条第2項及び第3項の報告書が提出された場合、それぞれ5月末日及び8月末日までに履行状況の調査を行うものとし、開発行為者は当該調査に協力しなければならない。

なお、調査において災害の発生のおそれがあると認められた場合は、開発行為者は知事と協議を行ったうえで、速やかに対策を講じなければならない。

（開発行為の計画の変更）

第16条 開発行為者は、当該開発行為の計画を変更する場合は、林地開発変更届出書（別記第22号様式）により、あらかじめ知事に届出を行わなければならない。ただし、次の各号に掲げる計画の変更を行う場合にあっては、林地開発変更許可申請書（別記第23号様式）により、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

- (1) 開発行為の目的を変更するとき。
- (2) 開発行為に係る森林の面積が、10ヘクタールを超えるものにあつては1ヘクタール以上の増、10ヘクタール以下のものにあつては、当該面積に対する割合が1割以上の増のとき。また、許可又は変更許可を受けたときから、面積を増加した合計が5ヘクタールを超えるとき。
- (3) 防災施設を廃止又はその構造及び位置を変更するとき。ただし、防災施設の能力を維持又は向上する場合を除く。

（開発行為完了の届出）

第17条 開発行為者は、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく、林地開発行為完了届出書（別記第24号様式）を知事に提出し、その確認を受けなければならない。

ただし、緑化について、当該開発行為の完了確認において植生が定着しないことが見込まれると判定された場合には、必要な措置後、継続的に経過観察を行った上で再度完了確認を受けなければならない。

- 2 開発行為者は、前項の規定により知事の確認を受ける場合は、現地で立ち会うとともに、必要な資料の提出又は必要な措置を行うことを求められたときは、これに従わなければならない。
- 3 開発行為者は、第1項のただし書きに該当する場合は、必要な措置後1年経過した時点の植生状態について植被率等による成績判定を受けるとともに、その後少なくとも1年間の経過観察を行い、定着状況を確認した上で、完了確認を受けるものとする。

（開発行為部分完了の届出）

第18条 開発行為者は、次の各号の全てに該当する場合は、林地開発行為部分完了届出書（別記第25号様式）を知事に提出し、その確認を受けることができるものとする。

- (1) 当該開発行為が申請時等においてあらかじめ工区の区域区分がなされており、部分完了確認をする区域が、その工区の区域の全部であるとき。
- (2) 部分完了確認をする区域の残置森林等の配置及び防災施設等の規模、構造、配置等が当該許可申請の内容及び許可条件のとおりなされているとき。
- (3) 部分完了確認をする区域及び周辺地域に対し土砂の流出等の災害の発生のおそれがないように措置されているとき。

- 2 前項の開発行為の部分完了については、前条第1項のただし書き、第2項及び第3項の規定を準用する。

(開発行為の中止届出、再開届出)

第19条 開発行為者は、当該開発行為を中止する場合には、あらかじめ林地開発行為中止届出書（別記第26号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 開発行為者は、前項により中止した開発行為を再開する場合には、あらかじめ林地開発行為再開届出書（別記第27号様式）を知事に提出しなければならない。

(開発行為の廃止届出)

第20条 開発行為者は、当該開発行為を廃止する場合には、あらかじめ林地開発行為廃止届出書（別記第28号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 開発行為者は、前項の規定により開発行為を廃止する場合、必要な資料の提出又は必要な措置を行うことを求められたときは、これに従わなければならない。

(開発行為者の氏名等の変更届出)

第21条 開発行為者は、当該開発行為の完了前に氏名（法人にあつてはその名称又は代表者）、又は住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）に変更が発生した場合は、遅滞なく、林地開発行為代表者等変更届出書（別記第29号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 売買、交換又は贈与等の事由により当該開発行為の権原を承継したことによる代表者の変更を行う場合については、あらかじめ林地開発行為代表者変更事前申出書（別記第30号様式その1）を知事に提出したうえで、変更後遅滞なく、林地開発行為代表者変更届出書（別記第30号様式その2）を知事に提出しなければならない。

(開発行為に係る地位の承継の届出)

第22条 当該開発行為の完了前に相続又は合併等（以下「一般承継」という。）の事由により当該開発行為者の地位を承継した者（以下「一般承継人」という。）は、遅滞なく、林地開発行為一般承継届出書（別記第31号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 当該開発行為の完了前に売買、交換又は贈与等の事由により当該開発行為に係る土地の所有権その他開発行為を施行する権原を承継（以下「特定承継」という。）する場合、承継しようとする者は、あらかじめ林地開発行為特定承継事前申出書（別記第32号様式その1）を知事に提出するものとし、承継した者（以下「特定承継人」という。）は、変更後遅滞なく、林地開発行為特定承継届出書（別記第32号様式その2）を知事に提出しなければならない。

(災害発生時の応急対策)

第23条 開発行為者は、当該開発区域内において、災害が発生し、かつ、周辺地域に影響を及ぼす場合は、直ちに必要な応急措置を講じ安全を確保しなければならない。また、開発行為者は、速やかに林地開発行為災害発生届出書（別記第33号様式）を知事に提出するとともに、開発時に説明した地域住民や協定締結者等へ状況を説明しなければならない。

(違反行為に対する措置)

第24条 広域本部長等は、法第10条の3の規定に該当する違反事案の疑い又はおそれのある林地開発行為を発見し、又は市町村若しくは住民等から通報を受けたときは、速やかに調査及び確認を行うものとする。

- 2 広域本部長等及び農林水産部長は、違反事案であると判断した場合、当該林地開発行為を行った者（以下「違反行為者」という。）に対し、是正するよう指導するものとする。

- 3 知事は、違反行為者が是正指導に従わない場合は、法第10条の3の規定に基づく監督処分（中止又は復旧命令）を行うものとする。
- 4 知事は、開発行為者が、開発許可に付した条件に違反し、前項の監督処分に従わない場合は、許可を取り消すことができるものとする。
- 5 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づき認定を取得または取得予定のもを行う林地開発行為に対し、本条第2項、第3項及び第4項による是正指導（口頭指導も含む）、監督処分及び許可取消しを行った場合は、知事は九州経済産業局及び林野庁に対し速やかに情報提供するものとする。

（許可を要しない開発行為）

- 第25条 法第10条の2第1項に基づく許可を要しない開発行為について、同項第1号及び第3号に規定する国又は地方公共団体及び省令第5条に規定する事業を行おうとする者（以下「地方公共団体等」という。）は、政令第2条の3に定める規模を超える開発行為をしようとする場合は、あらかじめ林地開発行為協議書（別記第34号様式）により、知事に協議（連絡調整）しなければならない。
- 2 前項の協議書には、事業計画書（別記第34号様式別記1）のほか、関係書類作成基準に従って作成した資料を添付しなければならない。
 - 3 地方公共団体等は、第1項の規定により協議したことを遵守し、適正な開発行為を実施しなければならない。
 - 4 地方公共団体等は、当該協議に係る工事に着手したときは、遅滞なく、林地開発行為着手報告書（別記第35号様式）を知事に提出するものとする。
 - 5 地方公共団体等は、林地開発行為協議結果の通知を受けた後に、開発行為の計画を変更しようとするときは、林地開発計画変更届出書（別記第36号様式）を知事に提出しなければならない。
 - 6 地方公共団体等は、当該開発行為が完了したときは、遅滞なく、林地開発行為完了報告書（別記第37号様式）を知事に提出しなければならない。

（書類の提出先等）

- 第26条 省令及びこの要項の規定により知事に提出する申請書、届出書又は協議書とその添付資料（以下「申請書等」という。）は、所管の広域本部長等を経由して提出しなければならない。なお、開発に係る森林の区域が複数の市町村にまたがり、行政管轄区域を異にする場合は、開発に係る森林面積の主たる区域を所管する広域本部長等を経由することとする。
- 2 申請書等の提出部数は、原則として次の各号に定めるところによる。ただし、開発区域が複数の市町村にまたがる場合等は、その数に応じて部数を追加して提出しなければならない。
 - (1) 林地開発許可申請書及び林地開発変更許可申請書一式 正副2部及び写し1部
 - (2) 林地開発行為着手届出書（第11条）、変更届出書（第16条）、中止・再開届出書（第19条）、廃止届出書（第20条）、代表者（等）変更届出書（第21条）、一般・特定継承届出書（第22条）、災害発生届出書（第23条）書類一式 1部及び写し2部
 - (3) 第1号及び前号に掲げる申請書又は届出書以外の書類一式 1部及び写し1部

（事務処理の方法）

- 第27条 この要項に定めるもののほか、事務処理に関し必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要項は、令和4年3月1日から施行する。
（経過措置）

2 この要項の施行日前に許可された開発行為（この要項の施行前に許可され、施行後に変更許可された開発行為を含み、施行日前に当該行為の全部又は一部が完了した箇所に限る。）について、第12条、第13条、第17条及び第18条における確認の基準については、なお従前の例による。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要項は、令和7年（2025年）3月1日から施行する。

林地開発関係書類作成基準

第1 用語の定義及び解説

この基準で用いる主な用語及び定義は、要項第2条第1項によるほか、次によるものとする。

1 地域森林計画対象民有林（5条森林）

法第5条に基づき知事が樹立する地域森林計画の対象となる民有林をいう。

注記1 地域森林計画対象民有林は、土地登記簿上の山林と必ずしも一致しない。

注記2 森林法における「森林」の定義は、「木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹」及び「前述の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地」とされ、無立木地や散生地を除外していないため、現況が森林でなくとも地域森林計画対象民有林である場合がある。

注記3 地域森林計画図の区域は、字界及び筆界と必ずしも一致しない。

2 開発行為（要項第2条第1号によるほか、次のとおり）

土石（砂、砂利又は転石を含む。）又は樹根の採掘、開墾その他土地の形質を変更する行為をいう。

注記 「その他土地の形質を変更する行為」とは、具体的な例示は次に掲げるものとする。

- (1) 鉱物の採掘
- (2) 宅地の造成
- (3) 土砂捨てその他物件の堆積
- (4) 建築物その他の工作物又は施設の新築又は増築
- (5) 土壌の理学的及び化学的性質を変更する行為その他の植生に影響を及ぼす行為

3 開発行為に係る森林

地域森林計画対象民有林（ただし、保安林、保安施設地区及び海岸保全区域内の森林を除く。）において、現に開発行為が行われる区域をいう。

注記 地域森林計画対象民有林であっても、許可の対象とならない森林は、次に掲げるものである。開発行為に係る森林から除外し、かつ、他法令等により規制される。

- (1) 法第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林
- (2) 法第41条の規定により指定された保安施設地区
- (3) 海岸法第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林

4 開発行為をしようとする森林

開発に係る森林及び当該森林に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地であって、開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。

5 開発行為に係る事業区域

事業を行う区域全体を指し、開発の目的とする事業のため、一体として利用される土地の区域であって、森林のほか、農地、宅地、道路、水路等を含む全体をいう。

6 造成森林

地域森林計画対象民有林において、一時的に土地の形質を変更したうえで、新たに植栽することにより造成する森林をいう。

注記 配置等に係る基準は、設計・審査基準に定める。

7 造成緑地

地域森林計画対象民有林において、一時的に土地の形質を変更したうえで、草本類等により造成森林以外の緑化を行う区域をいう。

注記 配置等に係る基準は、設計・審査基準に定める。

8 残置森林

現況のまま保全及び維持管理する森林をいう。

注記1 原則として、地域森林計画の対象とする。

注記2 配置等に係る基準は、設計・審査基準に定める。

9 その他森林

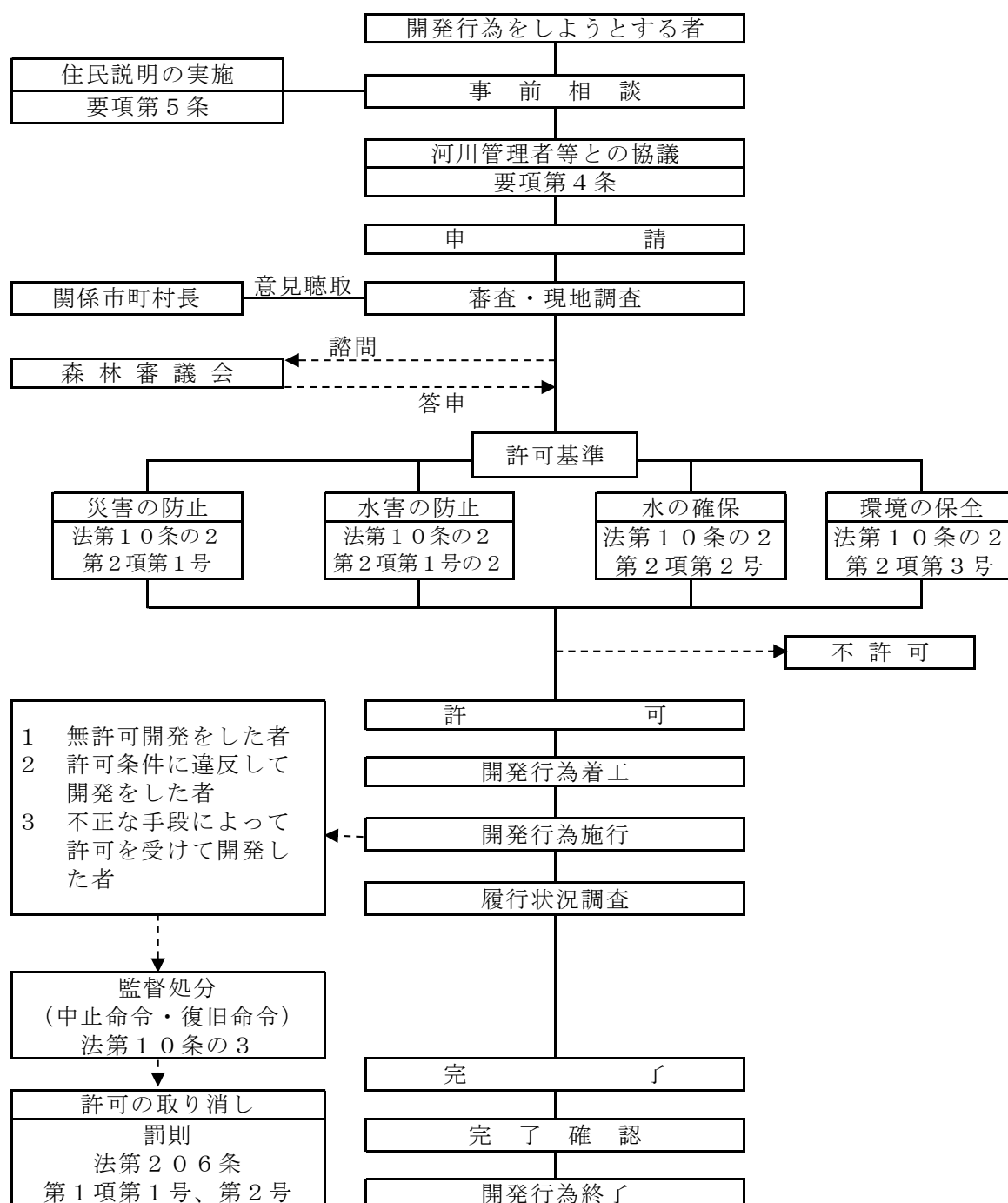
地域森林計画対象民有林であって、土地の形質の変更及び植栽を伴わない残置森林以外の森林（無立木地等）をいう。

注記 木竹の集団的な生育に供される土地と認められ、かつ、やむを得ず事業区域から除外することができないものが該当する。

10 開発区域

要項第2条第3号によるものとする。

第2 林地開発許可制度の概要



第3 申請前手続き書類作成上の留意事項

1 河川管理者等協議依頼書（別記第1号様式）（要項第4条関係）

(1) 明示事項

ア 依頼者住所氏名

共同で開発行為を行う場合は、連名とすること。

イ 開発予定地の所在場所

（ア）「開発行為に係る森林」の土地の所在場所を記載すること。

（イ）筆数が多い場合は、代表地番及び筆数（〇〇番ほか〇筆）とし、別紙で、地番の数字の若い順とした一覧表を添付すること。

ウ 開発予定地の面積

（ア）開発行為に係る森林の面積と開発区域の面積を記載すること。

（イ）面積は実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。

エ 開発行為の目的

設計・審査基準の表-9を参照し、開発目的の種類を記載の上、事業の具体的な内容又は名称を簡潔にかっこ書きすること。

オ 工事設計者

当該工事を設計した者の住所氏名又は名称、担当者の氏名及び連絡先を記載すること。

(2) 注意事項

提出については、要項第4条第2項第1号及び第2号によること。

(3) 添付書類

ア 開発予定地の森林について相当数の権利を有することを証する書類

イ 位置図

ウ 土地利用計画図

エ 現況流域図

オ その他

再生可能エネルギー発電施設の設置を開発目的としている場合、経済産業省の認定通知書の写し等を添付すること。

2 地域住民等への説明結果概要書（別記第2号様式）（要項第5条関係）

(1) 明示事項

ア 実施日時、説明方法及び場所（説明会会場等）

イ 説明者及び説明対象者の詳細

ウ 説明概要

エ 地域住民等の意見及び要望等並びにそれに対する見解及び対応方針

複数の意見や要望がある場合は、番号を付した各要望等について、それに整合した番号を付して対応する見解及び対応方針を記載すること。

オ その他特記事項

他法令等に係る説明会と併せて実施した場合は、その旨記載すること。

カ その他各事項については、第1項「河川管理者等協議依頼書」を準用する。

(2) 注意事項

ア 住民説明会を実施するにあたっては、地域住民等が参加しやすい日時及び場所を設定し、十分な時間的余裕をもって説明の対象者に十分連絡及び周知すること。

イ 説明の対象者（地域住民等）

（ア）事業区域内の土地所有者

（イ）事業区域に関係する区域の住民又は自治会等

（ウ）開発行為により直接影響を受けるその他関係者

なお（イ）及び（ウ）の範囲については、関係市町村の助言を受けること。

ウ イの対象者への説明後、地域住民等から出された開発行為に係る意見及び要望等に対する見解及び対応方針等については、当該説明の対象者に別途周知すること。

(3) 添付資料

- ア 説明に用いた配布資料の写しを添付すること。
- イ 地域住民等との質疑応答の協議録を別途添付すること。

3 利害関係者等との協定書（要項第6条関係）

(1) 明示事項

- ア 協定の締結年月日及び締結者住所氏名
- イ 協定の締結に係る土地の所在場所
- ウ 開発行為の目的
- エ 設計・審査基準第1の2（5）に規定する項目を含む協定締結の内容

(2) 注意事項

- ア 新規に許可申請する場合は、協定を締結すること。
- イ 協定締結は、関係市町村の助言を受け地域住民等への説明会を行った範囲を基本とする。
- ウ 当該開発行為により直接影響を受けると見込まれる地域を含む利害関係者等と公害の防止や環境の保全等を内容とする協定を締結すること。
- エ ただし申請に先立ち「環境影響評価法」もしくは「熊本県環境影響評価条例」に基づき環境評価手続を実施した場合については、協定の締結を省略することができる。

第4 許可申請（協議）に要する書類一覧

編さん 順序	書類名	一時 利用	その他	連絡 調整	摘要
ー	チェックシート	○	○	○	別記第3号様式
1	林地開発許可申請書	○	○	ー	別記第4号様式
(1)	林地開発変更許可申請書	(○)	(○)	ー	別記第23号様式
(1)	林地開発行為協議書	ー	ー	○	別記第34号様式
2	目次	○	○	○	
3	位置図	○	○	○	
4	現況写真	○	○	○	
5	事業計画書	○	○	○	別記第5号様式
6	工事工程表	○	○	○	別記第6号様式
7	一時利用計画概要書	○	△	ー	別記第7号様式
8	土工量計算書	○	○	ー	
9	排水施設等計画一覧	○	○	○	別記第8号様式
10	排水施設等計画流量計算書	○	○	○	
11	洪水調節池等検討一覧	○	○	○	別記第9号様式
12	洪水調節池、余水吐、沈砂池等流 出入計算書	○	○	○	
13	残置森林等の管理に関する誓約書	○	○	ー	別記第10号様式
14	関係他法令手続き状況一覧表	○	○	ー	別記第11号様式
15	関係他法令の許認可等の写し	○	○	ー	
16	地域住民等への説明結果概要書	○	○	ー	別記第2号様式
17	利害関係者等との協定書の写し	○	○	ー	

18	林地開発区域内土地所有者等関係権利者一覧表	○	○	—	別記第 1 2 号様式
19	土地の登記事項証明書	○	○	—	
20	林地開発区域内土地所有者等関係権利者の同意書	○	○	—	別記第 1 3 号様式
21	開発区域周辺居住者等の同意書	○	○	—	別記第 1 4 号様式
22	隣接土地所有者の同意書	○	○	—	別記第 1 5 号様式
23	申請者の信用に関する書類	○	○	—	
24	防災措置を講ずる能力に関する書類	○	○	—	
25	資金計画書	○	○	—	別記第 1 6 号様式
26	区域図	○	○	○	
27	現況図	○	○	—	
28	土地利用計画図	○	○	○	
29	用途別求積図	○	○		
30	地籍図	○	○	—	
31	切土盛土計画平面図	○	○	—	
32	計画縦横断面図	○	○	○	
33	流域現況図	○	○	—	
34	排水施設計画平面図	○	○	—	
35	防災施設等設計図	○	○	—	
36	緑化計画図	○	○	△	
37	その他必要な書類	○	○	○	

- 「○」は各手続きに必要な書類、「△」は必要に応じて添付する書類、「—」は省略できる書類のこと。
- 「一時利用」は、設計・審査基準の表 9 にある開発目的が「土石等の採掘」欄に区分されるもので、施行後に原則として全域を森林に復旧する開発行為をいう。
- 「その他」は、許可を要する開発行為のうち、前項以外のものをいう。
- 「連絡調整」は、法第 10 条の 2 第 1 項に基づく許可を要しない開発行為のうち、同項第 1 号及び第 3 号に規定するものをいう。
- 正本に添付する書類は、原本とする。

第 5 許可申請（協議）書類作成上の留意事項

1 林地開発許可申請書（別記第 4 号様式）（要項第 7 条関係）

(1) 明示事項

ア 申請年月日

不備のない又は不備の補正が完了した申請書等について、提出する日付を必ず記載すること。

イ 申請者住所氏名

共同で開発行為を行う場合は、連名で申請すること。

ウ 開発行為に係る森林の所在及び面積

(ア) 筆数が多い場合は、代表地番及び筆数（○○番ほか○筆）とし、別紙で、地番の数字の若い順とした一覧表を添付すること。

(イ) 面積は実測とし、ヘクタールを単位として小数第 4 位まで記載すること。

(ウ) 開発行為に係る森林面積は、主たる目的となる他法令の許認可がある場合、その許認可区域に即し、かつ、必要最小限度であること。

エ 開発行為の目的

設計・審査基準の表 9 を参照し、目的を記載の上、事業の具体的な内容又は名称を

簡潔にかっこ書きすること。

オ 開発行為の着手及び完了予定年月日

(ア) 着手予定年月日は、特定の年月日が明らかでない場合、許可申請の場合は「許可の日から」、連絡調整の場合は、「協議が終了した日から」とすること。

(イ) 完了予定年月日は、主たる目的となる他法令の許認可で、別途期間が定められている場合、原則としてその期間に準じること。

カ 開発行為の施行体制

(ア) 施行体制は、施行者名（法人名或いは個人事業主名）を記載すること。

(イ) 申請時点で施行者が確定していない場合は、「施行者未定」とすること。

(ウ) 申請時点で施行者が確定していない場合は、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する確約書（様式自由）を提出すること。

キ 備考

当該開発を行うことについて、他法令の許認可処分等を必要とする場合、その主な手続き状況を記載すること。

ク その他

申請者が代理人による申請を行う場合には、申請について委任したことを証明する委任状を提出すること。

1の2 林地開発変更許可申請書（別記第23号様式）（要項第16条関係）

(1) 明示事項

ア 許可年月日及び許可番号

直近の許可年月日及び番号を記載すること。

イ 変更事項

(ア) 当該開発行為の計画について、変更しようとする事項を記載すること。

なお、変更事項が複数の場合は、別紙を用いてもよい。

(イ) 変更前を上段、変更後を下段の二段書きとすること。

(ウ) 面積等、数量の変更が伴う場合、併せてその変化量を記載すること。

ウ 変更理由

要項第16条に定める知事の許可を要する変更に至った具体的理由を記載すること。

エ その他の事項については、第1項「林地開発許可申請書」を準用する。

なお、申請者が代理人による申請を行う場合には、申請について委任したことを証明する委任状を提出すること。

1の3 林地開発行為協議書（別記第34号様式）（要項第25条関係）

(1) 明示事項

各事項については、第1項「林地開発許可申請書」を準用する。

2 目次

(1) 明示事項

編さん順序及び申請又は協議の添付書類一覧

ア 編さん順序に従い、添付している書類名を記載すること。

イ 省略できる書類を省くときは、申請の場合は「省略」と記載し、協議の場合は記載しなくてよい。

(2) 注意事項

編さん順序に従い、見出しを付けて番号又は書類名を記載すること。

3 位置図

(1) 明示事項

- ア 開発に係る事業区域
専ら道路の新設又は改築を目的とする開発行為であれば、線形としてよい。
 - イ 縮尺、方位、凡例、開発行為者、図面作成年月日及び図面作成者名
縮尺は、5万分の1又は2万5千分の1とすること。
- (2) 注意事項
- ア 原則として、国土地理院発行の等高線の入った地形図を使用すること。
 - イ 事業区域は、赤線で囲むこと。

4 現況写真

- (1) 明示事項
- ア 開発に係る事業区域の全景写真
全景に開発に係る事業区域、開発しようとする森林区域、開発行為に係る森林区域を色分けして明示すること。
 - イ 部分写真
(ア) 事業区域内の防災施設の設置箇所、残置森林の現況及び放流先河川等との接続状況等の事業に係る各地点について撮影すること。
(イ) 事業区域及び開発に係る森林区域の境界を明示すること。
 - ウ 撮影年月日
- (2) 注意事項
- ア 全景は空中写真が望ましい。
 - イ 計画を変更する場合は、変更箇所を明示すること。
- (3) 添付書類
- 各部分写真には番号を付し、それに対応した撮影箇所番号及び撮影方向を記載した土地利用計画図を添付すること。

5 事業計画書（別記第5号様式）

- (1) 明示事項
- ア 施設計画の内容
主要な施設の名称及び数量の全体計画を記載すること。例として、土石等の採掘は総採掘量(m^3)、土砂等の埋立は総埋立量(m^3)、住宅等の造成は戸数及び1区画当たりの面積($\text{m}^2/\text{戸}$)、発電施設は発電所数及び発電出力等とする。
 - イ 施行計画
(ア) 設置施設の内訳欄には、土地利用計画図と一致した施設の概要を記載すること。
(イ) 工事工程欄には、各工種の実施順序を記載すること。
防災工事を先行して設置する計画とすること。
防災施設設置時の県の確認時期を計画すること。
仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記載すること。
(ウ) 工事使用機械等欄には、工事使用予定の機械の規格及び数量を記載すること。
 - ウ 事業計画が大規模で長期にわたるものの一部である場合、申請する当該事業計画と全体計画及び期別事業計画との関連を記載すること。
 - エ 工区区分の内容欄は、1工区ごとに当該開発目的の基準に即して残置森林等の配置及び防災施設等の規模、構造、配置等が計画された工区に区分している場合は、工区名及び目的区分とその概要を記載すること。また、複数の開発目的により申請する場合は、目的別に記載すること。
 - オ 土地の利用計画
(ア) 森林率の基準の適用を受けない開発目的にあつては、A1及びA2の区分は必要ないため、A欄のみ記載すること。
(イ) 残置森林率の基準の適用を受けない開発目的にあつては、C1及びC2の区分は必要ないため、C欄のみ記載すること。

- (ウ) 工区区分又は適用基準の異なる複数の開発目的別区分を計画する場合は、事業区域全体の計画とは別葉により各工区、各目的別の計画を記載すること。
- カ 事業区域内における森林の現況（地況及び林況）
- キ 特記すべき森林
 - 各規制等区域の所管行政庁等に確認し、該当の有無を記載すること。
- ク 事業区域の位置及び周辺状況
 - (ア) 周辺施設等の状況及び事業の実施により相当の影響与える地域を具体的に記載すること。
 - (イ) 排水先の下流の河川及び水路施設の名称及びその管理者を記載すること。
- ケ 他法令等の許認可状況については、関係する法令等について「該当なし」、「許可済」及び「申請済」等の手続き状況を記載すること。
- コ 開発行為に係る用地の確保状況
 - (ア) 開発行為に係る土地の権利等の内訳には、開発行為に係る森林の土地につき、申請者が権利を取得又は取得見込みである内訳を記載することとし、合計筆数は申請書の「所在場所」に記載する筆と一致すること。なお、申請者が地権者と地上権設定契約を締結していれば「地上権」、賃貸借契約を締結していれば「賃借権」、売買契約を締結していれば「売買契約」欄に記載することとし、申請者が地権者から同意書等を取得している場合は、「使用同意」欄に記載すること。
 - (イ) 関係権利の内訳には、(ア)以外の関係する全ての権利の権利者から同意を取得し、該当する権利の欄に記載すること。
 - (ウ) 計画を変更する場合は、申請の時点で全ての権利を取得しているものとする。
- サ 開発行為により影響を受ける者の同意等
 - (ア) 周辺居住者及び隣接土地所有者の同意を要する開発計画である場合、同意の取得又は協議状況を記載すること。
 - (イ) 申請者が当該開発の実施について地域住民等への説明を行った場合、その概要を記載すること。
 - (ウ) 申請者が利害関係者等と協定を締結している場合、当該協定の相手方及び概要を記載すること。
- シ 事業の資金計画
 - (ア) 資金欄には、収入の部における自己資金（預金）又は融資の別を記載すること。
 - (イ) 調達先欄には、融資の場合の資金調達先を記載すること。
 - (ウ) 事後措置の費用欄には、原状回復等の事後措置を実施する場合に掛かる費用及びその資金源を記載し、事後措置の費用を積み立てる場合は、資金の積立計画を記載すること。
- ス 事業に係る開発地の維持管理計画
 - 事業実施の期間内における事業地内の維持管理に係る具体的計画を記載すること。林地開発行為完了後であって事業が継続する場合を含む。災害防止対策、緊急対応時の体制、洪水調節池及び沈砂池の浚渫等防災施設の管理、その他地域住民等と協議した場合は、その項目を盛り込むこと。
- セ 災害の防止に関する事項
 - 設計・審査基準に基づき各項目を記載すること。
- ソ 水害の防止に関する事項
 - 洪水調節池を設置する計画である場合、設計・審査基準に基づき記載すること。
- タ 水の確保に関する事項
 - 事業区域内に水源を直接依存する者がいる場合、その水の確保に係る措置等を記載すること。
- チ 環境の保全に関する事項
 - (ア) 環境保全の方針欄には、騒音、粉じん等の著しい影響の緩和や貴重な動植物の保護、景観（特に市街地、主要道路等からの景観）の維持等の環境保全に係る方針を

記載すること。

(イ) 開発区域内の森林等の計画内容については、残置し又は造成する森林若しくは緑地の保全管理又は造成の計画を設計・審査基準に基づき記載すること。

ツ その他の事項については、第1項「林地開発許可申請書」を準用する。

6 工事工程表（別記第6号様式）

(1) 明示事項

ア 工種

必要に応じて、様式以外の工事（整地造成工事、道路工事、建築工事その他工事）の種別を細分化し、記載すること。

イ 工種ごとの期間

(2) 注意事項

ア 各工種別の実施時期及び期間は、線又は棒状の表示とすること。

イ 防災工事を優先した施工計画にすること。

ウ 開発行為が、大規模、かつ、長期にわたる計画の一部である場合は、全体計画及び期別の工程表を分けて作成すること。

エ 防災施設設置時の県の確認時期を明示すること。

オ 仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記載すること。

7 一時利用計画概要書（別記第7号様式）

(1) 明示事項

ア 利用場所

一時の利用に供する区域内の地番を記載することとし、筆数が多い場合は、代表地番及び筆数を記載すること。

イ 利用目的

ウ 利用面積内訳

利用の全体面積と開発行為に係る森林部分の面積を、区分ごとに上下二段書きにすること。

エ 利用期間

開発行為が、大規模、かつ、長期にわたる計画の一部である場合は、全体の期間及び当該申請する期間を併記すること。

オ 利用計画の概要

当該森林の一時的な利用に係る具体的な計画内容の概要を記載すること。

カ 利用後の原状回復方法

原状回復工事について、施設の撤去、跡地埋め戻し、法面の保護並びに客土、植栽樹種及び単位面積あたりの本数を含む植栽方法等の具体的な方法を記載すること。

(2) 注意事項

ア 工事期間中、開発行為に係る森林区域を一時的に利用し、原状回復する場合に作成すること。

イ 必要に応じて、利用計画及び回復計画の図面（平面、断面、構造等）を添付すること。

8 土工量計算書

(1) 明示事項

切土量、盛土量、捨土量

(2) 注意事項

土地の形質変更を伴い、土砂の移動が生じる場合、添付すること。

9 排水施設等計画一覧（別記第8号様式）

(1) 明示事項

ア 排水施設番号

排水施設等計画流量計算書及び排水施設計画平面図と照合できるように番号を付すこと。

イ 排水施設等計画流量計算書の結果

(2) 注意事項

排水施設等計画一覧における排水施設及び導水路は、排水施設計画平面図と一致させること。

1 0 排水施設等計画流量計算書

(1) 明示事項

水路断面又は標準図、雨水流出量、排水施設の流下能力

(2) 注意事項

ア 事業区域内の排水施設毎に、マンニング式を用いて作成すること。

イ 排水断面は計画流量の 1.2 倍以上の排水が可能であること。

1 1 洪水調節池等検討一覧（別記第 9 号様式）

(1) 明示事項

ア ネック地点の流下能力

イ ネック地点の雨水流出量

ウ 洪水調節池の容量、余水吐の流下能力

(2) 注意事項

（1）イは、洪水調節池が不要な場合のみ、ウは洪水調節池を設置する場合のみ記載すること。

1 2 洪水調節池、余水吐、沈砂池等流出入計算書

(1) 明示事項

ア 計算式

イ 洪水調節池、余水吐、沈砂池等に係る洪水調節容量又は流量の計算結果

(2) 注意事項

ア 放流される施設の水路、河川、池等の状況調査（比流量の調査等）資料を添付すること。

イ 河川管理者との協議が必要な場合は、協議を了したことを証明する書類及び協議資料一式を添付すること。

1 3 残置森林等の管理に関する誓約書（別記第 1 0 号様式）

(1) 明示事項

ア 残置森林等（残置又は造成する森林又は緑地）の所在場所及び面積

イ その他の事項については、第 1 項「林地開発許可申請書」を準用する。

(2) 注意事項

残置森林等の面積等は、事業計画書、土地利用計画図及び用途別求積図と一致させること。

(3) 添付書類

ア 残置森林等区域内土地所有者一覧表

イ 当該所有権その他残置森林等を利用する権利を有することを証する書類

ウ 残置森林等の区域が確認できる図面

1 4 関係他法令手続き状況一覧表（別記第 1 1 号様式）

(1) 明示事項

- ア 法令等の名称、該当の有無、所管行政庁等及び手続きに必要な書類名
当該事項を確認又は書類を提出した所管行政庁等の機関名及び担当部署を明記すること。
- イ 上記書類の提出日及び、各機関での受付日、許認可日
- ウ 備考
手続き中である場合、その旨及び他法令等の処分見込を記載すること。

(2) 注意事項

- ア 全ての項目について該当の有無を記載すること。
- イ 様式に記載のない他法令等の規制がある場合は、必要に応じて欄を追加し、手続き状況を記載すること。

1 5 関係他法令の許認可等の写し

(1) 必要資料

- ア 他法令等の許認可処分の決定を証する書類の写し
- イ 許認可等された又は予定の範囲が確認できる図面

(2) 注意事項

- 手続中のものについては、所管行政庁の受付印のある申請書等の手続き中であることを証する資料の写しを添付すること。

1 6 地域住民等への説明結果概要書

第3第2項に同じ。

1 7 利害関係者等との協定書

第3第3項に同じ。

1 8 林地開発区域内土地所有者等関係権利者一覧表（別記第12号様式）

(1) 明示事項

- ア 森林の所在地
土地の登記事項証明書に記載された所在及び地番を記載すること。
- イ 地目、面積、権利の種別及び権利者の氏名
申請時点の土地の登記事項証明書の内容を記載する。
- ウ 同意の有無
当該権利を取得又は権利者の同意等を取得している場合は、同意の欄に○印を記載する。
- エ 備考
当該権利者の同意等を取得している場合、同意書、売買契約書、賃貸借契約書等の同意を確認できる根拠を記載すること。

(2) 注意事項

- ア 地番の若い順に綴ること。
- イ 開発行為に係る森林の区域内の土地に係る全ての権利（所有権、地上権、地役権、賃借権、質権、抵当権、根抵当権、先取特権等）について記載する。
- ウ 権利者が土地の登記事項証明書の記載と異なる場合には、権利者の氏名欄について当該権利者を上段、登記上の権利者を下段の二段書きにし、備考欄にその事由を記載すること。
- エ 計画を変更する場合は、変更が生じた地番及び変更した内容を明示すること。

1 9 土地の登記事項証明書

(1) 必要資料

開発行為に係る森林区域内の全ての土地の登記事項証明書（全部事項証明書）

(2) 注意事項

- ア 発行日が申請日前3か月以内のものとする。
- イ 第18項「林地開発区域内土地所有者等関係権利者一覧表」の順に綴ること。
- ウ 計画を変更する場合は、開発を既に許可されている筆については、土地の登記事項要約書で構わない。ただし、前回許可から登記内容に変更が生じている地番は、土地の登記事項証明書（全部事項証明書）を添付すること。
- エ 登記事項証明書については、法務省が指定する（一財）民事法務協会が運営する「登記情報提供サービス」から取得した登記情報を記した書類（照会番号があり、県の審査期間中に閲覧可能なものに限る。）の提出をもってこれに代えることができる。

20 林地開発区域内土地所有者等関係権利者の同意書（別記第13号様式）

(1) 明示事項

- ア 同意年月日
- イ 森林の所在場所
土地の登記事項証明書に記載されている所在及び地番を記載すること。
- ウ 権利の種類
該当する全ての権利（所有権、地上権、地役権、賃借権、質権、抵当権、根抵当権、先取特権等）について記載すること。
- エ 権利者の住所・氏名及び押印
印影が、印鑑登録証明されたものと同一であること。

(2) 注意事項

- ア 開発行為に係る森林の区域内で該当する権利者の同意書（原本）であること。
- イ 一筆に係る所有権者等が多数である場合には、所有権者等の一覧を別紙に記載のうえ、所有権者等全員が押印したものを添付すること。
- ウ 太陽光発電施設の設置を目的とする開発について、地権者と契約を締結しているとき、事業終了後の土地利用の計画が立てられており、原状回復等の事後措置を行うこととしている場合には、併せて契約書面に設備の撤去や植栽等の必要な措置を講ずる旨を盛り込むこと。
- エ 計画を変更する場合、開発行為を既に許可されている地番については該当する資料の写しで構わない。ただし、前許可から権利に係る事項に変更が生じている地番は、変更した内容に対応した必要書類を添付すること。

(3) 添付書類

- ア 同意を要する権利者の印鑑（登録）証明書（原本）を添付すること。
- イ 当該地番について、地権者と地上権設定契約、売買契約又は賃貸借契約等の契約を締結している場合は、その契約書の写しを添付すること。その場合、当該地番に係る同意書及び印鑑（登録）証明書は不要となる。
- ウ 登記名義人から権利を承継した者がいる場合は、承継人によるア又はイの該当する資料に加え、固定資産課税台帳に基づく証明書その他当該土地について正当な権利を有する者であることを証する書類を添付すること。

21 開発区域周辺居住者等の同意書（別記第14号様式）

(1) 明示事項

- ア 同意年月日
- イ 居住（使用）者住所氏名及び押印
- ウ 措置条件が設定される場合、その具体的内容

(2) 注意事項

- 開発の規模、態様により相当の影響があると認められる場合に添付すること。

2.2 隣接土地所有者の同意書（別記第15号様式）

(1) 明示事項

- ア 同意年月日
- イ 土地所有者住所氏名及び押印
- ウ 所有する土地の所在
- エ 措置条件が設定される場合、その具体的内容

(2) 注意事項

- ア 開発行為の円滑な実施を担保する資料として、以下の場合に添付すること。
 - （ア）隣接土地に粉じん、大気汚染、水質汚濁、悪臭等の発生による影響が生じるおそれがある場合
 - （イ）開発区域と隣接土地との間に適切な規模の残置森林が確保できない場合及び当該開発行為により隣接土地への通行その他に支障を及ぼすおそれがある場合

2.3 申請者の信用に関する書類

(1) 必要資料

- ア 個人の場合は、住民票（原本）及び納税証明書（原本）を添付すること。
- イ 法人の場合は、当該法人の登記事項証明書（原本）、定款、貸借対照表、損益計算書等の法人の財務状況や経営状況を確認できる資料及び納税証明書（原本）を添付すること。
- ウ 法人でない団体の場合は、その代表者の氏名、規約、組織運営に関する定めを記載した書類又は議事録を添付すること。
- エ 事業経歴書（必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の経歴とすることができる。）

(2) 注意事項

- ア 最新の情報のものを添付すること。
- イ 法人の登記事項証明書は、全部事項証明書を添付すること。
- ウ 定款、法人の財務状況や経営状況を確認できる資料、（1）ウ及び（1）エの書類には、原本証明をすること。
- エ 法人の財務状況や経営状況を確認できる資料は、申請日を含む会計年度の前会計年度分とする。
- オ 納税証明書は、国税、道府県税及び市町村税について未納がないことを証明する証明書とする。

2.4 防災措置を講ずる能力に関する書類

防災措置を施行する者は、下記の書類を提出すること。

(1) 必要資料

- ア 建設業法許可書（土木工事業）の写し
- イ 事業経歴書（必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の経歴とすることができる。）
- ウ 事業実施体制を示す書類（職員数、主な役員・技術者名等）
- エ 林地開発に係る施工実績を示す書類（監督処分及び行政指導があった場合は、その対応状況を含む。必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の実績とすることができる。）

(2) 注意事項

- ア 許可申請時に提出することを原則とするが、申請時点で施行者が確定していない場合は、確約書（開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約するもの）を提出すること。
- イ 前項の確約書を提出した場合には、施行者が確定した後、工事に着手する前に、（1）の資料を森林保全課に提出して確認を受けること。

2 5 資金計画書（別記第 1 6 号様式）

(1) 明示事項

- ア 提出年月日
- イ 申請者住所及び氏名
- ウ 法人の概要

法令による登録等欄には、宅地建物取引業法による免許、建設業法による建設業者登録、鉱業法による登録、採石法による登録、砂利採取法による登録等の適用種類とその免許、登録の年月日及び番号を記載すること。

エ 事業収支計算書

工事費のうち防災工事費については、分けて記載すること。

(2) 注意事項

再生可能エネルギー発電施設の設置を目的とした申請において、関連設備の廃棄等費用を資金計画書に盛り込む場合には、見積りに基づいて計上することが望ましいが、見積りの取得が困難である場合には建設費の 5 % 以上を目安に計上すること。資金計画書に盛り込まない場合には、別途積立計画を作成すること。

(3) 添付書類

- ア 法令による登録等に係る免許又は登録等を証する書類の写し
- イ 工事費の内訳明細表又は見積書
- ウ 預金残高証明書及び融資証明書等

融資をする者が金融機関以外の場合は、当該融資をする者の預金残高証明書を併せて添付すること。

2 6 区域図

(1) 明示事項

- ア 開発行為に係る事業区域、開発行為をしようとする森林及び開発行為に係る森林の区域
- イ 開発区域及び工区分
- ウ 縮尺、方位、凡例、開発行為者、図面作成年月日及び図面作成者名
縮尺は、5 千分の 1 とすること。

(2) 注意事項

- ア 最新の地域森林計画図を使用すること。
- イ 原則として、地域森林計画図に関する情報の電子データを基に作成すること。
- ウ 事業区域は、赤線で囲むこと。その他の区域は、色分けして表示すること。
- エ 計画を変更する場合は、変更箇所を明示すること。

2 7 現況図

(1) 明示事項

- ア 開発行為に係る事業区域、開発行為をしようとする森林及び開発行為に係る森林の区域
- イ 開発区域
- ウ 事業区域及び周辺の人家、農地、道路、河川、水路、その他公共施設等
- エ 森林法又は他法令等による土地利用制限の区域がある場合は、その区域及び名称
- オ 縮尺、方位、凡例、開発行為者、図面作成年月日及び図面作成者名
縮尺は、2 千分の 1 以上とすること。
- キ その他の事項は、第 2 6 項「区域図」に準ずる。

(2) 注意事項

- ア 新規申請の場合は、相当の外周区域を包括すること。
- イ 計画を変更する場合は、周辺施設等に相当の影響を与えるおそれがない場合は、事業区域内で構わない。また、変更しようとする区域を明示すること。

28 土地利用計画図

(1) 明示事項

- ア 開発行為に係る事業区域、開発行為をしようとする森林及び開発行為に係る森林の区域
- イ 造成森林及び造成緑地の区域
- ウ その他開発行為の区域
- エ 残置森林の区域
残置森林率の基準が定められている開発行為については、残置森林の林齢が15年生以下の区域を分けて表示すること。
- オ その他森林の区域
- カ その他（地域森林計画対象民有林外）の区域
- キ 開発区域
- ク 防災施設、道路、建設物等の造成施設、その他土地利用計画の位置
- ケ 縮尺、方位、凡例、開発行為者、図面作成年月日及び図面作成者名
縮尺は、2千分の1以上とすること。

(2) 注意事項

- ア 各土地利用計画の種別ごとに、色分けして表示すること。
- イ 計画を変更する場合は、変更箇所を種別ごとに明示すること。

29 用途別求積図

(1) 明示事項

- ア 第28項「土地利用計画図」アからクの区域ごとの面積
- イ アの面積計算の根拠
- ウ 縮尺、方位、凡例、開発行為者、図面作成年月日及び図面作成者名
縮尺は、2千分の1以上とすること。

(2) 注意事項

- 計画を変更する場合は、変更箇所の面積を種別ごとに算出すること。

30 地籍図

(1) 明示事項

- ア 開発行為に係る事業区域
- イ 開発行為に係る森林の区域
- ウ 残置森林の区域
- エ 事業区域内及び周辺の土地の地番及び筆界
- オ 縮尺、方位、凡例、開発行為者、図面作成年月日及び図面作成者名
縮尺は、2千分の1以上とすること。

(2) 注意事項

- ア 公図により作成すること。
- イ 計画を変更する場合は、変更区域を明示すること。

31 切土盛土平面図

(1) 明示事項

- ア 開発行為に係る事業区域及び開発行為に係る森林の区域
- イ 開発区域及び工区区分
- ウ 計画縦横断図と整合する縦横断の位置
- エ 縮尺、方位、凡例、開発行為者、図面作成年月日及び図面作成者名
縮尺は、2千分の1以上とすること。

(2) 注意事項

- ア 切土盛土区分を色分けして表示すること。
- イ 必要に応じて、地質調査や土質調査を行い、報告書を添付すること。
- ウ 計画を変更する場合は、変更箇所を明示すること。

3 2 計画縦横断面図

- (1) 明示事項
 - ア 切土、盛土及び捨土の箇所
 - イ 切土又は盛土をする前後の土地の形状、高さ、勾配、寸法及び地盤高
 - ウ 事業区域及び残置森林との境界
 - エ 縮尺、方位、凡例、開発行為者、図面作成年月日及び図面作成者名
- (2) 注意事項
 - ア 断面図は、高低の著しい箇所及び土量の多い場所等について作成すること。
 - イ 計画を変更する場合は、変更箇所を明示すること。
- (3) 添付資料
 - 土工計画の標準断面図を記載又は添付すること。

3 3 流域現況図

- (1) 明示事項
 - ア 集水区域及び面積
 - イ 開発行為に係る森林の区域、開発区域
 - ウ ネック地点の位置、河川、水路等の状況
 - エ 縮尺、方位、凡例、開発行為者、図面作成年月日及び図面作成者名
縮尺は、2万5千分の1以上とすること。
- (2) 注意事項
 - 集水区域は、土地利用の状況に応じて区分し塗り分け、各面積を記載すること。

3 4 排水施設計画平面図

- (1) 明示事項
 - ア 開発行為に係る事業区域及び開発に係る森林区域
 - イ 開発区域及び工区区分
 - ウ 集水区域の位置、番号及び面積
 - エ 排水施設等（排水路、洪水調節池、沈砂池、えん堤等）の位置、番号、種類、形状、寸法、勾配、延長、水の流下方向、放流口の位置・接続状況及び放流先（河川等）の名称
 - オ 放流先（河川等）の管理者
 - カ 縮尺、方位、凡例、開発行為者、図面作成年月日及び図面作成者名
縮尺は、2千分の1以上とすること。
- (2) 注意事項
 - ア 排水施設の番号は、排水施設等計画一覧及び防災施設等設計図に対応させること。
 - イ 集水区域及び排水流路系統別に色分けして表示すること。
 - ウ 計画を変更する場合は、変更箇所を明示すること。

3 5 防災施設等設計図

- (1) 明示事項
 - ア 施設の規格、寸法、勾配、材料及び名称
 - イ 縮尺、方位、凡例、開発行為者、図面作成年月日及び図面作成者名
- (2) 注意事項
 - ア 防災施設等のうち、防災施設は要項第2条第7号のことをいう。
 - イ 施設の構造図は、原則として平面及び各断面について作成すること。

- ウ 各防災施設等には、排水施設等計画一覧及び排水施設計画平面図に対応した番号を付すること。
- エ 必要に応じて、地質調査及び土質調査の報告書や設計根拠資料を添付すること。
- オ 計画を変更する場合は、変更箇所を明示すること。

3 6 緑化計画図

(1) 明示事項

- ア 開発に係る森林区域
- イ 開発区域及び工区分
- ウ 残置森林、造成森林及び造成緑地の区域
 - (ア) 造成森林については、植栽する樹種、樹高、単位面積（1ha）当たりの本数、客土の厚さ等の植栽方法を明示すること。
 - (イ) 造成緑地については、法面保護等の緑化方法を明示すること。
- エ 縮尺、方位、凡例、開発行為者、図面作成年月日及び図面作成者名
 - 縮尺は、2千分の1以上とすること。

(2) 注意事項

- ア 区域は、土地利用の状況に応じて区分し塗り分け、各面積を記載すること。
- イ 計画を変更する場合は、変更箇所を明示すること。

3 7 その他必要な書類

提出を求められた場合には、提出すること。

3 8 林地開発（変更）許可申請取下書（別記第17号様式）

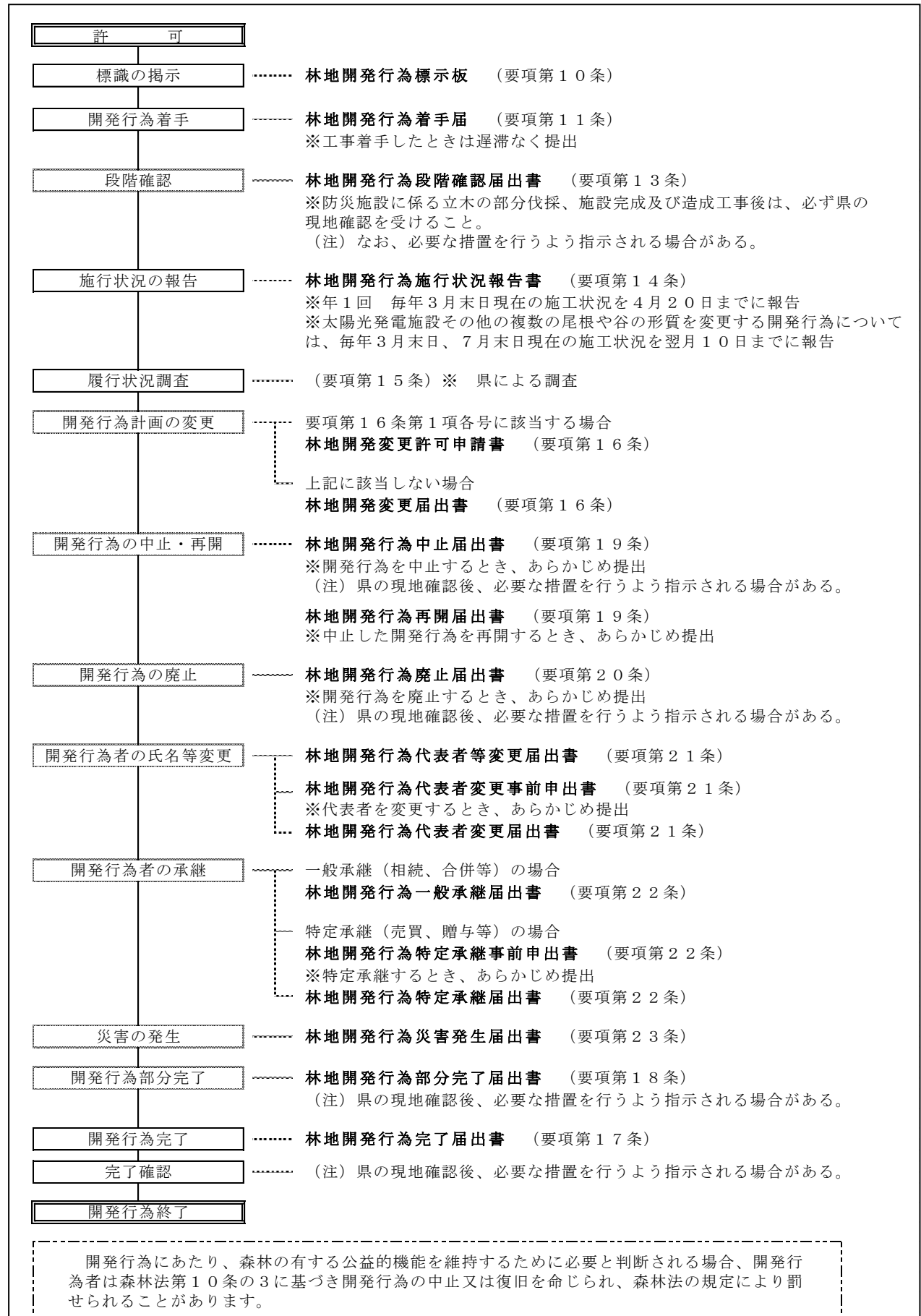
(1) 明示事項

- ア 取下げの理由欄には、申請の取下げに至った具体的な理由を記載すること。
- イ その他各項目については、第1項「林地開発許可申請書」の記載に準ずること。

3 9 林地開発許可申請に係る書類のチェックシート（別記第3号様式）

チェックシートにより申請者自らが書類の確認を行い、申請者確認欄に様式末尾の分類に従って記入すること。

第6 林地開発許可後に要する手続きの概要



第7 林地開発許可後の提出書類

1 提出先

提出先は、林地開発許可申請書を提出した広域本部又は地域振興局とする。

2 提出書類及び部数

	提出書類等	提出部数	様式
1	林地開発行為標示板 (要項第10条)	—	別記第18号様式
2	林地開発行為着手届出書 (要項第11条)	3	別記第19号様式
3	林地開発行為段階確認届出書 (要項第13条)	2	別記第20号様式
4	林地開発行為施行状況報告書 (要項第14条)	1 (2)	別記第21号様式
5	林地開発変更届出書 (要項第16条)	3	別記第22号様式
6	林地開発行為完了届出書 (要項第17条)	2	別記第24号様式
7	林地開発行為部分完了届出書 (要項第18条)	2	別記第25号様式
8	林地開発行為中止届出書 (要項第19条)	3	別記第26号様式
9	林地開発行為再開届出書 (要項第19条)	3	別記第27号様式
10	林地開発行為廃止届出書 (要項第20条)	3	別記第28号様式
11	林地開発行為代表者等変更届出書 (要項第21条第1項)	3	別記第29号様式
12	林地開発行為代表者変更事前申出書 (要項第21条第2項)	3	別記第30号様式 その1
13	林地開発行為代表者変更届出書 (要項第21条第2項)	3	別記第30号様式 その2
14	林地開発行為一般承継届出書 (要項第22条第1項)	3	別記第31号様式
15	林地開発行為特定承継事前申出書 (要項第22条第2項)	3	別記第32号様式 その1
16	林地開発行為特定承継届出書 (要項第22条第2項)	3	別記第32号様式 その2
17	林地開発行為災害発生届出書 (要項第23条)	3	別記第33号様式

注記1 部数の()の数は、提出を林地開発許可書の条件として付されている場合の数とする。

注記2 提出部数の内1部は正本とし、残りの部数は正本の写しとする。

第8 林地開発許可後の手続き書類等作成上の留意事項

1 林地開発行為標示板(別記第18号様式)

(1) 記載方法

各項目については、第5第1項「林地開発許可申請書」の記載に準ずること。

(2) 注意事項

- ア 規格は、おおむね縦８０センチメートル、横１００センチメートルの大きさとする
こと。
- イ 設置場所は、開発行為地内の見やすい場所に掲示すること。
- ウ 標識は、工事着手前に掲示し、開発行為を完了し確認を了した旨の通知を受理する
までの間、掲示しておくこと。
- エ 計画を変更した場合は、速やかに対応した記載内容に変更すること。

2 林地開発行為着手届出書（別記第１９号様式）

- (1) 記載方法
 - 各項目については、第５第１項「林地開発許可申請書」の記載に準ずること。
- (2) 注意事項
 - 当該開発行為に着手したときは、遅滞なく本様式により届け出ること。
- (3) 添付資料
 - ア 施工管理基準に示す施工計画書を添付すること。
 - イ 設置した林地開発行為標示板の写真を添付すること。
 - ウ 要項第１１条第２項に規定する資料を添付すること。

3 林地開発行為段階確認届出書（別記第２０号様式）

- (1) 記載方法
 - ア 以下の開発の段階において提出すること。
 - （ア）防災施設設置に係る立木の伐採完了のとき
 - （イ）防災施設の箇所ごとの設置完了のとき
 - イ 防災施設ごとに届出書を提出すること。
また、防災施設に係る立木伐採完了の場合は面積を記入する。
 - ウ その他項目の記載方法については、第６項「林地開発行為完了届出書」の記載に準
じること。
- (2) 注意事項
 - ア 防災施設のうち、調節池施設の設置は、機能が確保された状態(※)をいう。
※ 機能が確保された状態の確認は、幅、深さ、オリフィスの内径、放流管を計画図面
と照合することとする。
 - イ その他の注意事項については、第６項「林地開発行為完了届出書」に準じること。
- (3) 添付資料
 - 立木伐採の場合は施工箇所を明示した図面及び状況写真、防災施設設置については施
工箇所を明示した図面、出来形図面及び状況写真（全景及び主たる構造物）についてそ
れぞれ添付すること。

4 林地開発行為施行状況報告書（別記第２１号様式）

- (1) 記載方法
 - ア 許可年月日及び許可番号欄には、直近の許可年月日及び許可番号を記載すること。
 - イ その他各項目については、第５第１項「林地開発許可申請書」の記載に準じ、最新
の内容を記載すること。
- (2) 注意事項
 - ア 毎年３月末日現在の施行状況を、４月２０日までに報告すること。
 - イ 太陽光発電施設その他の複数の尾根や谷の形質を変更する開発行為においては、上
記に加え７月末日現在の施行状況を、８月１０日までに報告すること。
 - ウ 本様式により、工事に着手してから開発行為が完了し知事の確認を受けるまでの間、
報告すること。
- (3) 添付資料
 - ア 工事工程表

予定の工程と実施した工程を併記すること。

イ 施行状況写真（全景及び部分写真）

状況写真に番号を付す撮影位置及び方向を示し、防災施設等の位置及び施工済、施工中、未施工の区域を色分けして明示した土地利用計画図。

5 林地開発変更届出書（別記第2号様式）

(1) 記載方法

ア 許可年月日及び許可番号欄には、直近の許可年月日及び許可番号を記載すること。

イ 変更事項欄には、当該開発行為の計画について、変更しようとする事項を記載すること。なお、変更事項が複数の場合には、別紙を用いてもよい。

（ア）変更前を上段、変更後を下段の二段書きとすること。

（イ）面積等、数量の変更が伴う場合、併せてその変化量を記載すること。

ウ 変更理由

要項第16条に定める知事に届出を要する変更に至った具体的理由を記載すること。

エ その他各項目については、第5第1項の2「林地開発変更許可申請書」の記載に準じ、最新の内容を記載すること。

(2) 注意事項

要項第16条に基づき同条第1項各号に該当しない場合、本様式によりあらかじめ届け出ること。

(3) 添付資料

第4に規定する添付資料のうち、当該変更に関係する資料の全てを添付すること。なお、設計図書及び図面等は、変更前後が対比できるものであること。

6 林地開発行為完了届出書（別記第4号様式）

(1) 記載方法

ア 許可年月日及び許可番号欄には、直近の許可年月日及び許可番号を記載すること。

イ 完了年月日欄には、許可を受けた林地開発行為が完了した年月日を記載すること。

ウ その他各項目については、第5第1項「林地開発許可申請書」の記載に準じ、最新の内容を記載すること。

(2) 注意事項

ア 許可を受けた林地開発行為の全部についてその開発行為が完了したときは、本様式により遅滞なく届け出ること。

イ 完了届の提出後、許可の内容に適合しているかどうかの確認（現地立会）を受けること。

ウ イの確認の結果、必要な資料の提出又は必要な措置を行うよう指示される場合がある。

(3) 添付資料

ア 開発行為完了（工事の完成）後の状況写真（全景及び部分写真）

（ア）状況写真（全景）については、事業区域内の工事状況全体が把握できる写真に開発に係る事業区域、開発しようとする森林区域、開発行為に係る森林区域及びその他区域を明示したものを添付すること。

（イ）状況写真（部分）については、残置森林、造成森林及び緑地の配置及び保全管理状況、主要な施設及び防災施設の設置状況その他工事状況を把握できる写真に、必要に応じて開発に係る森林区域の境界を明示したものを添付すること。

イ アの各写真に番号を付し、対応する撮影箇所番号及び撮影方向を記載した土地利用計画図

7 林地開発行為部分完了届出書（別記第5号様式）

(1) 記載方法

- ア 部分完了する工区の内容については、工区名、当該工区と一体となる各区域の面積及び部分完了した年月日を記載すること。
- イ 未完了の工区については、上記アの記載に準じること。
- ウ その他項目については、第6項「林地開発行為完了届出書」の記載に準じること。

(2) 注意事項

- ア 本要項第18条の規定に該当する場合には、本様式の提出により工区の全部について部分完了の確認を受けることができる。
- イ その他の注意事項については、第6項「林地開発行為完了届出書」に準じること。

(3) 添付資料

部分完了する工区について、第6項「林地開発行為完了届出書」の記載に準じること。

8 林地開発行為中止届出書（別記第26号様式）

(1) 記載方法

- ア 許可年月日及び許可番号欄には、直近の許可年月日及び許可番号を記載すること。
- イ 再開予定年月日欄には、開発行為を再開する日を記載すること。
- ウ 中止時における開発行為の状況及び進捗欄には、中止時点において既に開発した森林面積、防災施設等の設置状況及び施行計画の全体に対する進捗状況を記載すること。
- エ 中止の理由欄には、中止に至った理由と再開の方針を具体的に記載すること。
- オ 防災措置欄には、中止にあたり講じた防災措置及び防災施設等の維持管理計画を記載すること。
- カ その他各項目については、第5第1項「林地開発許可申請書」の記載に準じ、最新の内容を記載すること。

(2) 注意事項

- ア 開発行為を中止する場合には、本様式によりあらかじめ提出すること。
- イ 中止届出書の提出にあたっては、現地の状況により、必要な措置を講ずるよう指示がされる場合がある。
- ウ 再開予定年月日までに再開できない場合は、本様式により再度届け出ること。

(3) 添付資料

- ア 工事の出来形図
申請又は変更した際に提出した全ての図面に、出来形部分を明示すること。
- イ 現況写真
全景及び中止する時点における工事状況を把握できるものとする。
- ウ イの各写真に番号を付し、対応する撮影箇所番号及び撮影方向を記載した土地利用計画図
- エ 当該開発行為地の保全及び維持管理に関する計画書

9 林地開発行為再開届出書（別記第27号様式）

(1) 記載方法

- ア 許可年月日及び許可番号欄には、直近の許可年月日及び許可番号を記載すること。
- イ 中止年月日欄には、「林地開発行為中止届出書」を提出した日付を記載すること。
- ウ 再開年月日欄には、開発行為を再開する日を記載すること。
- エ 再開の理由欄には、再開に至った理由を具体的に記載すること。
- オ その他各項目については、第5第1項「林地開発許可申請書」の記載に準じ、最新の内容を記載すること

(2) 注意事項

本要項第19条に基づき中止していた開発行為を再開する場合には、本様式によりあらかじめ提出すること。

(3) 添付資料

10 林地開発行為廃止届出書（別記第28号様式）

(1) 記載方法

- ア 許可年月日及び許可番号欄には、直近の許可年月日及び許可番号を記載すること。
- イ 廃止年月日欄には、開発行為を廃止する日を記載すること。
- ウ 廃止時における開発行為の状況及び進捗欄には、廃止時点において既に開発した森林面積、防災施設等の設置状況及び施行計画の全体に対する進捗状況を記載すること。
- エ 廃止の理由欄には、廃止に至った理由を具体的に記載すること。
- オ 防災措置欄には、廃止にあたり講じた防災措置を記載すること。
- カ 原状回復状況欄には、廃止にあたり実施した森林に復旧するための措置を具体的に記載すること。
- キ その他各項目については、第5第1項「林地開発許可申請書」の記載に準じ、最新の内容を記載すること。

(2) 注意事項

- ア 開発行為を廃止する場合には、本様式によりあらかじめ届け出ること。
- イ 廃止届出書の提出にあたっては、現地の状況により、必要な措置を講ずるよう指示がされる場合がある。

(3) 添付資料

- ア 工事の出来形図
申請又は変更した際に提出した全ての図面に、出来形部分を明示すること。
- イ 現況写真
全景及び廃止する時点における工事状況を把握できるものとする。
- ウ イの各写真に番号を付し、対応する撮影箇所番号及び撮影方向を記載した土地利用計画平面図
- エ 廃止時における防災施設等の設計図書

11 林地開発行為代表者等変更届出書（別記第29号様式）

(1) 記載方法

- ア 許可年月日及び許可番号欄には、直近の許可年月日及び許可番号を記載すること。
- イ 変更年月日欄には、当該変更が生じた日を記載すること。
- ウ 変更事項欄には、個人にあつては同一人の氏名又は住所、法人その他団体にあつては同一法人又は団体の名称若しくは代表者、又は主たる事務所の所在地について、変更の生じた項目を記載すること。
- エ 変更の理由欄には、変更に至った具体的な理由を記載すること。
- オ その他各項目については、第5第1項「林地開発許可申請書」の記載に準じ、最新の内容を記載すること。

(2) 注意事項

変更事項は、変更前を上段、変更後を下段の二段書きとすること。

(3) 添付資料

- ア 個人の場合、住民票
- イ 法人の場合、法人の履歴事項全部証明書及び定款（原本証明したもの）その他変更を証明する資料
- ウ 法人でない団体の場合、代表者の氏名及び規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類又は議事録

12 林地開発行為代表者変更事前申出書（別記第30号様式その1）

(1) 記載方法

- ア 許可年月日及び許可番号欄には、直近の許可年月日及び許可番号を記載すること。

- イ 変更する代表者の住所氏名については、届出時点の最新の内容を記載すること。
 - ウ 変更予定年月日欄には、当該変更が生じる予定日を記載すること。
 - エ 変更の理由欄には、変更に至る具体的な理由を記載すること。
 - オ その他各項目については、第5第1項「林地開発許可申請書」の記載に準じ、最新の内容を記載すること
- (2) 添付資料
- ア 変更する代表者が個人の場合、住民票
 - イ 法人の場合、法人の履歴事項全部証明書及び定款（原本証明したもの）又は規約
 - ウ 法人でない団体の場合、代表者の氏名及び規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類又は議事録

1 3 林地開発行為代表者変更届出書（別記第30号様式その2）

- (1) 記載方法
- ア 許可年月日及び許可番号欄には、直近の許可年月日及び許可番号を記載すること。
 - イ 変更年月日欄には、当該変更が生じた日を記載すること。
 - ウ 変更の理由欄には、変更に至る具体的な理由を記載すること。
 - エ その他各項目については、第5第1項「林地開発許可申請書」の記載に準じ、最新の内容を記載すること
- (2) 添付資料
- ア 資金計画書
 - イ 代表者変更を証明する資料
 - ウ 現行の許可条件を遵守したうえで申請内容に従って施行すること及び利害関係者と協定書を締結している場合にはその地位を継承する旨の誓約書
 - エ 再生可能エネルギー発電事業計画に係る開発行為については、代表者変更に伴う経済産業大臣の変更認定書の写し

1 4 林地開発行為一般承継届出書（別記第31号様式）

- (1) 記載方法
- ア 許可年月日及び許可番号欄には、直近の許可年月日及び許可番号を記載すること。
 - イ 承継年月日欄には、承継の事実が発生した日を記載すること。
 - ウ 権利譲渡者欄には、権利の被承継人（相続にあっては被相続人）の住所及び氏名、名称又は代表者を記載すること。
 - エ 承継の理由欄には、承継に至った具体的な理由を記載すること。
 - オ その他各項目については、第5第1項「林地開発許可申請書」の記載に準じ、最新の内容を記載すること。
- (2) 注意事項
- 当該開発行為の完了前に相続又は合併等の事由により当該開発行為者の地位を承継した者は、本様式により届け出ること。
- (3) 添付資料
- ア 個人（相続）の場合
 - （ア）被相続人との続柄、相続の開始日を記載した書類及び被相続人の除籍謄本、相続人の戸籍謄本その他相続人であることを証する書類
 - （イ）相続人が複数である場合、（ア）のほか当該相続人がその地位について正当な権利を有する者であることを証する書類
 - イ 法人の合併等の場合
 - （ア）合併等契約書の写し
 - （イ）合併等の理由、合併等の時期、合併等の方法及び条件を記載した資料

1 5 林地開発行為特定承継事前申出書（別記第32号様式その1）

(1) 記載方法

- ア 許可年月日及び許可番号欄には、直近の許可年月日及び許可番号を記載すること。
- イ 特定承継人の住所氏名欄については、届出時点の最新の内容を記載すること。
- ウ 承継予定年月日欄には、当該承継を行う予定日を記載すること。
- エ 承継の理由欄には、承継に至る具体的な理由を記載すること。
- オ その他各項目については、第5第1項「林地開発許可申請書」の記載に準じ、最新の内容を記載すること。

(2) 注意事項

当該開発行為の完了前に売買、交換又は贈与等の事由により当該開発行為者の地位を承継させようとする時には、本様式により申し出ること。

(3) 添付資料

第5の23「申請者の信用に関する書類」の(1)必要資料に準じる書類

1 6 林地開発行為特定承継届出書（別記第32号様式その2）

(1) 記載方法

各項目については、第14項「林地開発行為一般承継届出書」の記載に準じること。

(2) 注意事項

当該開発行為の完了前に売買、交換又は贈与等の事由により当該開発行為者の地位を承継した者は、本様式により届け出ること。

(3) 添付資料

- ア 第5第25項「資金計画書」、特定承継人の印鑑（登録）証明書、法人の登記事項証明書、定款（原本証明したもの）及び規約
法人の登記事項証明書は、全部事項証明書とすること。
- イ 被承継人と承継人の契約書の写し等の地位を承継したことを証する資料
- ウ 特定承継人が、現行許可の条件を遵守する旨及び当該申請の内容に従って施行する旨の誓約書
- エ 他法令等の許認可が必要な場合は、当該許認可を特定承継人が取得していることを証する書類
- オ 再生可能エネルギー発電事業計画に係る開発行為については、特定承継に伴う経済産業大臣の変更認定書の写し等

1 7 林地開発行為災害発生届出書（別記第33号様式）

(1) 記載方法

- ア 許可年月日及び許可番号欄には、直近の許可年月日及び許可番号を記載すること。
- イ 災害発生年月日欄には、当該災害が発生した日を記載すること。
- ウ 災害発生の原因と被災の状況欄には、当該災害の生じた原因及びその被害等の状況を具体的に記載すること。
- エ 応急措置等の状況と今後の復旧方法欄には、災害の発生に伴い、直ちに実施した応急措置の内容並びに今後の復旧計画の方針及び内容を具体的に記載すること。
- オ その他各項目については、第5第1項「林地開発許可申請書」の記載に準じ、最新の内容を記載すること。

(2) 注意事項

- ア 開発行為の実施にあたり、降雨や地震等により斜面崩壊や土砂流出等の災害が生じた場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに本様式により届け出ること。
- イ 当該災害により、他法令等に係る手続きが必要となる場合は、その手続き状況を記載すること。

(3) 添付資料

- ア 災害現場及び応急措置等の状況の写真
- イ アの各写真に番号を付し、対応する撮影箇所番号及び撮影方向を記載のうえ災害状

況の内容等を明示した土地利用計画図

第9 林地開発協議後の手続き書類等作成上の留意事項

1 林地開発行為着手報告書（別記第35号様式）

(1) 記載方法

各項目については、第5第1項の3「林地開発行為協議書」の記載に準ずること。

(2) 注意事項

当該開発行為に着手したときは、遅滞なく本様式により報告すること。

2 林地開発計画変更届出書（別記第36号様式）

(1) 記載方法

ア 変更事項欄には、当該開発行為の計画について、変更しようとする事項を記載すること。

（ア）変更前を上段、変更後を下段の二段書きとすること。

（イ）面積等、数量の変更が伴う場合、併せてその変化量を記載すること。

イ 変更理由

当該変更に至った経緯及び具体的理由を記載すること。

ウ その他各項目については、第5第1項の3「林地開発行為協議書」の記載に準じること。

(2) 注意事項

開発行為の計画を変更しようとするときは、本様式により届け出ること。

(3) 添付資料

第4に規定する添付資料のうち、当該変更に関係する資料の全てを添付すること。なお、設計図書及び図面等は、変更前後が対比できるものであること。

3 林地開発行為完了報告書（別記第37号様式）

(1) 記載方法

ア 完了年月日欄には、連絡調整を了した林地開発行為が完了した年月日を記載すること。

イ その他各項目については、第5第1項の3「林地開発行為協議書」の記載に準じ、最新の内容を記載すること。

(2) 注意事項

ア 連絡調整を了した林地開発行為の全部について、開発行為が完了したときは、本様式により遅滞なく報告すること。

イ 完了報告書の提出後、必要に応じて確認（現地立会）を受けること。

(3) 添付資料

ア 開発行為完了（工事の完成）後の状況写真（全景及び部分写真）

（ア）状況写真（全景）については、事業区域内の工事状況全体が把握できる写真に開発に係る事業区域、開発しようとする森林区域、開発行為に係る森林区域及びその他区域を明示したものを添付すること。

（イ）状況写真（部分）については、残置森林、造成森林及び緑地の配置及び保全管理状況、主要な施設及び防災施設の設置状況その他工事状況を把握できる写真に、必要に応じて開発に係る森林区域の境界を明示したものを添付すること。

イ アの各写真に番号を付し、対応する撮影箇所番号及び撮影方向を記載した土地利用計画図

林地開発許可設計・審査基準

第1 一般的事項

開発行為の許可は、許可の申請書及び添付書類の記載事項が次の要件を満たすか否かにつき審査して行うものとする。

1 申請の手続については、省令第4条に基づく申請書及び添付書類の内容が次に掲げる要件に適合していること。

(1) 開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。位置図、区域図及び計画書等として必要な記載事項は、関係書類作成基準のとおりとする。ただし、開発行為の目的、態様等に応じて計画書として必要な事項を追加し又は不要な事項を省略することができる。

(2) 開発行為に係る森林につき開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ていることが明らかであること。

なお、「相当数の同意」とは、開発行為に係る森林につき開発行為の妨げとなる権利を有するすべての者の3分の2以上の者から同意を得ており、その他の者についても同意を得ることができると認められる場合を指すものとする。

(3) 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等がなされているか又はそれが確実であることが明らかであること。また、行政庁の処分以外に、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）に基づく環境影響評価手続の対象となる場合には、その手続の状況の確認もできること。

(4) 申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであること。防災施設の整備に必要な資金の手当が可能であることや申請者としての信用があること。

具体的な内容については、関係書類作成基準によること。ただし、開発行為の目的、態様等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により資力及び信用を確認できる場合には当該書類の添付をもって代替できる。

また、融資決定が開発行為の許可後となる場合等当該書類を提出することが困難な場合には、次に掲げる方法等により確認できること。

ア 防災施設の設置の先行実施を徹底させる観点から、防災施設の設置に係る部分の資金調達について預金残高証明書等により確認できること。

イ 上記が困難な場合には、申請時に、申請者の資金計画書に加え、金融機関から事業者への関心表明書を提出させ、着手前に融資証明書により確認できること。

(5) 別記第4号様式の注意事項3において、「開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること」としているが、これは、開発行為の許可申請に当たって申請者と施行者が異なる場合に、施行者による防災措置の確実な実施を担保する観点から、防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を確認するためである。具体的な内容については、関係書類作成基準によること。ただし、開発行為の目的、態様等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により防災措置を講ずるために必要な能力を確認できる場合には当該書類の添付をもって代替できる。

また、資力及び信用と同様、申請時点で防災施設の施行者が決定していない場合等当該書類を提出することが困難な場合には、申請時に施行者の決定方法や時期、求める施行能力について記載した書類を提出するとともに、着手前までに確認書類を提出するこ

とについて確約書を提出すること。

- (6) 関係書類作成基準に掲げる書類のほか、開発行為の目的、態様等に応じて知事が必要と認める書類を添付すること。

2 申請書の審査にあたっては、次に掲げる事項について確認する。

- (1) 開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること（法令等によって面積につき基準が定められているときは、これをしんしゃくして決められたものであること）が明らかであること。
- (2) 開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。
- (3) 開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。

なお、「原状回復等の事後措置」とは、開発行為が行われる以前の原状に回復することに固執することではなく、造林の実施等を含めて従前の効用を回復するための措置をいう。

- (4) 開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。

例えば、開発行為により道路が分断される場合には、代替道路の設置計画が明らかであり、開発行為の対象箇所の奥地における森林施業に支障を及ぼすことのないように配慮されていること等が該当する。

- (5) 開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。

なお、新たに開発行為をしようとする者については、林地開発許可の申請の前に住民説明を実施のうえ、地域住民の理解を得るための取組を行うことが明らかであること。特に、再生可能エネルギー発電施設の設置を目的とした開発については、工事期間を含めた長期間にわたる発電事業期間中に発生する可能性のある問題への対応について、住民説明会等を通じて地域住民に対し十分に説明すること。

また、新たな開発行為に係る事業の実施に伴い、地域住民の生活環境等の保全を図る観点から、開発しようとする者は地域住民を含む利害関係者等と環境の保全等に関する協定を締結すること。ただし、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は熊本県環境影響評価条例（平成12年条例第61号）に基づき環境影響評価を行い、評価書に記載されている内容について適当と認められる場合には、協定の締結を省略することができる。

なお、協定締結にあたっては以下の項目が含まれていること。

- ア 協定の目的
- イ 土地利用計画
- ウ 工事期間及び作業時間
- エ 工事責任者の設置
- オ 騒音・振動の防止
- カ 工事用車両の通行
- キ 現場の管理
- ク 水質の管理
- ケ 産業廃棄物の処理方法（再生可能エネルギー施設設置の場合、発電施設のすべてを含む）
- コ 災害防止対策

- サ 災害の恐れがある場合に係る地域住民への事前説明
- シ 防災施設の先行設置
- ス 災害の報告
- セ 損害賠償
- ソ 地位の譲渡
- タ 定めのない事項の協議

第2 災害防止に関する基準

1 伐採、切土、盛土、捨土関係

(1) 立木の伐採

開発区域全体の立木を一度に伐採せず、(3)に規定する施工順序に示す防災工事に係る伐採のみを行い、同工事の県の確認後に次の伐採を行うこと。

なお、上記に係る伐採した立木を搬出する作業道を設置する場合も、同様とする。

(2) 土砂の移動量

ア 開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであること。

イ スキー場の滑走コースの造成は、その利用形態からみて土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められるため、その造成に係る切土量は1ha当たりおおむね1,000m³以下とすること。なお、滑走コースは傾斜地を利用するものであることから、切土を行う区域はスキーヤーの安全性の確保等やむを得ないと認められる場合に限るものとし、土砂の移動量を極力縮減するよう努めること。

また、ゴルフ場の造成に係る切土量、盛土量はそれぞれ18ホール当たりおおむね200万m³以下とすること。

ウ 太陽光発電施設の開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであることを原則とした上で、太陽光発電施設を自然斜面に設置するとき、設置区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。ただし、太陽光発電施設を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、防災施設を確実に設置することとする。

なお、自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、排水施設等の適切な防災施設を設置すること。

(3) 土工等は次によること。

ア 施工順序としては、洪水調節池、沈砂地、流末処理施設等の防災工事を先行して行い、造成工事は周辺下流域の安全の確認ができる行程を組むこと。

イ 切土は、原則として階段状に行う等、法面の安定を確保すること。また、緑化工が実施される場合には、植生があった切土の表層部（いわゆる土壌）を盛土、客土用に利用できるように必要量を流出崩壊のおそれのない区域に確保すること。

ウ 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、厚み30cm程度毎に十分締め固めを行うこと。

エ 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の措置を講ずること。

オ 大規模な切土又は盛土を行う場合には、豪雨、融雪等により災害が生ずるおそれのないように工事時期、工法等について適切に配慮をすること。

(4) 切土は次によること。

- ア 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案し、現地に適合した安全なものであること。
 - イ 法面の勾配が上記によることが困難であるか若しくは適当でない場合には、擁壁の設置、その他の法面崩壊防止の措置を講ずること。
 - ウ 土砂の切土高が10mを超える場合には、原則として高さ5mないし10m毎に小段を設置するほか、必要に応じて排水施設を設置する等崩壊防止の措置を講ずること。
 - エ 切土を行った後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他の措置を講ずること。
- (5) 盛土は次によること
- ア 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して現地に適合した安全なものとし、勾配は原則として30度以下（宅地造成及び特定盛土等規制法（令和4年法律第55号）の規定に準じること。）であること。
 - イ 法面の勾配が前述によることが困難であるか若しくは適当でない場合、又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁、その他の法面崩壊防止の措置を講ずること。
 - ウ 周辺に人家、学校、道路等が近接し、かつ、盛土により生ずる法面の勾配が30度より急で、高さが1mを超える場合には、擁壁の設置、その他法面崩壊防止の措置を講ずること。
 - エ 盛土高が5mを超える場合には、原則として高さ5m毎に小段を設置するほか、必要に応じて排水施設を設置する等崩壊防止の措置を講ずること。なお、小段の幅は原則として2m以上とするが、状況により1mまで縮小できるものとする。
 - オ 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施行、排水施設の設置等の措置を講ずること。
 - カ 一層の仕上がり厚は、30cm以下とし、その層ごとに締固めを行うとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置を講ずること。
- (6) 捨土は次によること。
- ア 捨土は、土捨て場を設置し、土砂の流出防止措置を講ずること。この場合における土捨て場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定すること。
 - イ 土捨て場としては溪間の利用は原則として行わず、やむを得ない場合には、擁壁、暗渠等を設けること。
 - ウ 法面の勾配の設定、締固めの方法、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれのないものであること。

2 法面崩壊防止の措置

切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が1によることが困難である場合若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置を適切に講ずること。

- (1) 「周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合」とは、人家、学校、道路等に近接し、かつ、次のア又はイに該当する場合をいう。

ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、法面の安定を保つために擁壁等の設置が必要でない認められる場合には、これに該当しない。

ア 切土により生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが2mを超える場合。
ただし、硬岩盤である場合又は次の（ア）若しくは（イ）のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

（ア）土質が表－1の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度以下のもの（図1～3のaの区域）。

（イ）土質が表－1の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが5m以下のもの（図1～3のbの区域）。この場合において、（ア）に該当する法面の部分により上下に分離された法面があるときは、（ア）に該当する法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。（図4）

イ 盛土により生ずる法面の勾配が30度（約1．7割）より急で、かつ、高さが1mを超えるもの。（図5）

表－1

土 質	擁壁等を要しない 勾配の上限（勾配）	擁壁等を要する 勾配の下限（勾配）	参考図
軟岩（風化の著しいものを除く）	60度 (1 : 0.58)	80度 (1 : 0.18)	図1
風化の著しい岩	40度 (1 : 1.19)	50度 (1 : 0.84)	図2
砂利、真砂土、硬質粘土、 その他これに類するもの	35度 (1 : 1.43)	45度 (1 : 1.00)	図3

図1 軟岩（風化の著しいものを除く）の場合

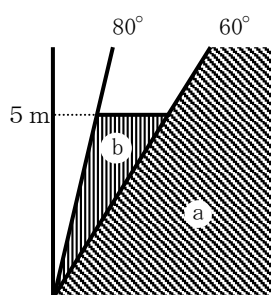


図2 風化の著しい岩の場合

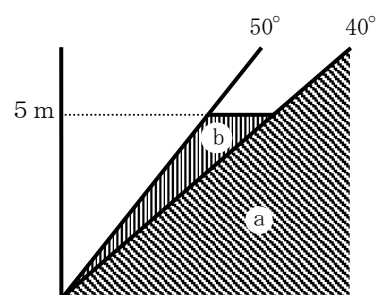


図3 砂利、真砂土、硬質粘土
その他これに類するものの場合

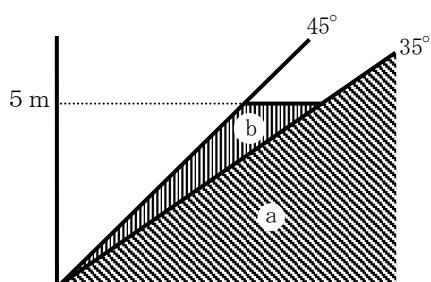
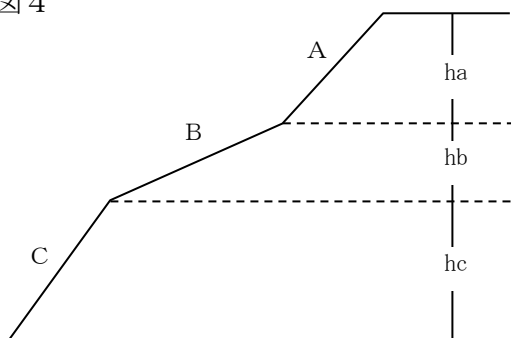
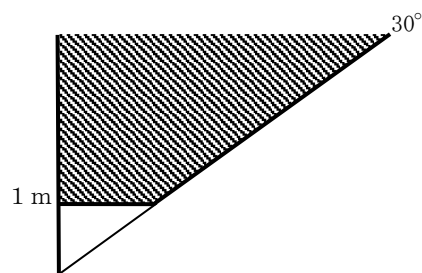


図 4



法面Bが表1の中欄の角度以下に該当し、法面AとCの勾配がaもしくはbに該当しない場合にあつては、法面の高さは $h_a + h_c$ として算出する。

図 5



(2) 擁壁の構造

- ア 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。
- イ 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。
- ウ 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。
- エ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。
- オ 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴を設けること。

(3) 法面保護の措置

切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により侵食されるおそれがある場合には、法面保護の措置を講ずること。

- ア 植生による保護（実播工、伏工、筋工、植栽工等）を原則とし、植生による保護が適さない場合、又は植生による保護だけでは法面の侵食を防止できない場合には、人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等）を行うこと。工種は、土質、気象条件等を考慮して決定し、適期に施行すること。
- イ 表面水、湧水、溪流等に法面が侵食され、又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置を講ずること。この場合における擁壁の構造は（2）によること。

3 土砂流出防止の措置

開発行為に伴い相当量の土砂が流出する等の下流地域に災害が発生するおそれがある区域が事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。）に含まれる場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置を適切に講ずること。

- (1) えん堤等の容量は、次のア及びイにより算定された開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂し得るものであること。

- ア 開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域1ha当たり1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られない場合では200m³、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高い場合では600m³、それ以外の場合では400m³とすること。

- イ 開発行為の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、別途考慮すること。
- (2) えん堤等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。
- (3) えん堤等の構造については、「治山技術基準」や「河川砂防技術」等に基づくものであること。
- (4) 「災害が発生するおそれがある区域」については表－２に掲げる区域を含む土地の範囲とし、その考え方については、災害の特性を踏まえ、次のア及びイとする。
- ア 山腹崩壊や急傾斜地の崩壊、地すべりに関する区域については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号。以下「土砂災害防止法」という。）の土砂災害警戒区域の考え方を基本とすること。
- イ 土石流に関する区域については、土石流の発生の危険性が認められる溪流を含む流域全体を基本とすること。ただし、土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。
- (5) なだれ危険箇所点検調査要領に基づくなだれ危険箇所に係る森林を事業区域に含む場合についても、開発区域に先行して周囲へのなだれ防止措置について検討し、必要な措置を講ずること。
- (6) 上記の検討結果を整理し、必要な資料を提出すること。

表－２

区域の名称	根拠とする法令等
砂防指定地	砂防法
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
地すべり防止区域	地すべり等防止法
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法
災害危険区域	建築基準法
山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査要領
地すべり危険地区	
崩壊土砂流出危険地区	

４ 排水施設関係

雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられること。

(1) 排水施設の断面

計画流量の排水が可能になるように余裕をみて定められていること。この場合、断面は計画流量の１．２倍以上の排水が可能であること。

雨水のほか、土砂等の流入が見込まれる場合、又は排水施設の設置箇所から判断して溢水による影響の大きい場合にあっては、排水施設の断面は必要に応じて前段に定めるものより大きく定めること。

洪水調節池の下流に位置する排水施設については、洪水調節池からの許容放流量を安全に流下させることができる断面とすること。

計画流量の算定は、原則として次によるものとする。

ア 流量の算定

$$Q = A \cdot V$$

Q : 流量 (m³/sec)

V : 流速 (m/sec)

A : 通水断面 (m²)

イ 流速の算定 (マニング式)

$$V = 1 / n \cdot R^{\frac{2}{3}} \cdot I^{\frac{1}{2}}$$

n : 粗度係数 (粗度係数は、表－3 及び表－4 の値を標準とする。)

R : 径深 = A / q (m)

q : 潤辺長

I : 水路勾配 (分数又は小数)

排水施設の設計では、流量のみを満足すればよいということではなく、流速が大きすぎれば溝が洗掘されるおそれがあり、又小さすぎれば土砂等が堆積するので、流速は、0.6～4.0 m/sec の間になるよう努めること。

ウ 雨水流出量の算定 (ラショナル式)

原則として次式により算出されていること。ただし、降雨量と流出量の関係が別途高い精度で求められている場合には、これによって算出することができる。

$$Q = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q : 雨水流出量 (m³/sec) = ピーク流量

f : 流出係数

r : 設計雨量強度 (mm/h r)

A : 集水区域面積 (ha)

(ア) 流出係数については、表－5 を参考として定めること。ただし、特に浸透能が大きいと判断できる土地以外においては、林地は0.7、草地は0.8、耕地は0.8、裸地は0.9を用いること。

(イ) 地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所については、表－5によらず、次の表によること。浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。

地表状態／区分	浸透能小	浸透能中	浸透能大
太陽光パネル等	1.0	0.9～1.0	0.9

(ウ) 設計雨量強度については、表－6 及び表－7 に定められた確率年及び単位時間により、「熊本県内における確率降雨強度の算定」(熊本県土木部河川課)を参考として求めること。

なお、排水施設の雨量確率では、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など排水施設の周囲に溢水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、20年確率で想定される雨量強度を用いるほか、水防法(昭和24年法律第193号)第15条第1項第4号のロ又は土砂災害防止法第8条第1項第4号でいう要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、30年確率で想定される雨量強度を用いること。

表－３ 河道の粗度係数

河 川 ・ 水 路 の 状 況		n の 値
人工水路・改修河川	コンクリート人工水路	0.014 ～ 0.020
	スパイラル半管水路	0.021 ～ 0.030
	両岸石張小水路（泥土床）	0.025（平均値）
	岩盤掘放し	0.035 ～ 0.050
	岩盤整正	0.025 ～ 0.040
	粘土性河床、洗掘のない程度の流速	0.016 ～ 0.022
	砂質ローム、粘土質ローム	0.020（平均値）
	ドラグライン浚渫、雑草少	0.025 ～ 0.033
自然河川	平野の小流路、雑草なし	0.025 ～ 0.033
	平野の小流路、雑草、灌木有り	0.030 ～ 0.040
	平野の小流路、雑草多し、礫河床	0.040 ～ 0.055
	山地流路、砂利、玉石	0.030 ～ 0.050
	山地流路、玉石、大玉石	0.040 ～ 0.080
	大流路、粘土、砂質床、蛇行少なし	0.018 ～ 0.035
	大流路、礫河床	0.025 ～ 0.040

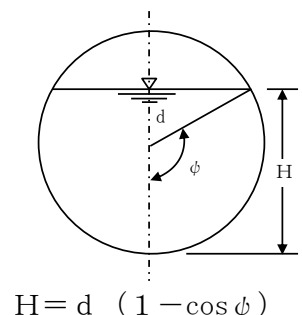
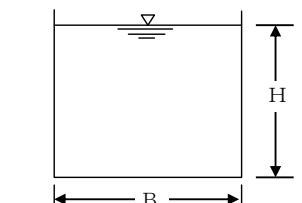
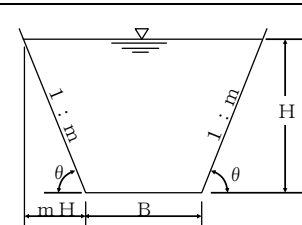
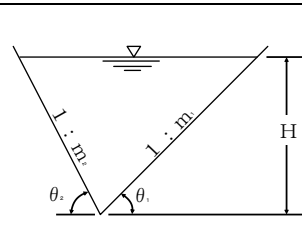
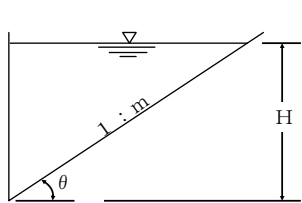
(建設省河川砂防技術基準（案）同解説（調査編） [H9 日本河川協会] より引用)

表－４ 排水施設の粗度係数

排 水 施 設 の 種 類			n
素掘り	土		0.020 ～ 0.025
	砂れき		0.025 ～ 0.040
	岩盤		0.025 ～ 0.035
現場施工	セメントモルタル		0.010 ～ 0.013
	コンクリート		0.013 ～ 0.018
	粗石	練積	0.015 ～ 0.030
		空積	0.025 ～ 0.035
工場製品	遠心力鉄筋コンクリート管		0.011 ～ 0.014
	コンクリート管		0.012 ～ 0.016
	コルゲートパイプ		0.025 ～ 0.035

(建設省河川砂防技術基準（案）同解説（調査編） [H9 日本河川協会] より引用)

(参 考) 各種断面の排水断面積及び径深

断 面 積		排水断面積 A	径 深 R
円形	 $H = d (1 - \cos \phi)$	$d^2 \left(\phi - \frac{1}{2} \sin 2 \phi \right)$ $(\phi : \text{ラジアン})$	$\frac{d}{2} \left(1 - \frac{\sin 2 \phi}{2 \phi} \right)$ $(\phi : \text{ラジアン})$
長方形		$B \cdot H$	$\frac{B \cdot H}{2 H + B}$
台形		$H (B + mH)$ 又は $H (B + H \cot \theta)$	$\frac{H (B + mH)}{B + 2 H \sqrt{1 + m^2}}$ 又は $\frac{H (B + H \cot \theta)}{B + 2 \operatorname{cosec} \theta}$
三角形		$\frac{H^2}{2} (m_1 + m_2)$ 又は $\frac{H^2}{2} (\cot \theta_1 + \cot \theta_2)$	$\frac{H}{2} \cdot \frac{m_1 + m_2}{\sqrt{1 + m_1^2} + \sqrt{1 + m_2^2}}$ 又は $\frac{H}{2} \cdot \frac{\sin (\theta_1 + \theta_2)}{\sin \theta_1 + \sin \theta_2}$
		$\frac{m H^2}{2}$ 又は $\frac{H^2 \cdot \cot \theta}{2}$	$\frac{H}{2} \cdot \frac{m}{1 + \sqrt{1 + m^2}}$ 又は $\frac{H}{2} \cdot \frac{\cos \theta}{1 + \sin \theta}$

表－5 流出係数

区分 地表状態	浸透能小	浸透能中	浸透能大
林 地	0.6 ～ 0.7	0.5 ～ 0.6	0.3 ～ 0.5
草 地	0.7 ～ 0.8	0.6 ～ 0.7	0.4 ～ 0.6
耕 地	—	0.7 ～ 0.8	0.5 ～ 0.7
裸 地	1.0	0.9 ～ 1.0	0.8 ～ 0.9

表－６ 雨量強度の確率年

名 称	確率年
排水施設	１０～３０年

表－７ 単位時間

流 域 面 積	単位時間
５０ｈａ以下	１０分
１００ｈａ以下	２０分
５００ｈａ以下	３０分

(2) 排水施設の構造等

ア 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。

イ 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要な柵又はマンホールの設置、更に有孔管等を設置する場合には日本道路協会の「道路土木指針」等に基づく適切なフィルター材を用いて埋め戻す措置等を講ずること。

ウ 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措置を適切に講ずること。

エ 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設等まで導くように計画すること。

オ 前述により、河川等、又は他の排水施設等に排水を導く場合には、当該河川等又は他の排水施設等の管理者の同意を得ていること。特に、用水路等を経由して河川等に排水を導く場合には、当該施設の管理者の同意に加え、当該施設が接続する下流の河川等において安全に流下できるよう併せて当該河川等の管理者の同意を得ているものであること。

なお、「同意」については、他の排水施設を経由して河川等に排水を導き河川等の管理に著しい影響を及ぼすこととなる場合にあっては、関係する河川等の管理者の同意を必要とする趣旨である。

カ 太陽光発電施設の設置については、アからオまでの基準によるほか、表面流を安全に流下させるために、排水施設の設置等の対策を適切に講ずること。また、表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や、物理的な被覆の措置を適切に講ずること。

5 静砂垣等の設置等

飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石防止柵の設置その他の措置を適切に講ずること。

6 洪水調節池施設関係

下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置を適切に講ずること。

(1) 洪水調節池の設置

ア 洪水調節池の設置は、原則として事業区域内に計画すること。

イ 洪水調節池を設置し河川に排水する場合には、あらかじめ河川管理者の同意を得ていること。

(2) 洪水調節池の容量

ア 洪水調節池容量は、下流における流下能力を考慮のうえ、３０年確率で想定される

雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであることを基本とする。ただし、第4条の河川管理者等との協議を行う場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。また、開発行為の施行期間中における洪水調節池の堆砂量を見込む場合にあって、開発行為に係る土地の区域1ha当たり1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られないときには200m³、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高いときには600m³、それ以外のときには400m³とするなど、流域の地形、地質、土地利用の状況、気象等に応じて必要な堆砂量とすること。

イ 当該開発行為の施行前において既に3年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えるか否かを調査のうえ、必要があればこの超える量も調節できる容量であること。

ウ 洪水調節池容量の計算は、簡便法、厳密計算法、その他の適切な方法で行うこととする。

なお、下流河川等の最小比流量が5m³/sec/Km²(=0.05m³/sec/ha)を超える場合は、簡便法による洪水調節必要容量が厳密計算法の値に比べて小さくなる場合があるので、厳密計算法により確認すること。

(3) 余水吐の能力

コンクリートダムにあっては200年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムのその1.2倍以上のものであること。

(4) 洪水調節の方式

原則として自然放流方式であること。やむを得ず浸透型施設として整備する場合については、尾根部や原地形が傾斜地である箇所、地すべり地形である箇所又は盛土を行った箇所等浸透した雨水が土砂の流出・崩壊を助長するおそれがある箇所には設置しないこと。

(5) 洪水調節池の設計

原則として次のとおりとする。

ア 下流河川等の排水能力の変更地点ごとに、その断面、勾配を測定し、流下能力及び比流量(流下能力÷集水区域面積)を算定し、比流量が最低となる地点の流下能力を次式により算出する。

$$Q = v \cdot a$$

Q : 下流河川等の流下能力 (m³/sec)

v : " の流速 (m/sec) [マニング公式で算出すること]

a : " の断面 (m²)

イ 「調節池の許容放流量」は、次式により算出すること。

$$Q_{pc} = Q \cdot A / A'$$

Q_{pc} : 調節池の許容放流量 (m³/sec)

Q : 下流河川等の流下能力 (m³/sec)

A : 調節池の集水区域面積 (ha)

A' : Qの算出地点の集水区域面積 (ha)

ウ 「許容放流量に対応する雨量強度」は次式により算出すること。

$$r_c = Q_{pc} \cdot 360 / (f \cdot A)$$

r_c : 許容放流量に対応する雨量強度 (mm/hr)

Q_{pc} : 調節池の許容放流量 (m³/sec)

f : 開発後のAの流出係数

A : 調節池の集水区域面積 (h a)

エ 「調節必要容量」は、次式により算出することができるものとする。

$$V = (r_{30} - r_c / 2) \cdot t \cdot f \cdot A \cdot 1 / 6$$

V : 調節必要容量 (m³)

f : 開発後のAの流出係数

A : 調節池の集水区域面積 (h a)

r₃₀ : 30年確率雨量強度 (mm/h r)

r_c : 許容放流量に対応する雨量強度 (mm/h r)

t : 任意の継続時間 (分)

この式において、必要容量が最大となる降雨継続時間 (分) を求め算出する。

オ 「調節池の必要容量」は、エ式で算出した調節必要容量に、当該調節池に流入する土砂の堆砂量 (若干の安全率を見込むこと) を見込んだ容量とすること。

カ 洪水調節池の構造

(ア) 「排水孔 (又は放流管) の断面積」は、次式により算出すること。

$$S = Q_{pc} / (C \cdot \sqrt{2 \cdot g \cdot H})$$

S : 排水孔の断面積 (m²)

Q_{pc} : 許容放流量 (m³/sec)

C : 流量係数 (0.6 ~ 0.9、通常 0.6)

g : 重力加速度 (9.8 m/sec²)

H : 調節有効水深 (m)

(イ) 「200年確率の洪水流量」は、次式により算出すること。

$$Q_{200} = 1 / 360 \cdot f \cdot r_{200} \cdot A$$

Q₂₀₀ : 洪水流量 (m³/sec)

f : 開発後の流出係数

r₂₀₀ : 200年確率の雨量強度 (mm/h r)

A : 調節池の集水区域面積 (h a)

(ウ) 「余水吐の設計上の洪水流量」は次式により算出すること。

$$Q'_{200} = C' \cdot Q_{200}$$

Q'₂₀₀ : 余水吐の設計上の洪水流量 (m³/sec)

C' : 安全率

コンクリートダムにあつては 1.2

フィルダムにあつては 1.44 とする

Q₂₀₀ : 200年確率の洪水流量 (m³/sec)

(エ) 「余水吐の設計」は、次の方式によること。

$$Q'_{200} = 2 / 15 \cdot C \cdot \sqrt{2 \cdot g \cdot h} \cdot (2 b_u + 3 B)$$

Q'₂₀₀ : 余水吐の流量 (越流量) (m³/sec)

C : 流量係数

g : 重力加速度 (9.8 m/sec²)

h : 越流水深 (m)

b_u : 余水吐の上長 (m)

B : 余水吐の下長 (m)

上式において、C = 0.6 とすれば、次のとおりとなる。

設計にあたっては、更に余裕高を見込んで設計すること。

・ 余水吐断面が長方形の場合は

$$Q'_{200} = 1.77 \cdot B \cdot h^{\frac{3}{2}}$$

・ 余水吐断面が台形の場合は

a 側壁勾配が 1 : 1 のとき

$$Q'_{200} = (1.77B + 1.42h) h^{\frac{3}{2}}$$

b 側壁勾配が 1 : 0.5 のとき

$$Q'_{200} = (1.77B + 0.71h) h^{\frac{3}{2}}$$

(6) 用水路等の改修

用水路等を経由して河川等に排水を導く場合であって、洪水調節池を設置するよりも用水路等の断面を拡大することが効率的なときには、当該用水路等の管理者の同意を得た上で、開発者の負担で用水路等の断面を大きくすることをもって洪水調節池の設置に代えることができる。

(7) 第3の規定と併用する調節池

第3の規定に基づく洪水調節池等の設置を併せて行う必要がある場合、第2及び第3の基準を満たすよう設置すること。

7 設計雨量強度における降雨量変化倍率の適用

排水施設の断面、洪水調節容量及び余水吐の能力の設計に適用する雨量強度については、4の(1)、6の(2)及び(3)によるほか、開発行為を行う流域の河川整備基本方針において、降雨量の設定に当たって気候変動を踏まえた降雨量変化倍率を採用している場合には、適用する雨量強度に当該降雨量変化倍率を用いることができる。

8 仮設防災施設の設置等

開発行為の施行に当たって、災害の防止のために必要なえん堤、排水施設、洪水調節池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。

9 防災施設の維持管理

開発行為の完了後においても整備した排水施設や洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。

10 技術基準について

災害の防止に関する技術基準については、本要項の基準によるほか、次の基準を参照して差し支えない。

ア 「治山技術基準」(林野庁長官通達)

イ 「採石技術指導基準」(経済産業省資源エネルギー庁作成)

ウ 「開発許可申請に伴う調節池設置基準(案)」(平成27年8月熊本県土木部河川港湾局河川課)

第3 水害防止に関する基準

水害の発生防止に係る洪水調節池等の設置

1 洪水調節池の設置

(1) 洪水調節池の設置は、原則として事業区域内に計画すること。

(2) 洪水調節池を設置し河川に排水する場合には、あらかじめ河川管理者の同意を得ること。

2 洪水調節池の容量

(1) 洪水調節容量は、当該開発行為を行う森林の下流において当該開発行為に伴いピーク

流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであることを基本とする。

ただし、第4条の河川管理者等との協議を行う場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。また、開発行為の施行期間中における洪水調節池の堆砂量を見込む場合にあっては、第2の6の(2)アによるものであること。

- (2) 当該開発行為に伴いピーク流量が増加するか否かの判断は、当該下流のうち当該開発行為に伴うピーク流量の増加率が原則として1%以上の範囲内とし、「ピーク流量を安全に流下させることができない地点」とは、当該開発行為をする森林の下流の流下能力からして、30年確率（第4条の河川管理者等との協議を行う場合においては、50年確率）で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点のうち、原則として当該開発行為による影響を最も強く受ける地点とする。

ただし、当該地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ているものであること。

- (3) 洪水調節池容量の計算は、簡便法、厳密計算法、その他適切な方法で行うこととする。
なお、下流河川等の最小比流量が $5 \text{ m}^3/\text{sec}/\text{km}^2 (= 0.05 \text{ m}^3/\text{sec}/\text{ha})$ を超える場合は、簡便法による洪水調節必要容量が厳密計算法の値に比べて小さくなる場合があるので、厳密計算法により確認すること。

3 余水吐の能力

余水吐の能力は、第2の6の(3)によるものとする。

4 洪水調節の方式

洪水調節の方式は、第2の6の(4)によるものとする。

5 洪水調節池の設計

(1) 下流狭隘部の調査

下流河川等の狭隘部における流下能力を、その地点の断面、勾配を測定し算出する。

$$Q = v \cdot a$$

Q：下流河川等の流下能力 (m^3/sec)

V： " の流速 (m^3/sec)

a： " の断面 (m^2)

※ 調査をする範囲は、その地点における開発中及び開発後の30年確率雨量により想定される無調節のピーク流量が、開発前の30年確率雨量により想定される無調節のピーク流量に比して1%以上増加する範囲とする。

ピーク流量は次式により算出する。

$$Q_i = 1/360 \cdot f_i \cdot r_{30} \cdot A_i$$

f_i ：i 地点の集水区域内の開発前若しくは開発中及び開発後の流出係数

r_{30} ：i 地点での30年確率で想定される雨量強度 (mm/hr)

A_i ：i 地点の集水面積 (ha)

- (2) 上記調査結果に基づき当該開発行為による影響を最も強く受ける地点（以下「当該地点」という。）を決定し、当該地点における許容放流量により洪水調節池を設計する。

なお、当該地点の選定にあたっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ることと

する。

- (3) 当該選定地点（X）における許容放流量は次式により算定することができる。

$$q_{xpc} = Q_x \cdot (a \cdot f) / (A_x \cdot F_x)$$

q_{xpc} : X地点における許容放流量

Q_x : X地点での安全に流下させることのできるピーク流量

a : 洪水調節池の集水区域の面積（ $h a$ ）

f : " の開発前の流出係数

A_x : X地点の集水区域の面積（ $h a$ ）

F_x : " の開発前の流出係数

- (4) 洪水調節容量及び構造は、第2の6の（5）エ以降によること。

6 用水路等の改修

用水路等を経由して河川等に排水を導く場合であって、洪水調節池を設置するよりも用水路等の断面を拡大することが効率的なときには、当該用水路等の管理者の同意を得た上で、開発者の負担で用水路等の断面を大きくすることをもって洪水調節池の設置に代えることができる。

7 第2の規定と併用する調節池

第2の規定に基づく洪水調節池等の設置を併せて行う必要がある場合、第2及び第3の基準を満たすよう設置すること。

- 8 洪水調節容量及び余水吐の能力の設計に適用する雨量強度については、2及び3によるほか、開発行為を行う流域の河川整備基本計画において、降雨量の設定に当たって気候変動を踏まえた地域区分ごとの降雨量変化倍率を採用している場合には、洪水調節容量の計算に当該降雨量変化倍率を用いることができる。

9 技術基準について

- (1) 水害の防止に関する技術基準については、本要項の基準によるほか、次の基準によるものとする。

ア 「防災調節池等技術基準（案）」（社団法人日本河川協会発刊）

イ 「開発許可申請に伴う調節池設置基準（案）」（平成27年8月熊本県土木部河川港湾局河川課）

- (2) (1) のア及びイの基準に基づき協議した結果、洪水調節池の設置を要しないとされる場合には、本基準第3「水害防止に関する基準」により洪水調節池の設置の検討を行うものとする。

10 現存施設について

造成地内に現存する溜池等防災機能を有する施設は、極力これを保存するものとする。

11 仮設の防災施設

開発行為の施行に当たって、水害の防止のために必要な洪水調節池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。

12 完了後の維持管理方法

開発行為の完了後においても整備した洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂

の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。

第4 水の確保に関する基準

1 貯水池等の設置等

他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置を適切に講ずること。

導水路の設置その他の措置を講ずる場合には、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。

2 沈砂池の設置等

周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置を適切に講ずること。

第5 環境の保全に関する基準

1 森林又は緑地の残置又は造成

開発行為をしようとする森林の区域（開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。）に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の「残置し、若しくは造成する森林又は緑地」（以下「残置森林等」という。）の配置が適切に行われることが明らかであること。残置森林等の考え方は次に掲げるとおりとする。

- (1) 相当面積の残置森林等の配置については、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生に回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。

森林の配置については、森林を残置することを原則とし、極力基準を上回る林帯幅で適正に配置するとともに、森林の造成は、土地の形質を変更することがやむを得ないと認められる箇所に限ること。

この場合において、残置森林等の面積の事業区域内の森林面積に対する割合は、表－9の「森林率等」の割合によること。

また、残置森林等は、表－9の「森林の配置等」により開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。

なお、表－9に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、表－9に準じて適切に措置されていること。

- (2) 造成する森林については、必要に応じ植物の成育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、森林機能が早期に回復、発揮されるよう、地域の自然的条件に適する原則として樹高1メートル以上の高木性樹木を、表－8を標準として均等に分布するよう植栽すること。

また、植栽木の活着状況をチェックし、枯損木が生じた場合には補植すること。

事業区域内の森林については、必要、かつ、適切な施業を実施し機能の維持増進に努めること。

なお、住宅団地、宿泊施設等の間、ゴルフ場のホール間等で修景効果を併せ期待する森林を造成する場合には、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとし、樹種

- の特性、土壌条件等を勘案し、植栽する樹木の規格に応じ1ha当たり500本～1ha当たり1,000本の範囲で植栽本数を定めることとして差し支えないものとする。
- (3) 道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不適當であると認められるときは、森林の残置又は造成が行われないこととして差し支えない。
- (4) 太陽光発電施設の設置にあたっては、表－9において、残置森林又は造成森林は、善良に維持管理されることが明らかであることを許可基準としていることから、林地開発許可後に採光の確保等を目的として残置森林又は造成森林を過度に伐採することがないよう、あらかじめ、樹高や造成後の樹木の成長を考慮した残置森林又は造成森林及び太陽光パネルの配置計画とすること。

表－8

樹 高	植栽本数（1ha当たり）
1m	2,000本
2m	1,500本
3m	1,000本

2 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等

騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成を行うこと。

なお、「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。

また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。

3 景観の維持

(1) 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、当該開発行為により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また、当該開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置を講ずること。

(2) 太陽光発電施設の設置を目的とする開発行為をしようとする森林の区域が、市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当の悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周辺に森林を残置し又は造成する措置を適切に講じたとしても、なお更に景観の維持のため十分な配慮が求められる場合にあっては、申請者が太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等にするよう配慮すること。

4 残置森林等の維持管理

残置森林等が善良に維持管理されることが明らかであること。残置森林等については、申請者が権原を有していること。

また、関係市町村等との維持管理協定等の締結に努め、除間伐等の保育、疎林地への植栽等適切な施業を実施すること。なお、別荘地の造成等開発行為の完了後に売却・分譲等が予定される開発における残置森林等については、分譲後もその機能が維持されるよう適切に管理すべきことを売買契約に当たって明記すること。

表－ 9

開発目的	主な開発目的の種類	森林率等	森林の配置等
工場又は事業場の設置	製造、加工処理及び流通等産業活動に係る施設、学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等	森林率はおおむね25%以上とする。	- 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ha以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。 - 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。なお、1箇所当たりの面積とは、当該施設又は集団の設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。
太陽光発電施設の設置		森林率はおおむね25%以上 (残置森林率はおおむね15%以上)とする。	- 原則として周辺部に残置森林を配置する。 - 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ha以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林(おおむね30メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林)を配置することとする。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 - 開発行為に係る1か所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
住宅団地の造成		森林率はおおむね20%以上 (緑地を含む)とする。	- 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ha以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 - 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。なお、1箇所当たりの面積とは、当該施設又は集団の設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。
別荘地の造成	保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとするもの	残置森林率はおおむね60%以上とする。	- 原則として、周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 1区画の面積は、おおむね1,000㎡以上とする。 - 建物敷、その他付帯施設の面積は、1区画おおむね30%以下とする。

開発目的	主な開発目的の種類	森林率等	森林の配置等
ゴルフ場の造成	地方税法等に定義するゴルフ場、それ以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められるもの	森林率はおおむね50%以上（残置森林率はおおむね40%以上）とする。	事業区域内の外縁部及び各ホール間には、残置森林又は造成森林をおおむね30m以上（残置森林おおむね20m以上）の幅をもって適切に配置する。 （切土量、盛土量はそれぞれ、18ホール当たりおおむね200万㎡以下とする。）
宿泊施設、レジャー施設等の設置	宿泊施設： ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設、リゾートマンション、コンドミニアム等所有者等が複数となる建築物等 レジャー施設： 総合運動公園、遊園地、動物園、植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設、ゴルフ練習場（ゴルフ場と一体のものを除く。）	森林率は、おおむね50%以上（残置森林率はおおむね40%以上）とする。	- 原則として、周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 - 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね40%以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は、極力分散させるものとする。 - レジャー施設の開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね5ha以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。
スキー場の造成		残置森林率はおおむね60%以上とする。	- 原則として、周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 - 滑走コースの幅は、おおむね50m以下とする。 - 複数の滑走コースを並列して設置する場合はコース間の中央部に幅おおむね100m以上の残置森林を配置する。 - ゲレンデ等の面積は、原則として1箇所当たりおおむね5ha以下とし、ゲレンデ等の造成に当たっては土工量を極力少なくする。 - ゲレンデ等に隣接して駐車場を設置する場合は、おおむね30m以上の幅をもって残置森林又は造成森林を適切に配置する。
土石等の採掘	土石、岩石、砂、砂利等採取場、残土処分場等（ただし、上記は一時利用の開発とする。）		- 原則として、周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 - 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。 また、法面は可能な限り緑化し、小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。

[注意事項]

- 「残置森林又は造成森林を配置する」とは、残置森林によることを原則とし、やむを得ないと認められる場合は、造成森林とすることができる。

- 2 「残置森林率」とは、原則として残置森林（残置する森林）のうち若齢林（15年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

$$\text{残置森林率} = \frac{\text{15年生を超える森林の面積}}{\text{事業区域内の森林の面積}} \times 100$$

- 3 「森林率」とは、事業区域内の森林の面積に対する残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実に成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の割合をいう。この場合、森林以外の土地に造林する場合も算定の対象として差し支えないが、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれるものは対象としないものとする。

$$\text{森林率} = \frac{\text{残置森林及び造成森林の面積}}{\text{事業区域内の森林の面積}} \times 100$$

- 4 「森林率等」は、森林の有する公益的機能が森林として利用されてきたことにより確保されてきたことを考慮の上、法第10条の2第2項第3号に関する基準の一つとして決められたものであり、その割合を示す数値は標準的なもので、「おおむね」は、その2割の許容範囲を示しており、適用は個別具体的事案に即して判断することとなるが、工場又は事業場にあつては20パーセントを下回らないものでなければならないという趣旨である。

- 5 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

- 6 住宅団地の造成に係る「緑地」には、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれる土地についても対象とすることができ、当面、次に掲げるものを含めることとして差し支えない。

- (1) 公園・緑地・広場
- (2) 隣棟間緑地、コモン・ガーデン
- (3) 緑地帯・緑道
- (4) 法面緑地
- (5) その他上記に類するもの

- 7 1事業区域内に異なる開発行為の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの開発目的別の基準を適用するものとする。この場合、残置森林又は造成森林（住宅団地の造成の場合は緑地も含む。以下同じ。）は区分された区域ごとにそれぞれ配置することが望ましいが、施設の配置計画等からみてやむを得ないと認められる場合には、施設の区域界におおむね30mの残置森林又は造成森林を配置するものとする。

- 8 森林地域以外にあつても従来の自然環境の保全、又は緑地の造成をするものとする。

- 9 レジャー施設及び工場・事業場の設置については、1箇所当たりの面積がそれぞれおおむね5ha以下、おおむね20ha以下とされているが、施設の性格上施設の機能を確保することが著しく困難と認められる場合には、その必要の限度においてそれぞれ5ha、20haを超えて設置することもやむを得ないものとする。

- 10 工場・事業場の設置又は住宅団地の造成に係る「1箇所当たりの面積」とは、当該施設又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。

林地開発許可施工管理基準

1 目的

この基準は、知事が許可した林地開発行為に係る工事実施に当たり、計画の適切な履行に係る施工確保のため、開発行為者が実施する施工管理の基準について、必要な事項を定めるものとする。

2 適用

この基準は、知事が許可した林地開発行為を施工する場合に適用し、出来形管理については、林地開発許可出来形管理別表を、写真管理については、林地開発許可写真管理別表によるものとする。

また、工事の種類、規模及び施工条件等により、この基準により難しい場合は、知事と協議の上、施工管理を行うものとする。

ただし、計画されている設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。

3 管理方法

(1) 出来形管理

開発行為者は、出来形を林地開発許可出来形管理別表に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計（計画）値と実測値とを対比して記録した出来形管理図表又は出来形図等を作成し、管理するものとする。

また、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1箇所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数を測定するものとする。

(2) 写真管理

開発行為者は、工事写真を林地開発許可写真管理別表に基づき撮影し、その撮影記録を管理するものとする。

4 管理の実施

出来形管理及び写真管理については、次により実施するものとする。

ただし、これにより難しい場合は別途知事と協議するものとする。

- (1) 開発行為者は、工事着工前に施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 開発行為者は、当該工事の施工内容を掌握し、適正な施工管理を行わなければならない。
- (3) 開発行為者は、測定等を管理の目的を達するため、工事の施工と併行してできるだけ速やかに実施しなければならない。
- (4) 開発行為者は、測定等の結果をその都度記録し、適切な管理のもとに保管し、知事の請求に対し速やかに提示しなければならない。
- (5) 測定値が著しく偏向する場合、又はバラツキが大きい場合は、詳しく調査し、その原因を見極め、手直し、補強、やり直し等の措置をするとともに、作業標準（作業工法、機械等）を改めるなどの処置を速やかに行わなければならない。
- (6) 施工管理に要する費用は、開発行為者が負担するものとする。

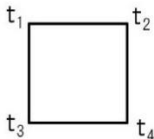
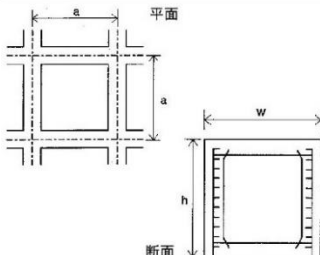
5 規格値

開発行為者は、林地開発許可出来形管理別表に基づき測定した各実測値は、すべて規格値を満足しなければならない。

林地開発許可出来形管理別表

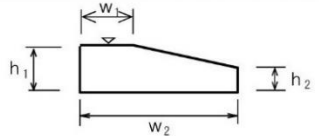
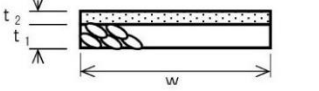
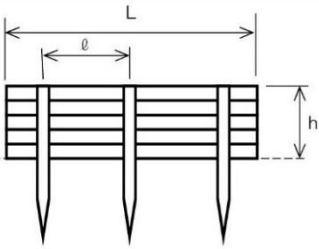
(法面関係)

単位：mm、本、枚

工 種		測定項目	管理基準		測定箇所
			規格値	測定基準	
法 面 工	モルタル吹付工／コンクリート吹付工	厚さ t ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。	$t < 5 \text{ cm}$	-10	1,000㎡につき1箇所以上、1,000㎡以下は2箇所をせん孔により測定。  厚さは、10cm四方の形状を破壊し四隅の厚さの平均値が1箇所の測定値とする。 凹凸がある場合の厚さ管理方法 凹凸がある場所での測定値が平坦部での基準を充たさなかった場合は、当該測定箇所の近辺（概ね1m）で再度測定し、両方の平均値が設計厚以上となることを確認する。平均値が設計厚以上にならなかった場合はさらに近辺を計測し、3点の平均値を採り、これら3点を1箇所として管理する。
			$t \geq 5 \text{ cm}$	-20	
	植生基材吹付工／客土吹付工	厚さ t ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。	$t < 5 \text{ cm}$	-10	施工面積1,000㎡につき1箇所、面積1,000㎡以下のものは、1施工箇所につき2箇所。せん孔により測定。
			$t \geq 5 \text{ cm}$	-20	
	現場打法砕工／現場吹付法砕工／簡易吹付法砕工／プレキャスト法砕工	高さ h		-30	施工面積 1,000㎡につき1箇所、面積 1,000㎡以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 
		幅 W		-30	
		高さ h		-30	
		吹付砕中心間隔 a		± 100	

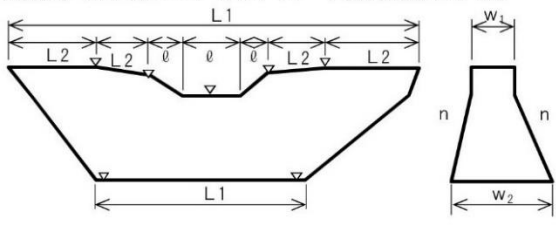
(基礎関係ほか)

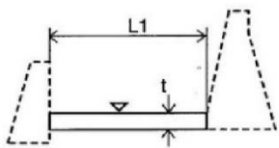
単位：mm、本、枚

基 礎 工	基礎工（現場打コンクリート）	幅 w_1, w_2	-30	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 
		高 さ h_1, h_2	-30	
	基礎工（栗石／砕石／均しコン／切込砂利）	幅 w	設計値以上	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 
木 製 構 造 物	木柵工／編柵工／丸太筋工	厚 さ t_1, t_2	-30	
		杭長（露出部） h	-30	杭間隔は杭の中心部から中心部までを測定。 延長は全箇所、杭間隔及び杭長、杭の末口径は杭数の10%以上を測定。 露出部の杭長は谷側で計測。 なお、杭の使用本数は全数について確認する。 
		杭間隔 l	+200	
		延長 L	-200	
		杭の使用本数	$L/l + 1$ 以上	
		杭の末口径	-10%	

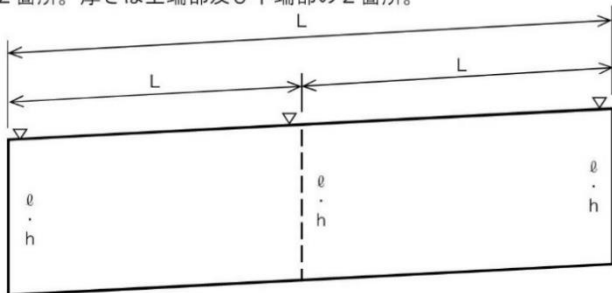
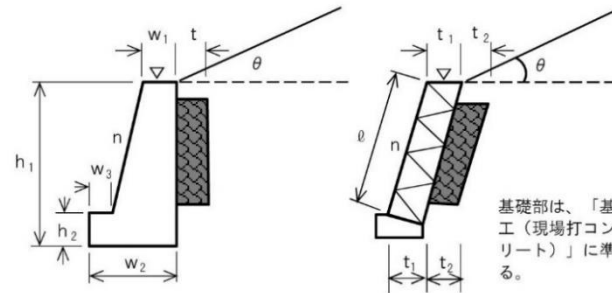
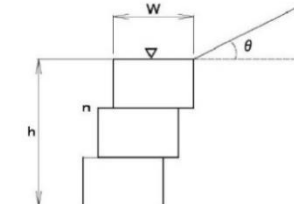
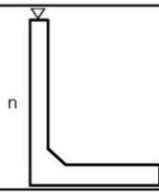
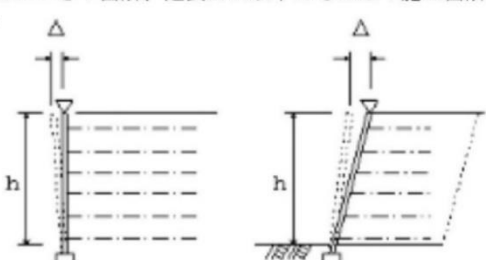
(溪間工関係)

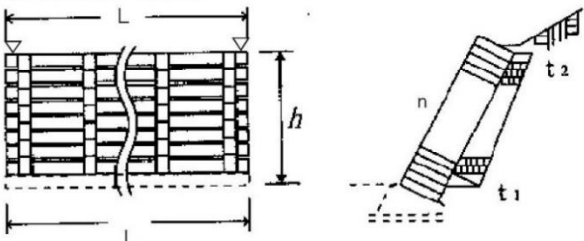
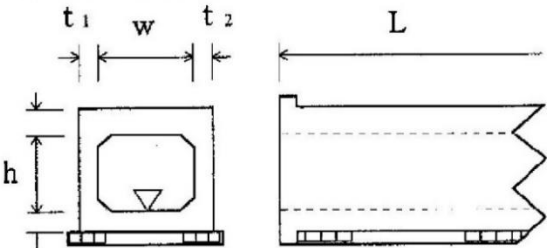
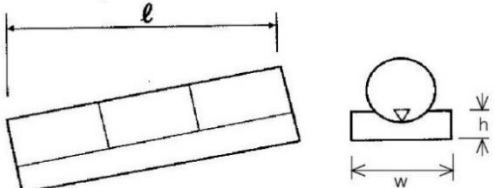
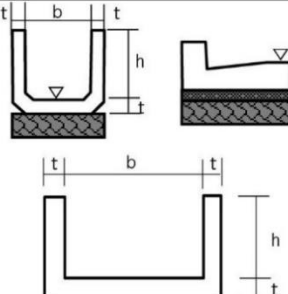
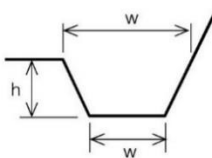
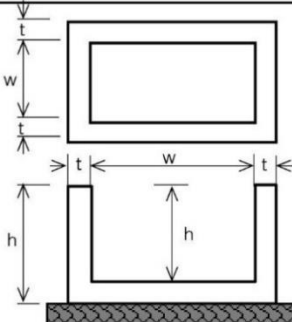
単位：mm、本、枚

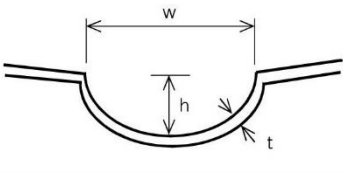
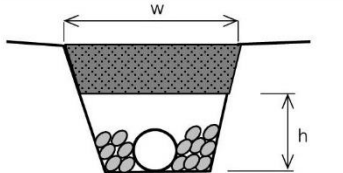
コ ン ク リ ー ト 谷 止 工	本 体 副ダム	基準高 ∇	± 30	図面の表示箇所にて測定。設計図（構造図、標準図等）に表示してある箇所を測定。基準高については、上・下流両端部とする。 
		幅（天端、堤底、袖天端） w	-30	
		放水路幅 l	± 50	
		法勾配 n	± 2 厘	
		堤 長 L_1, L_2	-50	

工 種	測定項目	管理基準		測定箇所
		規格値	測定基準	
コンクリート谷止工	水叩コンクリート	厚 さ t	図面の表示箇所にて測定。 厚さは中央部で1箇所測定。	
床張工	床張コンクリート	基準高 ∇	図面の表示箇所にて測定。 厚さは中央部で1箇所測定。	
		厚 さ t		
		幅 w		
		長 さ L		

(よう壁工関係)

よう壁工	コンクリート擁壁工	基準高 ∇	±50	図面の表示箇所にて測定。 施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所。	
		幅 w	-30		
		裏込厚さ t	-50		
		高さ h	$h < 3\text{m}$ -50 $h \geq 3\text{m}$ -100		
		法勾配 n	±2厘		
		延長 L	-50		
		背面盛土勾配 θ	設計勾配以下		
	ブロックよう壁工	基準高 ∇	±50	図面の表示箇所にて測定。 基礎部は、「基礎工（現場打コンクリート）」に準ずる。	
		厚さ：本体 t_1	-30		
		裏込 t_2	-30		
		法長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$ -50 $\ell \geq 3\text{m}$ -100		
		法勾配 n	±3厘		
		延長 L	-200		
		背面盛土勾配 θ	設計勾配以下		
	簡易鋼製枠土留工	厚さ（幅） W	-50	図面の表示箇所にて測定。 基準高は、施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所測定。 延長は1施工箇所毎に測定。	
		高さ h	-50		
		法勾配 n	±2厘		
		背面盛土勾配 θ	設計勾配以下		
	プレキャスト擁壁工	基準高 ∇	±50	図面の表示箇所にて測定。 基準高は、施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所測定。 延長は1施工箇所毎に測定。	
		法勾配 n	±2厘		
		延長 L	-200		
	補強土壁工〔補強土（テールアルメ）壁工法／多数アンカー式補強土工法／ジオテキスタイルを用いた補強土工法〕	基準高 ∇	±50	図面の表示箇所にて測定。 施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所測定。	
		高さ h	$h < 3\text{m}$ -50 $h \geq 3\text{m}$ -100		
		鉛直度 Δ	±0.03h かつ ±300以内		
		補強材長	設計値以上		
		控え長さ	設計値以上		
		延長 L	-200		

工 種	測定項目	管理基準		測定箇所
		規格値	測定基準	
よう壁工	井桁ブロック工	基準高 ∇	± 50	図面の表示箇所で測定。 
	高さ h	$h < 3\text{m}$	-50	
		$h \geq 3\text{m}$	-100	
	厚 さ t		-50	
	法勾配 n		$\pm 2\text{厘}$	
	延 長 L		-200	
(排水施設工関係)				単位：mm、本、枚
排水施設工	函渠工	基準高 ∇	± 30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所で測定。 延長は、1 施工箇所ごとに測定。 
		厚 さ t	-20	
		幅 w	-30	
		高 さ h	± 30	
		勾 配	設計値以上	
		延長 L	$\ell < 20\text{m}$	
	コンクリート管渠／プレキャストボックス／プレキャストパイプ／コルゲートパイプ／合成樹脂管	基準高 ∇	± 30	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所測定する。 延長は、1 施工箇所ごとに測定。 ※印は、場所打部分のある場合。 
		※幅 w	-50	
		※高 さ h	-30	
		勾 配	設計値以上	
	U字側溝／L型側溝／コルゲートフリーダム／自由勾配側溝／横断工	基準高 ∇	± 30	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 延長は、1 施工箇所ごとに測定。 基礎部分は「基礎工」の基礎工（栗石／砕石／均しコン）に準ずる。 ※工場製品の寸法は、規格証明書等による。 
		高 さ h	-20	
		幅 b	-30	
	素掘側溝	幅 w	-50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 延長は、1 施工箇所ごとに測定。 
		高 さ h	-50	
	集水樹／溜樹	※幅 w	-30	1 施工箇所ごとに測定。 基礎部分は基礎工の「栗石・砕石基礎工」に準ずる。 ※印は、場所打部分のある場合。 
		※高 さ h	-30	

工 種		測定項目	管理基準		測定箇所
			規格値	測定基準	
排水 施設工	モルタル吹付水路工	幅 w	-100	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所測定する。 延長は、1施工箇所ごとに測定。	
		深 さ h	-50		
		厚 さ t	-10		
	礫暗渠工	幅 w	-50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所測定。 延長は、1施工箇所ごとに測定。	
		高 さ h	-30		
		延 長 L	-200		

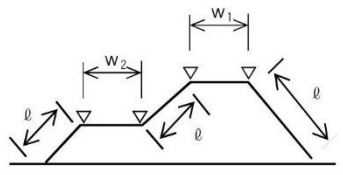
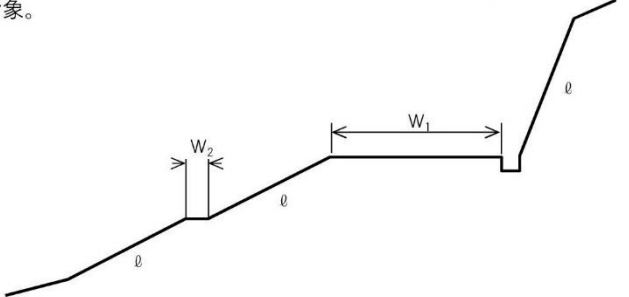
(緑化工)

単位：mm、本、枚

緑化工	植栽工	植栽本数	設計値以上	造成森林面積の1割に当たる面積を、1,000㎡に1箇所の割合で箇所数を算出し、算出した箇所をプロット（原則20m×20m）により測定。 プロット内の、植栽間隔、苗長、本数を測定。
-----	-----	------	-------	--

(土工関係)

単位：mm、本、枚

土 工	切取工	幅 W	-100	施工箇所1箇所につき2箇所の測点を測定。	
		法長 ℓ	$\ell < 5\text{ m}$		
			$\ell \geq 5\text{ m}$		
		法勾配 n	$\pm 8\text{ 厘}$		
	盛土工	基準高 ∇	± 50	施工箇所1箇所につき2箇所の測点を測定。	
		法長 ℓ	$\ell < 5\text{ m}$		
			$\ell \geq 5\text{ m}$		
		幅 w_1, w_2	-100		
道 路 土 工	切取工	幅 W	-100	施工延長40mにつき1箇所の測点を測定。 延長40m未満のものは、1施工箇所につき2箇所の測点を測定。 ※開発目的施設の維持管理を行うため、開発完了後も撤去しないものが対象。	
		法長 ℓ	$\ell < 5\text{ m}$		
			$\ell \geq 5\text{ m}$		
		法勾配 n	$\pm 8\text{ 厘}$		
	路体盛土工 路床盛土工	幅 W	-100		
		法長 ℓ	$\ell < 5\text{ m}$		
			$\ell \geq 5\text{ m}$		
		法勾配 n	- 8厘		

林地開発許可写真管理別表

1. 撮影箇所一覧表

区分	工種	写真管理項目		
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	適用
着手前	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回〔着手前〕	全体着手前及び工種毎の着手前を撮影する
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回〔完成後〕	全体完成及び工種毎の完成を撮影する
施工状況	工事施工中	工事施工中	工種、種別毎に設計図書に従い施工していることが確認できるように適宜〔施工中〕	
使用材料	使用材料	形状寸法、使用数量、保管状況	各品目毎に1回〔使用前〕	品質証明に添付する
		品質証明（JISマーク表示）	各品目毎に1回	
		検査実施状況	各品目毎に1回〔検査時〕	
出来形写真	別添出来形管理写真撮影箇所一覧表に記載※不可視部分の施工については適宜			
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度〔被災前〕〔被災直後〕〔被災後〕	

2. 出来形管理写真撮影箇所一覧表

工種		写真管理項目		
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	適用
法面工	吹付工（コンクリート）（モルタル）（特殊配合モルタル）	材料使用量	1 工事に 1 回以上〔混合前〕	*特殊配合モルタル吹付は厚さを除く
		ラス鉄網の重ね寸法	1,000㎡又は 1 施工箇所に 1 回以上〔吹付前〕	
		厚さ（検測孔）	1,000㎡又は 1 施工箇所に 1 回以上〔吹付後〕	
	種子吹付工	材料使用量	1 工事に 1 回以上〔混合前〕	
	植生工（植生基材吹付工）（客土吹付工）	材料使用量	1 工事に 1 回以上〔混合前〕	
		ラス鉄網の重ね寸法	1,000㎡又は 1 施工箇所に 1 回以上〔吹付前〕	
		厚さ（検測孔）	1,000㎡又は 1 施工箇所に 1 回以上〔吹付後〕	
	法枠工（現場打法枠工）（現場吹付法枠工）（簡易吹付法枠工）（プレキャスト法枠工）	アンカー・配筋等	1,000㎡又は 1 施工箇所に 1 回以上〔施工中〕	
		幅、高さ	1,000㎡又は 1 施工箇所に 1 回以上〔施工後〕	
		枠中心間隔	1,000㎡又は 1 施工箇所に 1 回以上〔施工後〕	
基礎工	コンクリート基礎工	幅	40m 又は 1 施工箇所に 1 回以上〔施工後〕	
		厚さ	40m 又は 1 施工箇所に 1 回以上〔施工後〕	
	栗石砕石基礎工 置換基礎工 切込砂利	締め固め状況	40m 又は 1 施工箇所に 1 回以上〔施工中〕	
		幅	40m 又は 1 施工箇所に 1 回以上〔施工後〕	
構造物	木柵工	杭長	測定箇所毎に 1 回以上〔施工後〕	
	丸太筋工	杭間隔	測定箇所毎に 1 回以上〔施工後〕	
コンクリート谷止工	作業土工（床堀）	土質	土質、岩質が変わる毎に 1 回以上〔掘削中〕	
	本体副ダム	天端幅	測定箇所毎に 1 回以上〔施工後、埋戻前〕	
		放水路幅	測定箇所毎に 1 回以上〔施工後、埋戻前〕	
		堤長（不可視部分）	測定箇所毎に 1 回以上〔埋戻前〕	
		法勾配	測定箇所毎に 1 回以上〔施工後、埋戻前〕	
		法長	測定箇所毎に 1 回以上〔施工後、埋戻前〕	
	水叩コンクリート	厚さ（水叩き）	測定箇所毎に 1 回以上〔施工後〕	
床張	床張コンクリート	厚さ、幅	測定箇所毎に 1 回以上〔施工後〕	

工種		写真管理項目		
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	適用
よう壁工	作業土工（床堀）	土質等の判別	40m又は1施工箇所毎に1回以上〔掘削中〕	
	コンクリートよう壁工	天端幅	40m又は1施工箇所毎に1回以上〔施工後〕	
		裏込め厚さ	40m又は1施工箇所毎に1回以上〔施工後〕	
		高さ	40m又は1施工毎に1回以上〔埋戻前〕	
		法長	40m又は1施工毎に1回以上〔埋戻前〕	
		法勾配	40m又は1施工毎に1回以上〔施工後〕	
		背面盛土勾配	40m又は1施工毎に1回以上〔施工後〕	
	ブロック積よう壁工	裏込め厚さ	40m又は1施工毎に1回以上〔施工後〕	
		厚さ（本体）	40m又は1施工毎に1回以上〔施工後〕	
		法長	40m又は1施工毎に1回以上〔施工後〕	
		法勾配	40m又は1施工毎に1回以上〔施工後〕	
		背面盛土勾配	40m又は1施工毎に1回以上〔施工後〕	
よう壁工	簡易鋼製枠土留工	法長	40m又は1施工毎に1回以上〔施工後〕	
		幅	40m又は1施工毎に1回以上〔施工後〕	
		法勾配	測定箇所毎に1回以上〔施工後〕	
		背面盛土勾配	40m又は1施工箇所毎に1回以上〔施工後〕	
	プレキャスト擁壁工	据付状況	200m又は1施工箇所毎に1回以上〔施工中〕	
		法勾配	40m又は1施工箇所毎に1回以上〔施工中〕	
	補強土壁工 ジオテキスタイル工	敷設、幅、延長、間隔	各層毎に1回以上〔敷設後〕	
		巻出し厚	盛土工に準拠〔巻出し時〕	
		高さ	120m又は1施工箇所毎に1回以上〔施工後〕	
		締固め状況	盛土工に準拠〔締固め時〕	
	井桁ブロック工	設置状況、詰め石状況	120m又は1施工箇所毎に1回以上〔施工中〕	
		裏込め厚さ	120m又は1施工箇所毎に1回以上〔施工中〕	
		高さ、法勾配、法長	200m又は1施工箇所毎に1回以上〔施工後〕	
	ブロック積工 石積	積み状況、打設状況	40m又は1施工箇所毎に1回以上〔施工中〕	
		裏込め厚	120m又は1施工箇所毎に1回以上〔施工中〕	
		法勾配	40m又は1施工箇所毎に1回以上〔施工後〕	
		法長	40m又は1施工箇所毎に1回以上〔施工後〕	
かご工	かご工	高さ	200m又は1施工箇所毎に1回以上〔施工後〕	
		幅	200m又は1施工箇所毎に1回以上〔施工後〕	
		延長	200m又は1施工箇所毎に1回以上〔施工後〕	
排水施設工	ボックスカルバート	勾配	測定箇所毎に1回以上〔施工後、埋戻し前〕	
		延長	測定箇所毎に1回以上〔施工後、埋戻し前〕	
		高さ、幅、厚さ	測定箇所毎に1回以上〔施工後、埋戻し前〕	
	コンクリート管渠 プレキャストカルバート コルゲートパイプ 合成樹脂管	延長	測定箇所毎に1回以上〔施工後、埋戻し前〕	*高さ、幅は基礎工
		勾配	測定箇所毎に1回以上〔施工後、埋戻し前〕	
		高さ、幅	測定箇所毎に1回以上〔施工後、埋戻し前〕	

工種		写真管理項目		
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	適用
排水施設工	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝)	勾配	200m又は1施工箇所につき1回 〔埋戻し前〕	
		高さ、幅	200m又は1施工箇所につき1回 〔埋戻し前〕	
	函渠工 (ヒューム管) (P C管) (コルゲートパイプ)	勾配	120m又は1施工箇所につき2回 〔巻立前〕	
		高さ、幅	120m又は1施工箇所につき2回 〔巻立前〕	
	素掘側溝	高さ、幅	測定箇所毎につき1回以上 〔施工後〕	
	礫暗渠工	幅、高さ、延長	120m又は1施工箇所毎につき1回 〔埋戻し前〕	
緑化工	筋工 (丸太筋工を除く)	設置状況	3段毎につき1回以上 〔施工中〕	
		幅	40mにつき1回以上又は1施工箇所毎 〔施工後〕	
	植栽工	植え付け状況	樹種毎、箇所毎につき1回以上 〔施工中〕	
土工	切取工	土質等の判別	土質、岩質が変わる毎につき1回以上 〔掘削中〕	
		法勾配	1施工箇所につき1回以上 〔掘削後〕	
土工	盛土工	巻出し厚	1施工箇所につき1回以上 〔巻出し時〕	締固め状況は、転圧高さが分かるように撮影 太陽光発電施設の場合、1haあたり1箇所以上とし、周辺状況もわかるよう撮影
		締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎につき1回以上 〔締固め時〕	
		法勾配	1施工箇所につき1回以上 〔施工後〕	
道路土工	切取工	土質等の判別	土質、岩質が変わる毎につき1回以上 〔掘削中〕	
		法長、幅、法勾配	200m又は1施工箇所につき1回以上 〔掘削後〕	
	路体盛土工 路床盛土工 残土処理工	巻出し厚	200mにつき1回以上 〔巻出し時〕	
		締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎につき1回以上 〔締固め時〕	
		法長、法勾配	200m又は1施工箇所につき1回以上 〔施工後〕	
		幅	200m又は1施工箇所につき1回以上 〔施工後〕	

開発行為の一体性

第7条第5項に規定する「開発行為として一体性がある」と認められるものとは、実施主体、実施時期又は実施箇所の相異にかかわらず一体性を有するものをいい、次に掲げる場合を目安に、それぞれの一体性の個々の状況に応じて、総合的に判断する。

(1) 実施主体の一体性

個々の箇所の行為者の名称などの外形が異なる場合であっても、開発行為を行う会社間の資本や雇用等の経営状況のつながり、開発後の運営主体や施設等の管理者、同一森林所有者等による計画性等から同一の事業者が関わる開発行為と捉えられる場合

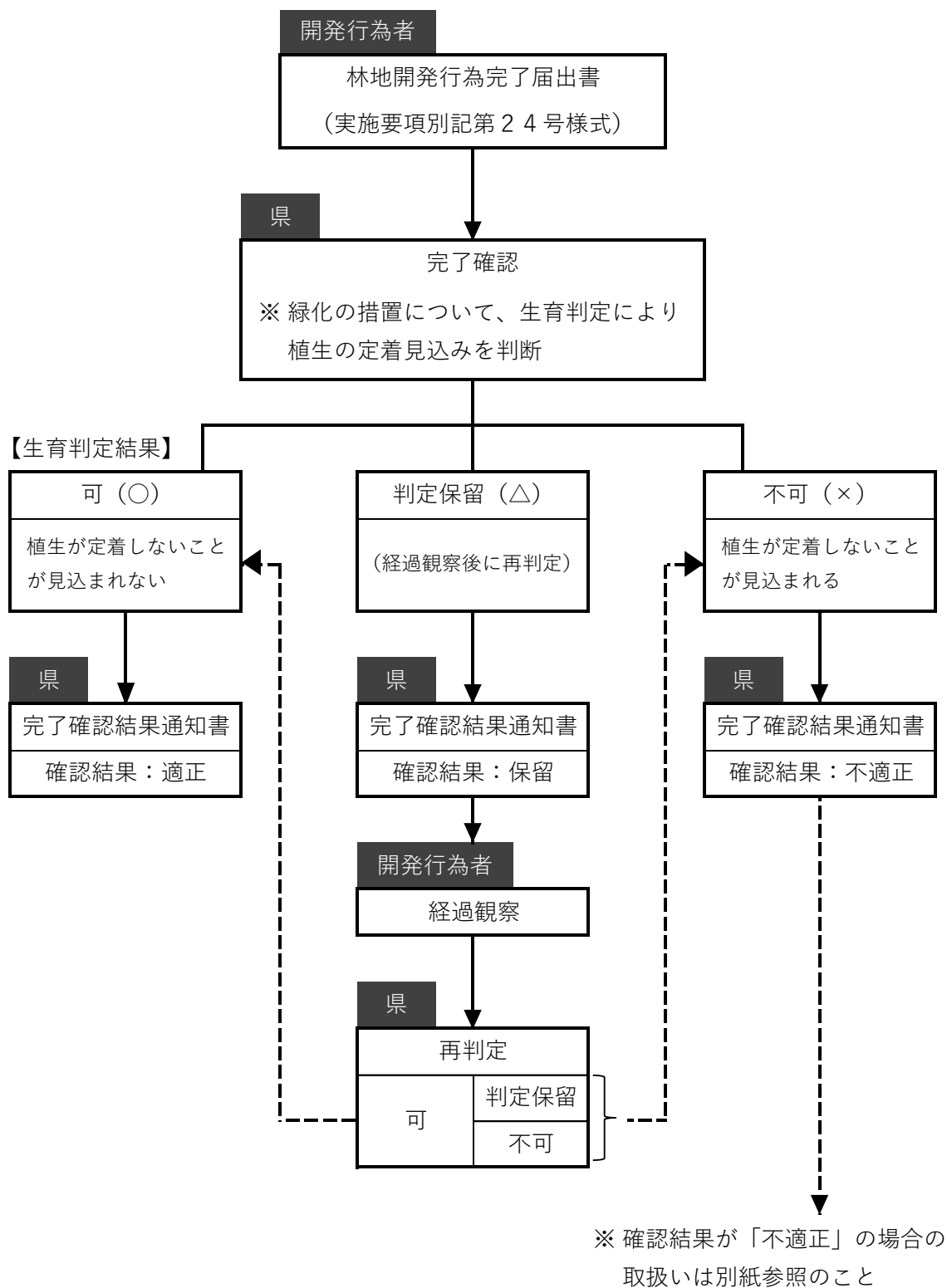
(2) 実施時期の一体性

時期の重複又は連続があるなど個々の開発行為の時期（発電設備の場合は、個々の設備の整備時期や送電網への接続時期）からみて一連と捉えられる計画性がある場合

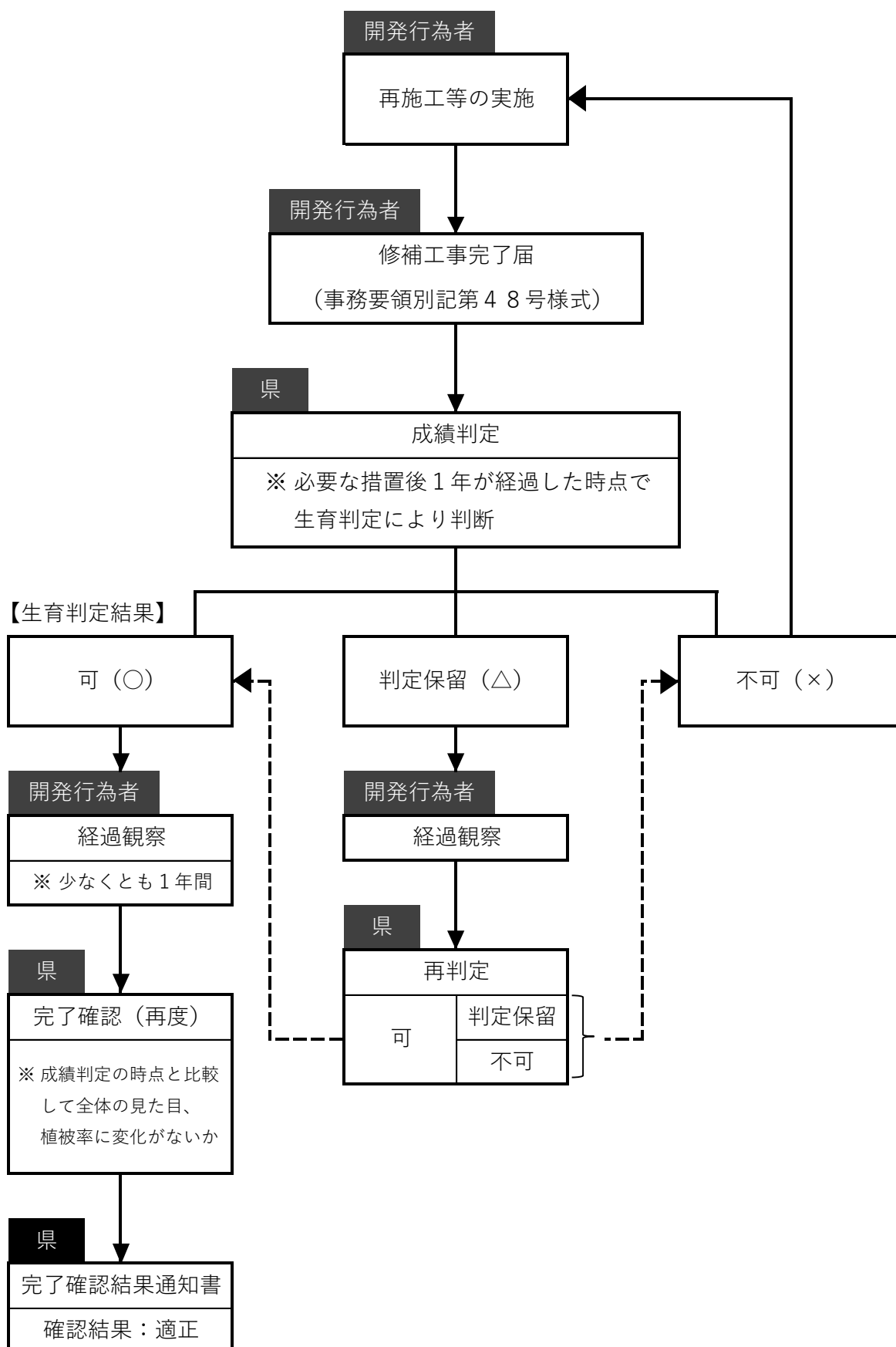
(3) 実施箇所の一体性

個々の事業で必要な工事用道路や排水施設等の設備が共用されている場合（共用を前提として整備することを計画している場合を含む。）や局所的な集水区域内で排水系統を同じくする場合

【参考１】完了確認における緑化の取扱い 手順フローチャート（第１７条関係）



(別紙) 確認結果が「不適正」の場合の取扱い



【参考2】 県内の短時間降雨強度式と到達時間毎の時間雨量

(単位：mm/hr)

ブロック	ブロック No.	確率年	降雨強度式	到達時間			適用市町村
				10 分	20 分	30 分	
I 城北	I－A	10 年	$1,733/(t^{0.689}+9.33)$	121.9	100.7	87.8	荒尾市、玉名市、長洲町
		20 年	$1,764/(t^{0.670}+8.15)$	137.5	113.1	98.5	
		30 年	$1,772/(t^{0.659}+7.53)$	146.6	120.3	104.6	
		50 年	$1,795/(t^{0.648}+6.92)$	157.9	129.3	112.3	
		100 年	$1,811/(t^{0.633}+6.14)$	173.5	141.5	122.8	
		200 年	$1,876/(t^{0.624}+5.74)$	188.6	153.5	133.1	
	I－B	10 年	$1,906/(t^{0.689}+9.33)$	134.1	110.8	96.5	山鹿市、玉東町、和水町、南関町、熊本市（旧植木町）
		20 年	$1,940/(t^{0.670}+8.15)$	151.2	124.4	108.3	
		30 年	$1,949/(t^{0.659}+7.53)$	161.2	132.3	115.1	
		50 年	$1,975/(t^{0.648}+6.92)$	173.8	142.2	123.6	
		100 年	$1,992/(t^{0.633}+6.14)$	190.9	155.6	135.0	
		200 年	$2,064/(t^{0.624}+5.74)$	207.5	168.8	146.5	
	I－C	10 年	$2,080/(t^{0.689}+9.33)$	146.3	120.9	105.3	菊池市
		20 年	$2,117/(t^{0.670}+8.15)$	165.0	135.8	118.2	
		30 年	$2,126/(t^{0.659}+7.53)$	175.8	144.3	125.5	
		50 年	$2,154/(t^{0.648}+6.92)$	189.5	155.1	134.8	
		100 年	$2,173/(t^{0.633}+6.14)$	208.2	169.7	147.3	
		200 年	$2,251/(t^{0.624}+5.74)$	226.3	184.1	159.8	
II 熊本	II－A	10 年	$647/(t^{0.501}+1.94)$	126.6	100.7	87.0	熊本市（旧植木町を除く）、宇土市、宇城市、合志市、美里町、菊陽町、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町（旧蘇陽町を除く）
		20 年	$618/(t^{0.466}+1.49)$	140.0	111.8	97.0	
		30 年	$590/(t^{0.445}+1.18)$	148.8	118.6	103.1	
		50 年	$581/(t^{0.427}+1.00)$	158.2	126.5	110.2	
		100 年	$562/(t^{0.403}+0.75)$	171.4	137.3	119.9	
		200 年	$552/(t^{0.384}+0.57)$	184.6	148.0	129.5	
	II－B	10 年	$712/(t^{0.501}+1.94)$	139.3	110.8	95.8	大津町、西原村
		20 年	$680/(t^{0.466}+1.49)$	154.0	123.0	106.8	
		30 年	$649/(t^{0.445}+1.18)$	163.6	130.5	113.4	
		50 年	$639/(t^{0.427}+1.00)$	174.0	139.1	121.2	
		100 年	$618/(t^{0.403}+0.75)$	188.5	150.9	131.8	
		200 年	$607/(t^{0.384}+0.57)$	202.9	162.8	142.4	
III 阿蘇	III－A	10 年	$1,500/(t^{0.638}+7.22)$	129.7	107.3	93.9	阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、山都町（旧蘇陽町）
		20 年	$1,271/(t^{0.593}+4.91)$	144.0	117.5	102.3	
		30 年	$1,136/(t^{0.566}+3.77)$	152.5	123.2	106.9	
		50 年	$984/(t^{0.534}+2.60)$	163.5	130.3	112.5	
		100 年	$819/(t^{0.495}+1.45)$	179.0	139.9	119.8	
		200 年	$755/(t^{0.476}+0.88)$	195.0	149.7	127.4	

ブロック	ブロック No.	確率年	降雨強度式	到達時間			適用市町村
				10 分	20 分	30 分	
IV 八代	IV-A	10 年	$804/(\tau^{0.589}+1.91)$	138.8	103.8	86.2	八代市(旧八代市、旧千丁町、旧鏡町)、氷川町
		20 年	$714/(\tau^{0.549}+0.99)$	157.6	115.7	95.7	
		30 年	$670/(\tau^{0.528}+0.60)$	168.6	122.6	101.1	
		50 年	$649/(\tau^{0.511}+0.33)$	181.6	131.1	107.9	
		100 年	$603/(\tau^{0.485}-0.04)$	200.0	142.4	116.8	
		200 年	$575/(\tau^{0.465}-0.29)$	218.8	153.9	125.8	
	IV-B	10 年	$884/(\tau^{0.589}+1.91)$	152.6	114.1	94.8	八代市(旧坂本村、旧東陽村)
		20 年	$785/(\tau^{0.549}+0.99)$	173.3	127.2	105.2	
		30 年	$737/(\tau^{0.528}+0.60)$	185.5	134.9	111.3	
		50 年	$714/(\tau^{0.511}+0.33)$	199.8	144.2	118.7	
		100 年	$663/(\tau^{0.485}-0.04)$	219.9	156.5	128.4	
		200 年	$633/(\tau^{0.465}-0.29)$	240.9	169.4	138.4	
	IV-C	10 年	$965/(\tau^{0.589}+1.91)$	166.6	124.5	103.5	水俣市、芦北町、津奈木町
		20 年	$857/(\tau^{0.549}+0.99)$	189.2	138.9	114.9	
		30 年	$804/(\tau^{0.528}+0.60)$	202.4	147.2	121.4	
		50 年	$779/(\tau^{0.511}+0.33)$	218.0	157.3	129.5	
		100 年	$724/(\tau^{0.485}-0.04)$	240.1	170.9	140.2	
		200 年	$690/(\tau^{0.465}-0.29)$	262.6	184.6	150.9	
V 球磨	V-A	10 年	$2,214/(\tau^{0.747}+11.49)$	129.7	106.1	91.6	人吉市
		20 年	$3,387/(\tau^{0.796}+18.29)$	138.0	116.2	101.8	
		30 年	$4,465/(\tau^{0.831}+24.59)$	142.3	121.8	107.7	
		50 年	$6,469/(\tau^{0.880}+36.49)$	146.8	128.2	114.6	
		100 年	$10,456/(\tau^{0.944}+59.67)$	152.7	136.5	123.8	
		200 年	$18,127/(\tau^{1.023}+104.16)$	158.0	144.3	132.7	
	V-B	10 年	$2,435/(\tau^{0.747}+11.49)$	142.6	116.7	100.7	八代市(旧泉村)、相良村、五木村、山江村、球磨村
		20 年	$3,726/(\tau^{0.796}+18.29)$	151.8	127.8	112.0	
		30 年	$4,912/(\tau^{0.831}+24.59)$	156.6	134.0	118.4	
		50 年	$7,116/(\tau^{0.880}+36.49)$	161.4	141.0	126.1	
		100 年	$11,502/(\tau^{0.944}+59.67)$	168.0	150.2	136.2	
		200 年	$19,940/(\tau^{1.023}+104.16)$	173.8	158.8	146.0	
	V-C	10 年	$2,657/(\tau^{0.747}+11.49)$	155.6	127.4	109.9	錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村
		20 年	$4,064/(\tau^{0.796}+18.29)$	165.6	139.4	122.1	
		30 年	$5,358/(\tau^{0.831}+24.59)$	170.8	146.2	129.2	
		50 年	$7,763/(\tau^{0.880}+36.49)$	176.1	153.9	137.6	
		100 年	$12,547/(\tau^{0.944}+59.67)$	183.3	163.8	148.5	
		200 年	$21,752/(\tau^{1.023}+104.16)$	189.6	173.2	159.2	
VI 天草	VI-A	10 年	$1,116/(\tau^{0.627}+3.50)$	144.3	111.1	93.5	天草市、上天草市、苓北町
		20 年	$1,116/(\tau^{0.608}+2.92)$	160.0	122.6	103.1	
		30 年	$1,121/(\tau^{0.599}+2.66)$	169.0	129.2	108.5	
		50 年	$1,115/(\tau^{0.587}+2.31)$	180.6	137.4	115.3	
		100 年	$1,117/(\tau^{0.574}+1.94)$	196.3	148.5	124.3	
		200 年	$1,150/(\tau^{0.567}+1.74)$	211.8	159.6	133.4	

「熊本県内における確率降雨強度の算定（平成20年6月）（熊本県土木部河川課）」抜粋

河川管理者等協議依頼書

年 月 日

森林保全課長 様 又は

広域本部農林水産部若しくは地域振興局農林部関係課長 様

依頼者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

次のとおり開発行為をしたいので、熊本県林地開発許可制度実施要項第4条の規定により河川管理者等に協議を実施したく、依頼します。

開発予定地の 所 在 場 所		
開発予定地の 面 積	開発行為に係る森林	ヘクタール
	開発区域	ヘクタール
開発行為の目的		
工 事 設 計 者	住所： 氏名又は名称： 担当者名及び連絡先：	
添 付 書 類	1 開発予定地の森林について相当数の権利を有することを証する書類 2 位置図 3 土地利用計画図 4 現況流域図 5 その他	
備 考		

注意事項

- 1 開発予定地（開発行為に係る森林）の所在場所の筆数が多い場合は、代表地番及び筆数（〇〇番ほか〇筆）と記入し、別紙に地番の数字の若い順とした一覧表を添付すること。
- 2 面積は実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 3 「開発区域」とは、開発行為に係る事業区域のうち、土地の形質変更を伴う区域の全てであって、森林のほか、農地、宅地、道路等を含む当該区域の全体をいう。
- 4 開発区域の面積が5ha未満の場合は、広域本部林務課長又は地域振興局林務課長等、5ha以上の場合は、広域本部林務課長等を経由し森林保全課に依頼すること。

地域住民等への説明結果概要書

年 月 日

広域本部又は地域振興局林務関係課長 様

開発行為者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

次の事業に係る開発行為の実施に先立ち、地域住民等への説明を行ったので、下記のとおり報告します。

記

開発予定地の所在場所		
開発行為の目的		
開発行為に係る事業又は施設の名称		
実施日時		
説明方法及び場所		説明会会場等
説明者	住所	
	所属・氏名	
	電話番号	
説明対象者	人数・戸数	
	地域・組織	（ ）区自治会
説明概要		
地域住民等の意見・要望等		
上記意見・要望等に対する見解及び対応方針		
その他特記事項		
添付資料		1 説明配布資料の写し 2 住民等との質疑応答の協議録

注意事項

その他特記事項欄に、他法令等に係る説明会と併せて実施した場合は、その旨記載すること。

林地開発許可申請に係る書類のチェックシート

書類名	要 項 別記様式	確 認 項 目	申請者 確認欄	広域本部等 確認欄
全 体		必要な書類及び図面が全て添付されているか。		
		目次の順に編さんされ、書類名又は番号を記載した見出しが付いているか。		
		添付されている書類及び図面は最新の状況のものが使用されているか。		
		日付の必要な書類には日付が記入されているか。		
		必要な記載事項は漏れなく記載されているか。		
		森林審議会に諮問する林地開発行為に該当するか。		
林地開発 許可申請書	4 号	筆数が多い場合は、〇〇番 ほか〇筆とし、別紙に一覧表を添付してあるか。		
		森林の所在場所の表記が土地の登記事項証明書の記載と一致しているか。		
		別紙一覧表の地番は、「林地開発区域内土地所有者等関係権利者一覧表」及び「地籍図」の当該地番と一致しているか。		
		所在場所は、「開発行為に係る森林の区域」であって、開発区域と地域森林計画図が重なる部分の土地に係る全ての筆が計上されているか。		
		面積は、「開発行為に係る森林の区域」の面積であって、開発区域と地域森林計画図が重なる部分の面積になっているか。		
		開発行為の目的、着手予定年月日及び完了予定年月日は、正しく記入されているか。		
		工事施行者が、防災処置を講ずるために必要な能力があることを証する書類が全て添付されているか。		
		関係する主な他法令の許認可処分及び手続き状況が備考欄に記載されているか。		
林地開発 変更許可申請書	2 3 号	変更前後が対比できるよう、上下二段書きになっているか。		
		面積等の数量に変更がある場合、変化量が記載してあるか。		
		筆数が多い場合は、〇〇番 ほか〇筆とし、別紙に一覧表を添付してあるか。		
		森林の所在場所の表記が土地の登記事項証明書の記載と一致しているか。		
		別紙一覧表の地番は、「林地開発区域内土地所有者等関係権利者一覧表」及び「地籍図」の当該地番と一致しているか。		
		所在場所は、「開発行為に係る森林の区域」であって、開発区域と地域森林計画図が重なる部分の土地に係る全ての筆が計上されているか。		

書類名	要 項 別記様式	確 認 項 目	申請者 確認欄	広域本部等 確認欄
		面積は、「開発行為に係る森林の区域」の面積であって、開発区域と地域森林計画図が重なる部分の面積になっているか。		
		関係する主な他法令の許認可処分及び手続き状況が備考欄に記載されているか。		
目 次		見出しと一致しているか。		
		編さん順序に従い記載されているか。		
位置図		明示事項（縮尺、方位、凡例、開発行為者、図面作成年月日及び図面作成者）が記載されているか。（以降図面等にも同様。）		
		縮尺は、1/50,000又は1/25,000で、開発行為に係る事業区域を表示（赤枠で囲む）してあるか。		
現況写真		全景を写してあるか（空中写真が望ましい）。		
		開発行為に係る事業区域を表示（赤枠で囲む）してあるか。また、開発行為に係る森林区域を表示してあるか。		
		変更申請の場合、変更箇所が明示してあるか。		
		撮影年月日を記入してあるか。		
		撮影箇所及び撮影方向位置図が添付されているか。		
事業計画書	5 号	「開発行為に係る森林の所在場所」は、開発区域と地域森林計画図が重なる部分の土地に係る全ての筆が計上されているか。		
		「開発行為に係る森林の面積」は、開発区域と地域森林計画図が重なる部分の面積になっているか。		
		森林率及び残置森林率を含む森林の配置等は、別記2設計・審査基準に適合しているか。		
		「開発行為に係る森林から除外すべき森林」は、「開発行為に係る森林」の面積等から除かれ、開発を伴う場合は、関係機関と調整が図られているか。		
		「開発行為をしようとする森林」が公益的機能別森林等に該当するか、関係機関に確認のうえ調整が図られているか。		
		土地の利用計画は、「土地利用計画図」及び「用途別求積図」と合致しているか。		
		必要な項目が全て記載されているか。		
工事工程表	6 号	防災施設を先行して設置する計画となっているか。		
		防災施設設置の予定時期や県の確認時期が記入されているか。		
一時利用 計画概要書	7 号	開発行為の目的が「一時利用」に該当する場合に、本概要書が添付されているか。		
		計画は「事業計画」及び「緑化計画図」と合致しているか。		
		原状回復方法には、施設の撤去、跡地埋戻し方法、植栽方法（植栽樹種、樹高、単位面積当たりの本数、客土の厚み等）及び緑化（法面保護等）の方法を明示してあるか。		

書類名	要 項 別記様式	確 認 項 目	申請者 確認欄	広域本部等 確認欄
		利用後の原状回復方法は、別記 2 設計・審査基準に適合しているか。		
土工量計算書		切土、盛土等を伴う場合、添付されているか。		
排水施設等 計画一覧	8 号	降雨強度は、最新のデータを使用しているか。		
		排水施設番号及び排水施設に係る項目は「排水施設計画平面図」及び「排水施設等計画流量計算書」と合致しているか。		
		安全率は 1. 2 以上となっているか。		
排水施設等 計画流量計算書		放流される施設の水路、河川、池等の状況調査（比流量の調査等）資料が添付されているか。		
洪水調節池 等検討一覧	9 号	記載事項が「洪水調節池、余水吐、沈砂池等流出入計算書」と合致しているか。		
洪水調節池、 余水吐、沈 砂池等流出 入計算書		放流される施設の水路、河川、池等の状況調査（比流量の調査等）資料が添付されているか。		
		河川管理者との協議が必要な場合は、協議を了したことを証明する資料が添付されているか。		
残置森林等 の管理に関 する誓約書	1 0 号	面積は、「事業計画書」に記載した土地の利用計画面積と合致しているか。		
		土地所有者一覧表及び権原等の確認できる書類が添付されているか。		
関係他法令 手続き状況 一覧表	1 1 号	当該開発目的の事業の実施に係る他法令等の許認可に必要な手続きを関係機関に確認のうえ記載され、その手続き状況が反映されているか。		
		全ての項目について、該当の有無が記載されているか。		
関係他法令 の許認可等 の写し		手続中のものについては、所管行政庁の受付印のある申請書、協議書等の写しが添付されているか。		
		許認可等されたものは、その書面の写しが添付されているか。		
		許認可等された又は予定の範囲が確認できる図面が添付されているか。		
地域住民等 への説明結果 概要書	2 号	新規の林地開発許可申請の場合、添付されているか。		
		説明に用いた配布資料及び地域住民等との質疑応答の議事録は添付されているか。		
利害関係者 等との協定 書の写し		環境保全等に関する利害関係者等との間に開発行為に係る協定等を締結しているか。また、当該協定を締結している場合、添付されているか。		
林地開発区 域内土地所 有者等関係 権利者一覧 表	1 2 号	「開発行為に係る森林の区域」内の土地に係る全ての筆が記載されているか。		
		地番の若い順に綴られているか。		
		土地の登記事項証明書の権利部（甲区）に権利者として設定されている全ての権利（所有権、地上権、抵当権、根抵当権等）の権利者名が記載されているか。		
		地番は、「申請書別紙一覧表」及び「地籍図」の当該地番と一致しているか。		
土地の登記 事項証明書		申請日前 3 か月以内の原本が「林地開発区域内土地所有者等関係権利者一覧表」の順に綴ってあるか。		

書類名	要 項 別記様式	確 認 項 目	申請者 確認欄	広域本部等 確認欄
		「開発行為に係る森林の区域」内の土地に係る全ての筆について添付されているか。		
		「登記情報提供サービス」から取得した書類を提出する場合、照会番号があり、県の審査期間中に閲覧可能なものであるか。		
林地開発区域 内土地所有者等 関係権利者の同意書	1 3 号	「開発行為に係る森林の区域」内において、申請者以外の権利者（所有権、地上権、抵当権、根抵当権等）が存在するとき、新規許可申請の場合は相当数の筆について、その同意書（原本）と印鑑（登録）証明書（原本）が添付されているか。		
		上記同意書がない場合、申請者が権利者と交わした契約書等の写しが添付されているか。		
		変更申請の場合は、「開発行為に係る森林の区域」内における申請者以外の権利が存在する全ての筆について、同意書等が添付されているか。また、すでに許可された筆については、その写しが添付されているか。		
開発区域周辺 居住者等の同意書	1 4 号	別記 1 関係書類作成基準に規定される林地開発行為である場合に、添付されているか。		
隣接土地所有者 の同意書	1 5 号	別記 1 関係書類作成基準に規定される林地開発行為である場合に、添付されているか。		
申請者の信用に 関する書類		個人の場合、住民票（原本）及び納税証明書（原本）が添付されているか。		
		法人の場合、法人の登記事項証明書（原本）、定款（原本証明したもの）、法人の財務状況や経営状況を確認できる資料（原本証明したもの）及び納税証明書（原本）が添付されているか。		
		団体の場合、代表者氏名、規約、その他団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類（原本証明したもの）が添付されているか。		
防災措置を講ずる 能力に関する書類		防災措置を施行する者の建設業法許可書の写し、事業経歴書、事業実施体制を示す書類、工事請負契約書の写し及び林地開発の施工実績を示す書類が添付されているか。		
		施行者が未定の場合、確約書が添付されているか。		
資金計画書	1 6 号	収支は一致しているか（収入が支出を上回るか）。		
		防災工事費用を記載しているか。		
		預金残高証明書又は融資証明書等が添付されているか。		
		工事費用の内訳書又は見積書等が添付されているか。		
区域図		最新の地域森林計画図が使用され、地域森林計画図に関する情報の電子データを基に作成されているか。		
		「開発行為に係る事業区域」、「開発行為をしようとする森林区域」、「開発行為に係る森林区域」が色分けして表示されているか。		
		「開発行為に係る森林区域」は、開発区域と地域森林計画図が重なる部分となっているか。		

書類名	要 項 別記様式	確 認 項 目	申請者 確認欄	広域本部等 確認欄
		変更申請の場合、変更箇所が明示してあるか。		
現況図		申請時点の土地の利用が判別できるか。		
		周辺の人家、農地、道路、河川、水路、その他公共施設等が表示されているか。		
		他法令等による土地利用制限の区域がある場合は、その区域及び名称が表示されているか。		
		新規申請の場合は、開発行為に係る事業区域に係る相当の外周区域が包括されているか。		
		変更申請の場合、変更箇所が明示してあるか。		
土地利用計画図		残置森林、造成森林及び緑地等の位置が色分けして表示されているか。		
		森林率の基準が定められている開発行為については、造成森林と造成緑地の区域を分けて表示されているか。		
		残置森林率の基準が定められている開発行為については、残置森林の林齢が15年生未満の区域をさらに分けて表示されているか。		
		防災施設、道路、建設物等の造成施設、その他土地利用計画の位置が示されているか。		
		変更申請の場合、変更箇所が明示してあるか。		
用途別求積図		「事業計画書」の土地の利用計画及び土地利用計画図と合致しているか。		
		「土地利用計画図」における区域ごとの面積の算出根拠が明示されているか。		
地籍図		公図により作成され、「開発行為に係る事業区域」、「開発行為をしようとする森林区域」、「開発行為に係る森林区域」が色分けのうえ重ね合わせて表示されているか。		
		「開発行為に係る事業区域」内の地番が全て表示されているか。		
		変更申請の場合、変更箇所が明示してあるか。		
切土盛土計画平面図		切土及び盛土の区域が色分けして表示されているか。		
計画縦横断面図		施工前の地盤線、切土、盛土、捨土の法面の形状寸法等が表示されているか。		
		切土、盛土及び捨土の法面勾配等は、別記2設計・審査基準に適合しているか。		
流域現況図		集水区域及び面積、並びにネック地点の位置、河川、水路等の状況が明示してあるか。		
排水施設計画平面図		「排水施設等計画一覧」及び「排水施設等計画流量計算書」と合致するか。		
		排水施設等（排水路、洪水調節池、沈砂池、えん堤等）の位置、番号、種類、形状、寸法、勾配、延長、水の流下方向、放流口の位置・接続状況及び放流先（河川等）の名称が明示してあるか。		
防災施設等		排水施設等計画一覧に対応する図面となっているか。		

書類名	要 項 別記様式	確 認 項 目	申請者 確認欄	広域本部等 確認欄
設計図		擁壁、えん堤、洪水調節池、余水吐、沈砂池等の詳細図が添付されているか。		
		集水、排水、導水路等の施設計画については、流末まで導水のうえ、排水処理される構造であることが判別できるか。		
		放流先河川等の接続状況及び名称を明示してあるか。		
緑化計画図		造成森林部分は、樹種、樹高、単位面積当たりの植栽本数及び客土の厚さ等の植栽方法が明示されているか。		
		造成緑地部分は、法面保護の方法が明記されているか。		
その他必要な書類		その他必要な書類が添付されているか。		

(○：有 ×：無 ー：該当なし又は必要なし)

林地開発許可申請書

年 月 日

熊本県知事 様
（熊本県 広域本部長又は地域振興局長経由）

申請者
住 所
氏 名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積	ヘクタール
開 発 行 為 の 目 的	
開 発 行 為 の 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
開 発 行 為 の 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
開 発 行 為 の 施 行 体 制	
備 考 （主な他法令の許認可の手続状況等）	

注意事項

- 1 所在場所の筆数が多すぎて記入できない場合は、代表地番及び筆数（〇〇番ほか〇筆）と記入し、別紙に地番の若い順とした一覧表を添付すること。
- 2 面積は実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 3 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合、「施行者未定」と記入し、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する確約書（様式自由）を提出すること。
- 4 備考欄には開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、その主な手続の状況を記載すること。
- 5 申請者が代理人により申請を行う場合は、委任の旨を証する書面を添えなければならない。

担当者
住所氏名 連絡先

事業計画書

(1/7)

事 項		内 容
開 発 行 為 の 目 的		
開 発 行 為 に 係 る 事 業 又 は 施 設 の 名 称		
施 設 計 画 の 内 容		
施 行 計 画	設 置 施 設 の 内 訳	(注) 土地利用計画図と一致させること
	工 事 工 程	(注) 各工種の実施順序を記載すること。 防災工事を先行して設置する計画とすること ※防災施設設置ごとに県の確認時期を計画すること。 ※仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記載すること。
	工 事 使 用 機 械 等	規格： 数量：
全体計画及び期別（年度別）事業計画		
工 区 区 分 の 内 容		工区名： 目的区分：
施 工 予 定 開 発 行 為 者	住 所 (TEL)	
	氏 名	
現 場 責 任 者	住 所 (TEL)	
	氏 名	

土 地 の 利 用 計 画					面 積 (h a)				
開発行為に係る事業区域					A + B + C + D + E				
内 訳	開発行為をしようとする森林				A + B + C + D				
	内 訳	開発行為に係る森林				A + B			
		内 訳	造成森林等				A		
			内 訳	造成森林				A 1	
				造成緑地				A 2	
			その他の開発行為				B		
		残置森林				C			
		内 訳	残置森林（１５年生超え）				C 1		
			残置森林（１５年生以下）				C 2		
		その他森林				D			
その他（地域森林計画対象外）				E					
森林率 = $\frac{A\ 1 + C}{A + B + C + D} \times 100 =$ % 残置森林率 = $\frac{C\ 1}{A + B + C + D} \times 100 =$ %									

(注)

- 1 森林の配置等の基準に、森林率が規定されている場合は、造成森林等の面積の内訳 (A 1 及び A 2) を記載すること。
- 2 森林の配置等の基準に、残置森林率が規定されている場合は、残置森林面積の内訳 (C 1 及び C 2) を記載すること。

(参考) 森林の配置等についての基準 (林地開発許可設計・審査基準 (別記 2) から)

開発の目的	森林の配置等に係る基準	
工場又は事業場の設置	森林率	おおむね 25% 以上
太陽光発電施設の設置	森林率	おおむね 25% 以上
	残置森林率	おおむね 15% 以上
住宅団地造成	森林率	おおむね 20% 以上 (緑地を含む)
別荘地の造成	森林率	おおむね 60% 以上
ゴルフ場の造成	森林率	おおむね 50% 以上
	残置森林率	おおむね 40% 以上
スキー場の造成	残置森林率	おおむね 60% 以上
宿泊、レジャー施設等の設置	森林率	おおむね 50% 以上
	残置森林率	おおむね 40% 以上
土石等の採掘	周辺部に幅おおむね 30 m 以上の残置森林又は造成森林	

事業区域内における森林の現況			
地 況	標 高	傾 斜	地質・土壌
林 況	樹種及び樹齢その他植生の状況		
特記すべき森林（該当の有無）			
(1) 開発行為に係る森林から除外すべき森林			
・ 保安林、保安施設地区			有 ・ 無
・ 保安林予定森林、保安施設地区予定地			有 ・ 無
・ 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域			有 ・ 無
・ 特別保護地区（鳥獣）、海岸保全区域等の森林			有 ・ 無
・ 土砂災害警戒区域、災害危険区域、山地災害危険地区			有 ・ 無
(2) 公益的機能別施業森林等			
・ 水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林			有 ・ 無
・ 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林			有 ・ 無
・ 快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林			有 ・ 無
・ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林			有 ・ 無
・ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林			有 ・ 無
事業区域の 位置及び 周辺状況	(1) 事業区域の位置及び周辺状況 (2) 住宅、農地、接続又は近接する道路その他施設の規模及び位置関係 (3) 雨水排水に係る下流の河川名及び水路施設並びに管理者 (4) その他		

他法令等の 許認可状況						
開発行為に 係る用地の 確保状況	開発行為に係る土地の権利等の内訳					
	所有権	筆	使用同意	筆	計	筆
	地上権	筆	売買契約	筆		
	賃借権	筆	取得見込	筆		
	関係権利の内訳					
	抵当権	筆	地役権	筆	先取特権	筆
	根抵当権	筆	質権	筆	他	筆
開発行為に より影響を 受ける者の 同意等	(1) 開発区域の周辺居住者、隣接土地所有者の同意又は協議状況 (2) 住民説明の実施内容 (3) 利害関係者等との協定の締結					
事業の 資金計画	資 金	自己資金又は融資	調 達 先			
	事後措置 の費用	(1) 事後措置に掛かる費用 (2) 費用の確保状況（積立金の計画等）				
事業に係る 開発地の維 持管理計画	(1) 災害防止対策 (2) 緊急対応時の体制 (3) 防災施設等の維持管理方法 (4) その他（地域住民等と協議した項目等） (5) 開発完了後の維持管理方法					

災 害 の 防 止 に 関 す る 事 項						
土工量	切土量：	m ³	盛土量：	m ³	残土量：	m ³
	残土の処理方法：					
工法	切土：（例 切土は階段状に行い、滑り易い地盤は杭打ちを行う。）					
	盛土：（例 地盤を階段状に段切りし、水平層に順次盛り上げ、厚み30cm毎に締固める。）					
法面の勾配	切土：	度	分（1：		最大切土高：	m
	盛土：	度	分（1：		最大盛土高：	m
小段の設置	切土：直高	m以内ごとに幅		mの小段を設置		
	盛土：直高	m以内ごとに幅		mの小段を設置		
法面保護・崩壊防止措置等	(1) 法面保護 工法： （人工材料を用いる場合の工法： ） (2) 法面排水施設の設置 規格： 設置位置： (3) 地表面浸食防止措置 (4) その他（暗渠排水の設置、柵工設置等）					
構造物の設置	(1) 擁壁の設置 設置位置： 切土：勾配 度，直高 m 盛土：勾配 度，直高 m 構造： (2) えん堤の設置 設置位置： 容量： 構造： (3) その他施設の設置					
排水施設の設置	(1) 雨水流出量 設計降雨強度： 到達時間： (2) 排水施設の設計 断面：計画流量の 倍以上の排水が可能 構造及び素材（粗度係数）： 洗堀の防止措置： 流速算定方法： 流速： ～ m/sec 流末処理方法：					

沈砂池	沈砂池の設計 表面積： m ² 深さ： m 容量： m ³ 堆砂量： 設置数：
水 害 の 防 止 に 関 す る 事 項	
洪水調節池の 設置	(1) 洪水調節の方式 (2) 洪水調節池の設計 集水面積： h a 下流許容放流量： 設計降雨強度： 調節容量： 堆砂量： 設置数： (3) 余水吐の流下能力 (4) 洪水吐の流下能力 (5) 構造の概要 (6) 河川管理者等の同意状況
水 の 確 保 に 関 す る 事 項	
周辺地域の 水利用状況 及び 必要な措置	(1) 事業区域内に水源を直接依存する者 住宅： 取水施設： 農地： (2) 水量を確保する措置 (3) 上記措置に係る河川管理者等の同意
環 境 の 保 全 に 関 す る 事 項	
環境保全の 方針	
開発区域内の 森林等の 計画内容	(1) 残置森林 配置：（外縁部・工区間等）幅 m 保全管理： (2) 表土の復元、又は客土： cm 厚 (3) 造成森林 植栽時樹高： m以上 樹種： 植栽密度： 本/h a (4) 造成緑地 緑化方法：

事業計画書（別紙）

＊ 今回の事業計画概要について、以下の項目について簡潔に記述すること。

1 事業計画概要

- ① 計画内容（林地開発許可申請書等の記載内容に基づき簡潔に。全体計画と林地開発の関連性、及び林地開発行為が必要最小限度であることも記述すること）
- ② 計画対象区域の位置（位置図を念頭に記述すること）標高など
- ③ 現況の説明（現況写真等も踏まえて）植生、縦断勾配、地質、土壌など
- ④ 工事工程について（各工種の実施順序、防災工事を先行して設置、防災施設に係る立木伐採と防災施設設置時の県の確認時期を計画する等）

2 災害の防止

(1) 立木の伐採

- ① 立木の伐採方法、伐採木搬出に伴う作業道の設置、作業道設置の場合土砂流出対策

(2) 土砂の移動

- ① 切土量及び盛土量
- ② 土砂の移動は最小限

(3) 切土、盛土、捨土を行う場合

＜切土＞

- ① 現地に適合した安全な勾配
- ② 切土は階段状に行い、・・・m毎に小段を設置
- ③ 滑りやすい地盤の場合には杭打ち等の処置

＜盛土＞

- ① 勾配・・・度以下であり、・・・m毎に小段を設置
- ② 締固の方法（30cm 毎に行う等）
- ③ 排水施設（設置の場合）
- ④ すべり・沈下がないような措置
- ⑤ 安定計算結果

＜捨土＞

- ① 開発地内に残土が発生した場合には、適当な場所に土捨て場を確保する

(4) 堰堤等の設置

- ① 容量は1haあたり200m³から400m³を標準
- ② 位置は土砂流出地点に近接した位置
- ③ 構造は治山技術基準

(5) 排水施設の設置

- ① 集水区域の考え方
- ② 断面の決定（計画流量の排水の可否）
- ③ 流速の計算（マニング式）
- ④ 構造（堅固で耐久性を有する構造、管理の可否、洗掘防止の措置、流末処理）

(6) 擁壁等の設置

- ① 切土勾配は30度以上で高さ2m以上であるか
- ② 盛土勾配が30度以上で高さ1m以上であるか
- ③ 土圧等に対し安定していること

(7) 法面の保護

- ① 植生による保護

- ② 排水施設の設置

(8) その他

- ① パネル下の土砂流出対策等（植生シートなど）

3 水害の防止

(1) 洪水調節池の設置

- ① 洪水調節の方法（自然放流式等）
- ② 構造全般（底盤・堤体の仕上、法勾配、安定計算結果等）
- ③ 調節容量（50年に1度の雨度強度で計算、必要な堆砂量）
- ④ 余水吐の構造（100年に一度の1.2倍確率で計算）
- ⑤ 洪水吐の構造（200年に一度の確率）
- ⑥ 河川管理者の同意の状況

4 水の確保

(1) 貯水池導水路の設置

- ① 管理者の同意
- ② 水の利用に支障はないか

(2) 事業区域からの直接取水の有無

- ① 周辺に支障を来す事業区域からの直接取水はないか

(3) 水質悪化の防止

- ① 沈砂池の設置等が行われているか

5 環境の保全

(1) 森林率・残置森林等

- ① 森林率
- ② 残置森林の割合・位置・幅、造成森林の内容
- ③ 残置森林の管理

(2) 騒音、塵埃、交通障害、及び景観保全への対策

6 関係他法令

- ① 現在の許認可状況説明
- ② FIT 認定（認定時期、売電単価、九電との接続契約等）

7 用地の確保

- ① 権原の確保の状況（所有権、地上権等）
- ② その他の関係者について（抵当権、地役権、差押等）
- ③ 開発区域周辺居住者及び隣接土地所有者の同意について
- ④ 利害関係者との協定書

8 資金計画について

- ① 開発を行うための資力はあるか
- ② 太陽光発電施設の場合事業終了後のパネル撤去費用について

9 林地開発完了後の維持管理計画（主に太陽光発電）

- ① 侵入防止柵の設置計画
- ② 草刈（除草剤の使用の有無）
- ③ 調節池の浚渫

工 事 工 程 表

年 月 工 種		年												備 考
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
準備工														
立木伐採														
仮設作業道														
沈砂地														
防 災 工 事	洪水調節池													
	沈砂池													
	排水工													
	暗渠工													
	擁壁工事													
土 工 事	切 土													
	盛 土	(段切り、土羽仕上げ、土壌改良 等も記載)												
緑 化 工 事	客 土													
	法面保護工													
	植栽工													
付帯工事														
後片付けその他														

注意事項

- 1 上記の「工種」は、あくまで記載例であり、計画している工種、仮設工事（※）、工種ごとの立木部分伐採等、細分化して記載すること。
※ 立木の伐採木搬出に係る作業道路設置、濁水防止策等（仮設の施設も含む）。
- 2 各工種別の実施時期及び期間は、線又は棒状の表示とすること。
- 3 工事については防災施設の設置を先行して行うこと。
- 4 防災施設設置の予定時期や県の確認時期を記入すること。

一時利用計画概要書

1 利用場所	2 利用目的																
3 利用面積（開発行為に係る）内訳																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 12.5%;">区 分</td> <td style="width: 12.5%;">山 林</td> <td style="width: 12.5%;">原 野</td> <td style="width: 12.5%;">畑</td> <td style="width: 12.5%;">田</td> <td style="width: 12.5%;">宅 地</td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;">計</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px; vertical-align: bottom;">面 積</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		区 分	山 林	原 野	畑	田	宅 地		計	面 積							
区 分	山 林	原 野	畑	田	宅 地		計										
面 積																	
4 利用期間																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">一時利用期間</td> <td style="width: 40%;">原状回復工事期間</td> <td style="width: 20%;">計</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px; vertical-align: bottom;">年 月～ 年 月</td> <td style="height: 40px; vertical-align: bottom;">年 月～ 年 月</td> <td style="height: 40px; vertical-align: bottom;">年 カ月</td> </tr> </table>		一時利用期間	原状回復工事期間	計	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月	年 カ月										
一時利用期間	原状回復工事期間	計															
年 月～ 年 月	年 月～ 年 月	年 カ月															
5 利用計画の概要																	
6 利用後の原状回復方法																	

注意事項

- 1 利用面積欄には、利用の全体面積と森林に係る部分の面積を区分ごとに上下二段書きすること。
- 2 利用期間欄には、利用する予定期間と利用後の原状回復等に係る予定期間を併記すること。
- 3 利用計画の概要欄には、具体的な計画内容の概要を記載すること。
- 4 利用後の原状回復方法欄には、施設の撤去、跡地埋め戻し、法面の保護並びに客土、植栽樹種及び単位面積あたりの本数を含む植栽方法等の具体的な方法を記載すること。
- 5 必要に応じ、利用計画及び回復計画の図面（平面、断面、構造図等）を添付すること。

別記第8号様式（第7条関係）

排水施設等計画一覧

排水施設番号	雨水流出量				排水施設								
	集水面積 A	流出係数 f	降雨強度 r	雨水量 Q ₁	種 類	断面積 a	潤辺長 P	径 深 R	粗度係数 n	勾 配 I	流 速 V	流 量 Q ₂	安全率 $\frac{Q_2}{Q_1}$
	h a		mm/hr	m ³ /sec		m ²		m		%	m/s	m ³ /sec	

注意事項

- 1 本様式における排水施設は、排水施設計画平面図及び排水施設等計画流量計算書と一致させること。

別記第9号様式（第7条関係）

洪水調節池等検討一覧

1 ネック地点の流下能力

断 面 積	径 深	縦 勾 配	粗 度 係 数	流 下 能 力
m ²	m	%		m ³ /sec

2 ネック地点の雨水流出量（洪水調節池が不要な場合のみ記入）

集 水 面 積	流 出 係 数	降雨強度（30（50）年）	雨 水 流 出 量
h a		mm/hr	m ³ /sec

3 洪水調節池の容量（洪水調節池が必要な場合のみ記入）

集 水 面 積	流 出 係 数	許 容 放 流 量	オリフィス断面積 （A）	オリフィス放流量 ※（A）の断面積で計算
h a		m ³ /sec	m ²	m ³ /sec
洪水調節必要量 （B）	堆 砂 量 （C）	洪水調節容量 （B + C）	洪水調節池容量 （設 計）	
m ³	m ³	m ³	m ³	

4 余水吐の流下能力（洪水調節池が必要な場合のみ記入）

降雨強度（200年）	必 要 通 水 量	余水吐の構造	余水吐の流下能力
mm/hr	m ³ /sec	m	m ³ /sec

残置森林等の管理に関する誓約書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

次の残置森林等について、下記のとおり維持管理することを誓約します。

残置森林等（残置又は造成する森林又は緑地）の所在場所

市町村大字 字 番ほか 筆

残置森林等の面積（①＋②＋③）		m ²
内 訳	① 残置森林の面積 C	m ²
	② 造成森林の面積 A 1	m ²
	③ 造成緑地の面積 A 2	m ²

記

（残置森林等の保存）

- 1 残置森林等は他の目的には転用いたしません。

（地域森林計画の遵守）

- 2 残置森林等が地域森林計画の対象となる場合は、その計画に即した施業を行います。

（造林の実施）

- 3 残置森林等のうち、補植又は改植を必要とする箇所には、現地に適合した樹種を適期に植栽します。

（保育の実施）

- 4 残置森林等のうち、造成した森林又は緑地については、活着するまでの間、散水等の措置を講じます。その他、下刈り、つる切り、除伐、間伐及び施肥を必要とする箇所については、適切な保育作業を行います。

（立木の伐採）

- 5 残置森林等の立木を伐採する場合は、伐採の理由、伐採箇所、伐採面積をあらかじめ関係市町村長に届出て、その承認を受けます。

（誓約事項の承継）

- 6 残置森林等の所有権その他森林等を利用する権利を他に譲渡したときは、この誓約事項を当該権利者に承継します。

（注）残置森林等区域内土地所有者一覧表、当該所有権その他残置森林等を利用する権利を有することを証する書類及び残置森林等の区域が確認できる図面を添付すること。

関係他法令手続き状況一覧表

(1/3)

法令等の名称	該当	所管行政庁	提出書類名	提出日	受付日	許認可日	備 考
国土利用計画法	○ ×						
環境影響評価法 熊本県環境影響 評価条例							
自然公園法 熊本県立自然公 園条例							
自然環境保全法 熊本県自然環境 保全条例							
絶滅のおそれの ある野生動植物 の種の保存に関 する法律							
熊本県野生動植 物の多様性の保 全に関する条例							
鳥獣の保護及び 管理並びに狩猟 の適正化に関す る法律							
農業振興地域の 整備に関する法 律							
農地法							
都市計画法							
建築基準法							

法令等の名称	該当	所管行政庁	提出書類名	提出日	受付日	許認可日	備考
河川法							
砂防法							
地すべり等防止法							
急傾斜地の崩壊 による災害の防 止に関する法律							
宅地造成及び特 定盛土等規制法							
熊本県景観条例							
土砂災害警戒区 域等における土 砂災害防止対策 の推進に関する 法律							
海岸法							
熊本県一般海域 管理条例							
国有財産法 建設省所管国有 財産取扱規則							
文化財保護法 熊本県文化財保 護条例							
土壌汚染対策法							
水質汚濁防止法							

法令等の名称	該当	所管行政庁	提出書類名	提出日	受付日	許認可日	備考
採石法							
砂利採取法							
廃棄物の処理及び清掃に関する法律							
熊本県産業廃棄物指導要綱等							
墓地、埋葬等に関する法律							
熊本県ゴルフ場の開発事業に関する指導要項							
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 (FIT 法)							
その他関係法令等							

(その他手続き)

項目	該当	所管行政庁等	提出書類名	提出日	受付日	完結日	備考
林業関係補助事業施行地							
(排水先 4 k m 下流までの) 河川管理者 (県及び市町村以外) の同意							

(注) 全ての項目について該当の有無を記載し、当該事項を確認又は書類を提出した所管行政庁等の機関名及び担当部署を明記すること。

林地開発区域内土地所有者等関係権利者一覧表

森 林 の 所 在 地 (市郡 町大字 字 番)	地目	面 積 (㎡)	権利の 種 別	権利者の氏名	同意	備 考

注意事項

- 1 所有権及びそれ以外の開発行為の妨げとなる全ての権利（地上権、地役権、貸借権、質権、抵当権、根抵当権、先取特権等）について記載すること。
- 2 地目及び面積欄には、土地の登記事項証明書の内容を記載すること。
- 3 同意（権利）を取得している場合は、同意の欄に○印を記入し、備考欄に、同意書、売買契約書、賃貸借契約書等の同意を確認できる根拠を記載すること。
- 4 権利者が土地の登記事項証明書の記載と異なる場合には、権利者の氏名欄について当該権利者を上段、登記上の権利者を下段の二段書きにし、備考欄にその事由を記載すること。

林地開発区域内土地所有者等関係権利者の同意書

年 月 日

開発行為者氏名

開発行為の目的

上記に係る開発行為の施行にあたり、下記の森林を使用されることについては、異議なく同意します。

記

森 林 の 所 在 場 所	権利の種類	権利者の住所・氏名	印

注意事項

- 1 森林の所在場所には、土地の登記事項証明書に記載されている所在及び地番を記載すること。
- 2 権利の種類には所有権、地上権、地役権、貸借権、質権、抵当権、根抵当権、先取特権等の別に記入すること。
- 3 一筆に係る所有権者等が多数である場合には、所有権者等の一覧を別紙に記載のうえ、所有権者等全員が押印したものを添付すること。
- 4 同意を要する権利者の印鑑（登録）証明書（原本）を添付すること。

開発区域周辺居住者等の同意書

年 月 日

（ 開 発 行 為 者 ） 様

居住（使用）者

住所

氏名

印

あなたが、市（郡）町（村）大字 字 番 ほか 筆において行う開発行為（開発の目的）について、下記の条件により施行することに同意します。

記

条 件 事 項	措 置 条 件

隣接土地所有者の同意書

年 月 日

（ 開 発 行 為 者 ） 様

土地所有者

住所

氏名

印

所有する土地の所在	
-----------	--

あなたが、 市（郡） 町（村） 大字 字 番 ほか 筆において行う開発行為（開発の目的）について、下記の条件により施行することに同意します。

記

条 件 事 項	措 置 条 件

資 金 計 画 書

年 月 日

申請者
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり相違ありません。

記

法人の概要	法令による登録等					
	従業員等			人		
	前年度事業量			箇所数	箇所	金額 千円
今回申請事業経費	事業収入の部	収入	区 分	金 額	摘 要	
			自己資金	千円		
			融 資			
			計			
	事業支出の部	支出	区 分			
			用 地 費	千円		
			工 事 費			
			内 防災工事費			
			その他			
			計			

注意事項

- 「法令による登録等」欄は、宅地建物取引業法による免許、建設業法による建設業者登録、鉱業法による登録、採石法による登録、砂利採取法による登録等の適用種類とその免許、登録の年月日及び番号を記載し、当該登録書等の写しを添付すること。
- 資金計画書の直後には、次の添付書類を綴じること。
 - 預金残高証明書又は融資証明書（融資をする者が金融機関以外の場合は、当該融資をする者の預金残高証明書）
 - 工事費の内訳明細表又は見積書
- 上記の「区分」は記載例であり、必要に応じ区分を追加して記載すること。

林地開発（変更）許可申請取下書

年 月 日

熊本県知事 様
(熊本県 広域本部長又は地域振興局長経由)

申請者
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで申請したこのことについては、下記理由により取り下げます。

記

開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為に係る 森林の土地の面積	ヘクタール
開発行為の目的	
取 下 げ の 理 由 (具体的に記入)	

林地開発行為標示板

許可年月日 及び許可番号		年 月 日付け熊本県指令 第 号
開発行為許可 を受けた者	住所	
	氏名	
開発行為の目的		
開発行為に係る 森林の所在場所		
開発行為に係る 森林の土地の面積		ヘクタール
完了予定年月日		年 月 日
工事 施工者	住所	
	氏名	

注意事項

上記の様式の標示板（縦80cm×横100cm位の大きさ）を開発行為地内のわかりやすい場所に設置すること。

林地開発行為着手届出書

年 月 日

熊本県知事 様
(熊本県 広域本部長又は地域振興局長扱い)

開発行為者
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた林地開発行為について、次のとおり着手したので、届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日付け熊本県指令 第 号
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 に 係 る 土 地 の 森 林 の 面 積	ヘクタール
開 発 行 為 の 目 的	
着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
工 事 施工者	住 所 氏 名 連 絡 先
現 場 管 理 責 任 者	住 所 氏 名 連 絡 先

注意事項

- 1 施工管理基準に示す施工計画書を添付すること。
- 2 設置した林地開発行為標示板の写真を添付すること。
- 3 要項第 11 条第 2 項に規定する資料を添付すること。

林地開発行為段階確認届出書

年 月 日

熊本県知事 様
（熊本県 広域本部長又は地域振興局長扱い）

開発行為者
住 所
氏 名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為の 1 防災施設設置に係る立木伐採、2 防災施設の設置 が完了したため段階確認を受けたいので、届け出ます。
（該当する番号を○で囲むこと）

許可年月日 及び許可番号	年 月 日付け熊本県指令 第 号	
開発行為に係る 森林の所在場所		
開発行為に係る 森林の土地の面積	ヘクタール	
開発行為の目的		
防災工事 の内容	防災施設名	
	防災施設数量	
	防災施設に係る森林	ヘクタール
	完了年月日	年 月 日

注意事項

- 立木伐採の場合は施工箇所を明示した図面及び状況写真、防災施設設置については施工箇所を明示した図面、出来形図面及び状況写真（全景及び主たる構造物）についてそれぞれ添付すること。
 - 調節池の確認は、機能が確保された状態を確認することとし、施設が完成した時の確認は完了検査時に実施する。
- ※ 機能が確保された状態の確認は、幅、深さ、オリフィスの内径、放流管を計画図面と照合することとする。

林地開発行為施行状況報告書

年 月 日

熊本県知事 様
(熊本県 広域本部長又は地域振興局長扱い)

開発行為者
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり 年 月 日現在の施行状況を報告します。

記

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日付け熊本県指令 第 号
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 面 積	ヘクタール
開 発 行 為 の 目 的	
完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
特 記 事 項	

注意事項

- 1 予定工程と実施工程を対比した工程表を添付すること。
- 2 土地利用計画図に施工済、施工中、未施工を色別して添付すること。
- 3 施工状況写真（全景、防災施設及び未施工地の森林状況は必須）を添付すること。
- 4 施工状況写真の位置が分かるように計画図に記載すること。
- 5 毎年3月末日現在の施行状況を同年4月20日までに報告すること。
- 6 太陽光発電施設その他の複数の尾根や谷の形質を変更する林地の開発については、上記5に加え7月末日現在の施行状況を翌8月10日までに報告すること。

林地開発変更届出書

年 月 日

熊本県知事 様
(熊本県 広域本部長又は地域振興局長扱い)

開発行為者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を次のとおり変更したいので届け出ます。

許可年月日 及び許可番号	年 月 日付け熊本県指令 第 号
開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為に係る 森林の土地の面積	ヘクタール
開発行為の目的	
変更事項	
変更理由	
備考	

注意事項

- 1 変更事項は、変更前を上段、変更後を下段の二段書きとすること。また、変更届出書に添付する設計図書等は、変更前・変更後が対比できるものであること。
- 2 変更箇所に係る状況写真（全景及び主たる構造物）に番号を付し、撮影位置及び方向を記載した土地利用計画図と併せて添付すること。ただし、期間延長のみの場合は除く。
- 3 当該変更に関係する資料を全て添付すること。
- 4 開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。

林地開発変更許可申請書

年 月 日

熊本県知事 様
(熊本県 広域本部長又は地域振興局長経由)

申請者
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を次のとおり変更したいので申請します。

許可年月日 及び許可番号	年 月 日付け熊本県指令 第 号
開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為に係る 森林の土地の面積	
開発行為の目的	
変更事項	
変更理由	
備 考	

注意事項

- 1 面積は実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 2 変更事項は、変更前を上段、変更後を下段の二段書きとすること。
- 3 開発行為を行うことについて、他法令の許認可処分等を必要とする場合には、備考欄にその主な手続の状況を記載すること。
- 4 申請者が代理人により申請を行う場合は、委任の旨を証する書面を添えなければならない。

別記第24号様式（第17条関係）

林地開発行為完了届出書

年 月 日

熊本県知事 様

開発行為者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を完了したので、届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日付け熊本県指令 第 号
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積	ヘクタール
開 発 行 為 の 目 的	
完 了 年 月 日	年 月 日

注意事項

開発行為完了後の状況写真（全景及び主たる構造物）に番号を付し、撮影位置及び方向を記載した土地利用計画図と併せて添付すること。

林地開発行為部分完了届出書

年 月 日

熊本県知事 様

開発行為者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為の一部を完了し、部分完了の確認を受けたいので、届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		年 月 日付け熊本県指令 第 号	
開発行為に係る森林 の 所 在 場 所			
開発行為に係る森林 の 土 地 の 面 積		ヘクタール	
開 発 行 為 の 目 的			
部 分 完 了 の 内 容	工 区 名		
	開発行為に係る 森林の所在場所		
	面 積（h a）	開発行為に係る事業区域	
		開発行為をしようとする森林	
		開発行為に係る森林	
完 了 年 月 日	年 月 日		
未 完 了 の 内 容	工 区 名		
	開発行為に係る 森林の所在場所		
	面 積（h a）	開発行為に係る事業区域	
		開発行為をしようとする森林	
		開発行為に係る森林	
完 了 年 月 日	年 月 日		

注意事項

開発行為の部分完了箇所に関する状況写真（全景及び主たる構造物）及び出来形図面を添付すること。

林地開発行為中止届出書

年 月 日

熊本県知事 様

（熊本県 広域本部長又は地域振興局長扱い）

開発行為者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を次のとおり中止したいので、届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日付け熊本県指令 第 号
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積	ヘクタール
開 発 行 為 の 目 的	
着 手 年 月 日	年 月 日
再 開 予 定 年 月 日	年 月 日
中止時における開発行為の状況及び進捗	
中 止 の 理 由	
防 災 措 置	
その他参考となる事項	

注意事項

- 1 工事の出来形図及び防災施設等の設計図書を添付すること。
- 2 開発行為の中止時の現況写真（全景及び主たる構造物等）に番号を付し、撮影位置及び方向を記載した土地利用計画図と併せて添付すること。
- 3 当該開発地の保全及び維持管理に関する計画書を添付すること。

別記第27号様式（第19条関係）

林地開発行為再開届出書

年 月 日

熊本県知事 様
(熊本県 広域本部長又は地域振興局長扱い)

開発行為者
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで林地開発行為中止届出書を提出し、中止していた林地開発行為を次のとおり再開したいので、届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日付け熊本県指令 第 号
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積	
開 発 行 為 の 目 的	
中 止 年 月 日	年 月 日
再 開 年 月 日	年 月 日
再 開 の 理 由	

注意事項

工事再開時の工事工程表を添付すること。

林地開発行為廃止届出書

年 月 日

熊本県知事 様
（熊本県 広域本部長又は地域振興局長扱い）

開発行為者
住 所
氏 名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を廃止したいので、届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日付け熊本県指令 第 号
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積	ヘクタール
開 発 行 為 の 目 的	
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃止時における開発 行為の状況及び進捗	
廃 止 の 理 由	
防 災 措 置	
原 状 回 復 状 況	

注意事項

- 1 工事の出来形図及び防災施設等の設計図書を添付すること。
- 2 開発行為の廃止時の現況写真（全景及び主たる構造物等）に番号を付し、撮影位置及び方向を記載した土地利用計画図と併せて添付すること。

林地開発行為代表者等変更届出書

年 月 日

熊本県知事 様
(熊本県 広域本部長又は地域振興局長扱い)

届出者
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり変更が生じたので届け出ます。

記

許可年月日 及び許可番号	年 月 日付け熊本県指令 第 号
開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為に係る 森林の土地の面積	ヘクタール
開発行為の目的	
変更年月日	年 月 日
変更事項	
変更の理由	
備 考	

注意事項

- 1 変更事項は、変更前を上段、変更後を下段の二段書きとすること。
- 2 変更に伴う資料（個人にあっては住民票、法人にあっては法人の履歴事項全部証明書及び定款等）を添付すること。

林地開発行為代表者変更事前申出書

年 月 日

熊本県知事 様
(熊本県 広域本部長又は地域振興局長扱い)

住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

売買、交換又は贈与等の事由により当該開発行為を施行する権原の承継に基づき、代表者を変更することとしますので事前に申し出ます。現行の許可条件及び利害関係者と協定書を締結している場合にはその地位について、代表者の変更後も確実に承継されることを確約いたします。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日付け熊本県指令 第 号
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積	ヘクタール
開 発 行 為 の 目 的	
変 更 す る 代 表 者 の 住 所 氏 名	
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日
変 更 の 理 由	

注意事項

- 1 変更する代表者が個人の場合、住民票を添付すること。
- 2 法人の場合、法人の履歴事項全部証明書及び定款又は規約を添付すること。
- 3 法人でない団体の場合、代表者の氏名及び規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類又は議事録を添付すること。

林地開発行為代表者変更届出書

年 月 日

熊本県知事 様
(熊本県 広域本部長又は地域振興局長扱い)

住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

売買、交換又は贈与等の事由により当該開発行為を施行する権原の承継に基づき、代表者を変更したので、届け出ます。現行の許可条件及び利害関係者と協定書を締結している場合にはその地位について、確実に承継することを確約いたします。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日付け熊本県指令 第 号
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積	ヘクタール
開 発 行 為 の 目 的	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 理 由	

注意事項

- 1 資金計画書を添付すること。
- 2 代表者変更を証明する資料を添付すること。
- 3 現行の許可条件を遵守したうえで申請内容に従って施行すること及び利害関係者と協定書を締結している場合にはその地位を継承する旨の誓約書を添付すること。
- 4 再生可能エネルギー発電事業計画に係る開発行為については、代表者変更に伴う経済産業大臣の変更認定書を添付すること。

別記第31号様式（第22条第1項関係）

林地開発行為一般承継届出書

年 月 日

熊本県知事 様
(熊本県 広域本部長又は地域振興局長扱い)

(一般承継人)
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

森林法第10条の2第1項の規定に基づく許可の地位を承継したので、届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日付け熊本県指令 第 号	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所		
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積	ヘクタール	
開 発 行 為 の 目 的		
承 継 年 月 日	年 月 日	
権 利 譲 渡 者	住 所	
	氏 名	
承 継 の 理 由		

注意事項

相続又は合併等があったことを証明する書類を添付すること。

林地開発行為特定承継事前申出書

年 月 日

熊本県知事 様
(熊本県 広域本部長又は地域振興局長扱い)

住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

森林法第10条の2第1項の規定に基づく許可の地位を承継することとしますので事前に申し出ます。承継に伴い、現行の許可条件及び利害関係者と協定書を締結している場合にはその地位について、特定承継人が確実に承継することを確約いたします。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日付け熊本県指令 第 号
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積	ヘクタール
開 発 行 為 の 目 的	
特 定 承 継 人 の 住 所 氏 名	
承 継 予 定 年 月 日	年 月 日
承 継 の 理 由	

注意事項

- 1 関係書類作成基準第5の23「申請者の信用に関する書類」の(1)必要資料に準じる書類を添付すること。
- 2 本書は、開発行為者が、売買、交換又は贈与等の事由により第3者に承継させようとするときに提出すること。

林地開発行為特定承継届出書

年 月 日

熊本県知事 様
(熊本県 広域本部長又は地域振興局長扱い)

(特定承継人)
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

森林法第10条の2第1項の規定に基づく許可の地位を承継したので、届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日付け熊本県指令 第 号
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積	ヘクタール
開 発 行 為 の 目 的	
承 継 年 月 日	年 月 日
承 継 の 理 由	

注意事項

- 1 特定承継人の資金計画書を添付すること。
- 2 特定承継人が地位を承継したことを証する書類並びに現行の許可条件を遵守する旨及び申請内容に従って施行する旨の誓約書、その他承継したことが確認できる書類を添付すること。
- 3 被承継人が協定を締結している場合、特定承継人が当該協定の内容を承継し遵守する旨を双方で合意したことを証する資料を添付すること。
- 4 他法令等の許認可が必要な場合は、当該許認可を特定承継人が取得していることを証する書類を添付すること。
- 5 再生可能エネルギー発電事業計画に係る開発行為については、特定承継に伴う経済産業大臣の変更認定書の写し等を添付すること。
- 6 本書は、開発行為者が、売買、交換又は贈与等の事由により第三者に承継したときに提出すること。

林地開発行為災害発生届出書

年 月 日

熊本県知事 様
(熊本県 広域本部長又は地域振興局長扱い)

開発行為者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為において、災害が発生したので、届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日付け熊本県指令 第 号
開 発 行 為 中 の 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積	ヘクタール
開 発 行 為 の 目 的	
災 害 発 生 年 月 日	年 月 日
災 害 発 生 の 原 因 と 被 災 の 状 況	
応 急 措 置 等 の 状 況 と 今 後 の 復 旧 方 法	
そ の 他 参 考 と な る 事 項	

注意事項

災害現場及び応急措置等状況の写真に番号を付し、撮影位置及び方向を記載のうえ災害状況の内容等を示した土地利用計画図等の資料を添付すること。

林地開発行為協議書

第 号
年 月 日

熊本県知事 様
(熊本県 広域本部長又は地域振興局長扱い)

協議者
住 所
名称及び代表者名

下記のとおり林地開発行為をしますので、協議書を提出します。

記

開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為に係る 森林の土地の面積	ヘクタール
開発行為の目的	
着手予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
備 考	

注意事項

- 1 所在場所の筆数が多すぎて記入できない場合は、代表地番及び筆数（〇〇番ほか〇筆）と記入し、別紙に地番の若い順とした一覧表を添付すること。
- 2 面積は実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 3 着手予定年月日は、特定の年月日が明らかなでない場合、「協議が終了した日から」とすること。

事業計画書

(1/5)

事 項		内 容
開 発 行 為 の 目 的		
開 発 行 為 に 係 る 事 業 又 は 施 設 の 名 称		
施 設 計 画 の 内 容		
施 行 計 画	設 置 施 設 の 内 訳	(注) 土地利用計画図と一致させること
	工 事 工 程	
	工 事 使 用 機 械 等	規格： 数量：
全体計画及び期別（年度別）事業計画		
工 区 区 分 の 内 容		工区名： 目的区分：
施 工 予 定 開 発 行 為 者	住 所 (TEL)	
	氏 名	
現 場 責 任 者	住 所 (TEL)	
	氏 名	

土 地 の 利 用 計 画					面 積 (h a)		
開発行為に係る事業区域					A + B + C + D + E		
内 訳	開発行為をしようとする森林				A + B + C + D		
	内 訳	開発行為に係る森林			A + B		
		内 訳	造成森林等		A		
			内 訳	造成森林		A 1	
				造成緑地		A 2	
		その他の開発行為			B		
		残置森林			C		
		内 訳	残置森林（１５年生超え）		C 1		
			残置森林（１５年生以下）		C 2		
	その他森林			D			
その他（地域森林計画対象外）				E			
森林率 = $\frac{A\ 1 + C}{A + B + C + D} \times 100 =$ % 残置森林率 = $\frac{C\ 1}{A + B + C + D} \times 100 =$ %							

(注)

- 1 森林の配置等の基準に、森林率が規定されている場合は、造成森林等の面積の内訳 (A 1 及び A 2) を記載すること。
- 2 森林の配置等の基準に、残置森林率が規定されている場合は、残置森林面積の内訳 (C 1 及び C 2) を記載すること。

(参考) 森林の配置等についての基準

開発の目的	森林の配置等に係る基準	
工場又は事業場の設置	森林率	おおむね 25% 以上
太陽光発電施設の設置	森林率	おおむね 25% 以上
	残置森林率	おおむね 15% 以上
住宅団地造成	森林率	おおむね 20% 以上 (緑地を含む)
別荘地の造成	森林率	おおむね 60% 以上
ゴルフ場の造成	森林率	おおむね 50% 以上
	残置森林率	おおむね 40% 以上
スキー場の造成	残置森林率	おおむね 60% 以上
宿泊、レジャー施設等の設置	森林率	おおむね 50% 以上
	残置森林率	おおむね 40% 以上
土石等の採取	周辺部に幅おおむね 30m 以上の残置森林又は造成森林	

事業区域内における森林の現況			
地 況	標 高	傾 斜	地質・土壌
林 況	樹種及び樹齢その他植生の状況		
特記すべき森林（該当の有無）			
(1) 開発行為に係る森林から除外すべき森林			
・ 保安林、保安施設地区			有 ・ 無
・ 保安林予定森林、保安施設地区予定地			有 ・ 無
・ 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域			有 ・ 無
・ 特別保護地区（鳥獣）、海岸保全区域等の森林			有 ・ 無
・ 土砂災害警戒区域、災害危険区域、山地災害危険地区			有 ・ 無
(2) 公益的機能別施業森林等			
・ 水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林			有 ・ 無
・ 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林			有 ・ 無
・ 快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林			有 ・ 無
・ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林			有 ・ 無
・ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林			有 ・ 無
事業区域の 位置及び 周辺状況	(1) 事業区域の位置及び周辺状況 (2) 住宅、農地、接続又は近接する道路その他施設の規模及び位置関係 (3) 雨水排水に係る下流の河川名及び水路施設 (4) その他		

災 害 の 防 止 に 関 す る 事 項					
土工量	切土量： m ³		盛土量： m ³		残土量： m ³
	残土の処理方法：				
工法	切土：				
	盛土：				
法面の勾配	切土： 度 分（１： ）			最大切土高： m	
	盛土： 度 分（１： ）			最大盛土高： m	
小段の設置	切土：直高 m以内ごとに幅		mの小段を設置		
	盛土：直高 m以内ごとに幅		mの小段を設置		
法面保護及び崩壊防止措置	(1) 法面保護 工法： （人工材料を用いる場合の工法：				

沈砂池	沈砂池の設計 表面積： m^2 深さ： m 容量： m^3 堆砂量： 設置数：
水 害 の 防 止 に 関 す る 事 項	
洪水調節池 の設置	(1) 洪水調節の方式 (2) 洪水調節池の設計 集水面積： h a 下流許容放流量： 設計降雨強度式： 調節容量： 設置数： 到達時間： 堆砂量： (3) 余水吐の流下能力 (4) 洪水吐の流下能力 (5) 構造の概要 (6) 河川管理者等の同意状況
水 の 確 保 に 関 す る 事 項	
周辺地域の 水利用状況 及び必要な 措置	(1) 事業区域内に水源を直接依存する者 住宅： 取水施設： 農地： (2) 水量を確保する措置 (3) 上記措置に係る河川管理者等の同意
環 境 の 保 全 に 関 す る 事 項	
環境保全の 方針	
開発区域内 の森林等の 計画内容	(1) 残置森林 配置：（外縁部・工区間等）幅 m 保全管理： (2) 表土の復元、又は客土： cm 厚 (3) 造成森林 植栽時樹高： m 以上 樹種： 植栽密度： 本/h a (4) 造成緑地 緑化方法：

林地開発行為着手報告書

年 月 日

熊本県知事 様
(熊本県 広域本部長又は地域振興局長扱い)

開発行為者
住 所
名称及び代表者名

年 月 日付け 第 号で連絡調整を了した開発行為について、下記のとおり着手したので、報告します。

記

開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為に係る 土地の森林の面積	ヘクタール
開発行為の目的	
着手年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
備 考	

林地開発計画変更届出書

第 号
年 月 日

熊本県知事 様
(熊本県 広域本部長又は地域振興局長扱い)

開発行為者
住 所
名称及び代表者名

年 月 日付け 第 号で連絡調整を了した林地開発行為について、下記
のとおり計画を変更したく、届け出ます。

記

開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為に係る 森林の土地の面積	ヘクタール
開発行為の目的	
変 更 事 項	
変 更 理 由	
完了予定年月日	年 月 日
備 考	

注意事項

- 1 面積は実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 2 変更事項欄には、変更前を上段、変更後を下段の二段書きとすること。
- 3 変更理由欄には、変更に至った経緯及び具体的理由を記載すること。

林地開発行為完了報告書

年 月 日

熊本県知事 様
(熊本県 広域本部長又は地域振興局長扱い)

開発行為者
住 所
名称及び代表者名

年 月 日付け 第 号で連絡調整を了した開発行為について、下記のとおり完了したので報告します。

記

開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為に係る 森林の土地の面積	ヘクタール
開発行為の目的	
完了年月日	年 月 日
備 考	

注意事項

状況写真（全景及び主たる構造物）に番号を付し、撮影位置及び方向を記載した土地利用計画図と併せて添付すること。